

令和7年 第1回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 7年 3月 4日 開会

令和 7年 3月14日 閉会

大 樹 町 議 会

令和7年第1回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月4日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名 | |
| 第 2 | 議会運営委員会報告 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 諸般報告 | |
| 第 5 | 行政報告 | |
| 第 6 | 委員会報告 | |
| 第 7 | 陳情第 1 号 | 大樹町B & G海洋センタープールの利用期間延長とプールデッキ常設に関する陳情について |
| 第 8 | 発委第 1 号 | 大樹町議会委員会条例の一部改正について |
| 第 9 | 同意第 1 号 | 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第10 | 同意第 2 号 | 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第11 | 議案第 4 号 | 大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定について |
| 第12 | 議案第 5 号 | 大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について |
| 第13 | 議案第 6 号 | 大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第14 | 議案第 7 号 | 大樹町職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 第15 | 議案第 8 号 | 公益的法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| 第16 | 議案第 9 号 | 大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について |
| 第17 | 議案第 10 号 | 大樹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第18 | 議案第 11 号 | 大樹町立認定こども園設置条例を廃止する条例の制定について |
| 第19 | 議案第 12 号 | 大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第20 | 議案第 13 号 | 大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第21 | 議案第 14 号 | 大樹町学童保育所条例の一部改正について |
| 第22 | 議案第 15 号 | 大樹町高齢者等通院交通費助成に関する条例の一部改正について |
| 第23 | 議案第 16 号 | 大樹町重度障害者等交通費の助成に関する条例の一部改正について |
| 第24 | 議案第 17 号 | 大樹町営牧場条例の一部改正について |
| 第25 | 議案第 18 号 | 大樹町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 第26 | 議案第 19 号 | 大樹町普通河川管理条例の一部改正について |
| 第27 | 議案第 20 号 | 大樹町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |

- 第28 議案第 21号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結について
- 第29 議案第 22号 町道路線の廃止について
- 第30 議案第 23号 町道路線の認定について
- 第31 議案第 24号 工事請負契約事項の変更について
- 第32 議案第 25号 令和6年度大樹町一般会計補正予算（第9号）について
- 第33 議案第 26号 令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について
- 第34 議案第 27号 令和6年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第35 議案第 28号 令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第6号）について
- 第36 議案第 29号 令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第37 議案第 30号 令和6年度大樹町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第38 議案第 31号 令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について
- 第39 議案第 32号 令和6年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第40 令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針
- 第41 議案第 33号 令和7年度大樹町一般会計予算について
- 第42 議案第 34号 令和7年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
- 第43 議案第 35号 令和7年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第44 議案第 36号 令和7年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第45 議案第 37号 令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第46 議案第 38号 令和7年度大樹町水道事業会計予算について
- 第47 議案第 39号 令和7年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第48 議案第 40号 令和7年度大樹町下水道事業会計予算について
- 第49 予算審査特別委員会設置・付託
- 第50 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（12名）

1番 播間 章 浩	2番 寺 嶋 誠 一	3番 辻 本 正 雄
4番 吉 岡 信 弘	5番 西 山 弘 志	6番 船 戸 健 二
7番 杉 森 俊 行	8番 西 田 輝 樹	9番 安 田 清 之
10番 志 民 和 義	11番 菅 敏 範	12番 齊 藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長

副 町 長

総 務 課 長

総 務 課 参 事

企画商工課長兼地場産品研究センター所長

企画商工課参事

住 民 課 長

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立

尾田認定こども園長兼学童保育所長

保健福祉課参事

保健福祉課参事

農林水産課長兼町営牧場長

建設水道課長兼下水終末処理場長

会計管理者兼出納課長

町立病院事務長

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

黒 川 豊

松 木 義 行

吉 田 隆 広

杉 山 佳 行

伊 勢 厳 則

菅 浩 也

牧 田 護

水 津 孝 一

瀬 尾 さとみ

明日見 由 香

松 久 琢 磨

奥 純 一

楠 本 正 樹

下 山 路 博

瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

沼 田 拓 己

井 上 博 樹

梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農業委員会事務局長

穀 内 和 夫

清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

係 長

佐 藤 弘 康

木 田 悟 史

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 吉岡 信弘 君

5番 西山 弘志 君

6番 船戸 健二 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

去る2月25日、午前10時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので報告申し上げます。

本定例会への提出事件は、陳情が1件、発委が1件、委員の選任が2件、条例の制定が2件、条例の廃止が1件、条例の一部改正が14件、協定の締結が1件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件、契約の変更が1件、補正予算が8件、令和7年度当初予算が8件、一般質問は4議員4項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期については、本日3月4日から3月14日までの11日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるようよろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月14日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月4日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告をさせます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、12月2日開会の第4回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法の規定に基づきまして、12月、1月、2月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法の規定によります監査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和7年第1回南十勝複合事務組合議会定例会が、2月18日、大樹町で開催され、議員3名が出席。

令和7年第1回十勝圏複合事務組合議会定例会、令和7年第1回とかち広域消防事務組合議会定例会が、2月26日、帯広市において開催され、議員1名が出席しております。

第3、委員会関係について。

経済常任委員会を1回開催、広報広聴常任委員会を2回、住民懇談会を1回開催、議会運営委員会を2回、行政視察を1回開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和7年1月28日開催の第1回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番の気象状況の悪化による被害状況等につきましては、2月3日夜から4日午前にかけて、帯広市をはじめ、十勝地方で記録的な大雪となり、当町でも、51センチの降雪を記録しております。この大雪により、当町でも農業用ビニールハウス10棟が全壊するなどの被害が発生しております。

2番の町長と語る会の開催につきましては、南町行政区及び萌和行政区から要請をいただき、2月18日、21日にそれぞれ開催しております。

3番のたいき未来共創会議につきましては、3月3日、福祉センターで開催しております。それぞれの会合において、まちづくりに関して、幅広い分野でご意見などをお聞きしております。内容につきましては、広報紙等でお知らせいたします。

4番の委員の委嘱につきましては、大樹町まちづくり推進協議会委員並びに大樹町行財政改革推進委員をそれぞれ記載のとおり委嘱しております。

5番の航空宇宙関連につきましては、2月19日と2月20日に、株式会社植松電機によるロケット打上げ実験を実施しております。

6番の地域おこし協力隊の任用につきましては、新たに1名の方を宇宙のまちづくり推進員として委嘱しております。

7番目の人事関係、8番のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、子ども交流プロジェクトについて。

大樹町体験活動支援協議会主催の日帰り体験活動2回、冬キャンプ1回、それぞれ記載のとおり実施しております。

2、優秀選手の派遣について。

第45回全国中学校スケート大会のスピードスケート競技が、2月1日から長野市で開催され、加藤煌瑛さん、山本彩瑛さんと引率者を派遣しております。結果につきましては、記載のとおりでございますが、山本さんは女子500メートルで2位、1,000メートルでは大会新記録での優勝と輝かしい成績を収めております。

次に、空手道。第7回W・K・Oジャパンアスリートカップ決勝大会が1月25日土曜日から大阪市で開催され、高橋桜文さん、古住墨都さんと引率者を派遣しております。結果につきましては、記載のとおりでございます。

3、その他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で、行政報告を終わります。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、3月5日12時までといたします。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいまの町長、教育長の行政報告につきまして、お聞きしたいことがありますのでよろしいですか。

○議 長

報告の範囲であれば、許します。

○菅敏範議員

それでは、町長には、2月14日開催の大樹高等学校活性化推進協議会における議題についてお聞きします。

現時点における、大樹高校の令和7年度の予定新入生の数につきましては、定員40名に対して28名であると承知しています。町内が16名、道外・道内で2名、各町村からとで28名という状況は聞いています。そういう状況の中で、令和8年度の入学生確保に向けた取組について、推進協議会の中でどんな議論がされたのか、されなかったのか、確認したいと思います。

もう一点、教育長に対しては、2月14日開催の部活動地域連絡推進協議会の中で、令和7年度から部活動が地域移行に進むということなのですが、この中でどんな内容が議論されたのか、説明できる範囲の中でお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

2月14日開催の北海道大樹高等学校活性化推進協議会、第2回目でございますが、議題の内容につきまして説明したいと思います。

まず、高校から、高校の取組状況につきまして報告をいただきまして、それから、先ほど議員からお話のありました、令和7年度の出願状況、道外募集などについての協議をしております。28名ということでございます。そして、高校の活性化協議会の要綱の一部改正を行いまして、新年度から事務局を教育委員会に持っていくというような内容の協議でございます。

令和8年度の入学に向けましては、今回の協議会で具体的な内容はないのですが、新年度に入りまして、また新たに協議を進めていくという段取りでございます。現状について、委員からいろいろご意見をいただきました。中学校の校長先生も委員でありますので、校長先生からも中学校の状況などをお聞きしておりまして、これらを踏まえまして、新年度新たに協議を進めていくという内容でございます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

議員ご質問の部活動等地域連携推進協議会での協議の内容、中身についてでございます。

この会議につきましては、モデル事業の概要、さらには現在募集してございます人材バンクの状況、そして令和7年度に向けた今後のスケジュール等につきまして、ご検討をいただいております。

ます。

モデル事業につきましては、運動部においては陸上部、文化部活動につきましては茶道部をそれぞれ実施することとし、陸上部につきましては、町内の方3名に指導者をお願いできる目処が立っております。文化部の茶道についても、町内の方3名指導者としてお願いできる目処が立ち、それぞれ新年度からモデル事業を開催する予定であります。

なお、陸上部は、今のところ週一回程度、そして茶道につきましては、月一、二回程度の頻度で活動を行うということであります。

また、活動期間につきましては、令和7年度5月から10月までの間を今のところ想定しておりまして、参加する児童生徒につきましては、4月から募集をかけたいということで今計画を立てているところであります。

なお、このモデル活動を通して、保護者に負担していただくものはどういったものにするのか、あるいは公的なものでどういった補助をしていくのか等を含めて課題を洗い出し、それを検証し、令和8年度はさらに種目を増やしていくといった、粗々のスケジュールで進むということが確認されてございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

教育長に再度お聞きしたいと思います。

令和7年度からモデル事業として陸上部と茶道ということがあったのですが、以前から、大樹においては小学校、中学校、高校と一貫した部活動という基本方針があったのですが、最初に取り組む二つについては、小中高一貫して取り組むような基本姿勢はお持ちなのでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

運動系の陸上についてでございますが、小学校のほうは、陸上サークル等は現在ありませんが、中学校、高校のほうでは陸上部がございまして、そこに所属する生徒の皆さんが活動しているということであります。また、過日取りましたアンケートによりますと、小学校のほうでも陸上に興味があるというお子さんもいらっしゃるということで、小中高一貫した部活動の取組が可能ということで設定したところでございます。

なお、茶道部につきましても、現在は大樹高校に茶道部がございまして活動しておりますが、こちらのほうもアンケートを見ますと、小中ともに興味があり、やってみたいというお子さんがいらっしゃいますので、こちらのほうも小中高の生徒を募集して実施したいと思っているところであります。

なお、陸上については、指導者とも相談したうえで、小学校の低学年からだ、あまりにも年齢も学年差がありますので、モデル事業においては、小学校高学年から募集をかけて、小中高一貫した指導をしていきたいということで今のところ考えてございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに。

(なしの声あり)

○議 長

ほかにないので、これで行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会報告

○議 長

日程第6 委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

それでは、議会運営委員会による行政視察の結果を、次のとおり報告いたします。

調査事件名、ICTを活用した議会運営等についてでございます。

調査目的は、今後のICTを活用した議会運営を調査するため、中札内村議会定例会を傍聴することといたしました。

令和6年12月10日に視察調査を実施し、参加者は、議会運営委員6名、議長、事務局3名、計10名であります。

調査報告ですが、調査の結果については記載のとおりでありますので、後ほどお目通しをいただき、まとめについて報告を申し上げます。

大樹町議会のICT化については、令和7年度にタブレットと会議システム等を導入する方向で進めているので、現時点での課題や問題点、利点を共有することができ、大変参考になりました。また、当議会では、共有大型モニターの設置も予定していることから、タブレット1台で操作するよりも混乱は少なくなることが予想されます。

タブレットの使用にあたっては、操作に不慣れな議員もいるので、当面はペーパーとの併用と考えるが、将来的には完全なペーパーレス化に向けて取り組むべきである。そのためには、操作に慣れるためにも、研修会を定期的実施することが重要である。

今後ますますICT化が進められていくことが予想されることから、いち早く可能な分野からの導入を進めるなど、できることから少しでも前進させていくことが議会改革に必要と考える。

以上、議会運営委員会による行政視察の報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

よって、これをもって委員会報告を終わります。

◎日程第7 陳情第1号

○議 長

日程第7 陳情第1号大樹町B&G海洋センタープールの利用期間延長とプールデッキ常設に

関する陳情についてを議題といたします。

陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

この件の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 発委第1号

○議長

日程第8 発委第1号大樹町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

ただいま議題となりました大樹町議会委員会条例の一部改正につきましては、令和6年度第4回定例会で可決された大樹町課設置条例の一部改正に伴い、大樹町議会常任委員会の事務の調査及び議案、請願、陳情等に関する審査において、所管する課を新たに追加するものであります。

では、条文に沿って説明させていただきます。

次の表の「改正前」の欄に掲げる規定を、「改正後」の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第2条は、常任委員会の名称、委員定数及びその所管についての規定でございます。

第2条第2項の経済常任委員会が所管する課に、新たに「宇宙航空課」を追加するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、提案に関わる説明とさせていただきますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 同意第 1 号及び日程第 10 同意第 2 号

○議 長

日程第 9 同意第 1 号、日程第 10 同意第 2 号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての 2 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました、同意第 1 号及び同意第 2 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

同意第 1 号について、議案を朗読させていただきます。

同意第 1 号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち田中英治氏が、令和 7 年 1 月 19 日に逝去されたことから、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めたい。

後任は、妹尾美晴氏にお願いするもので、住所や生年月日は記載のとおりです。

参考としまして、任期は議会の同意の日から令和 7 年 6 月 22 日までの前任者の残任期間であります。妹尾氏は、現在、司法書士として町内事業所に勤務しており、不動産の登記手続に携わるなど固定資産の評価や審査において専門的知識や経験が豊富なことから適任と判断し、今回選任をお願いしたいと考えるものであります。

次に、同意第 2 号についてでございます。議案を朗読させていただきます。

同意第 2 号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち角倉和博氏は、令和 7 年 5 月 16 日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めたい。

後任は、引き続き角倉和博氏にお願いするもので、住所や生年月日は記載のとおりです。

参考としまして、任期は令和 7 年 5 月 17 日から令和 10 年 5 月 16 日までの 3 年間であります。角倉氏は、大樹町役場で平成 30 年 3 月まで一般職員として定年まで勤められ、在職中は固定資産税の担当係長を務められるなど知識や経験も豊富なことから適任と判断し、引き続きお願いしたいと考えるものであります。

なお、それぞれの議案下段に地方税法の抜粋を掲載しておりますので、ご審議のうえ同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

同意第1号であります、固定資産評価審査委員会委員の選任について、人物的には問題のない方というふうに認識しておりますが、お住まいが幕別町札内と、ここら辺の整合性。知識はあるのだらうというふうには思いますが、やっぱりうちの住民ではないという問題は、町長あたりはどのように。大樹にその人材はいなかったのかどうか、選任にあたってお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

住所は、今ご指摘のとおりでございます、町内でということも当然考えたものではございますが、固定資産の事務に精通している方というのがなかなかおりませんで、町内での事業所で、先ほど説明したとおり適任の方がおられましたので、常勤で通われているということでもございますので、特にこの方をおいてほかにはいないかなというふうに考えたところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

人物も何もということは十分承知しております。大樹でという考えはなかったのかどうかというお伺いをしているのでありまして、この人がどうだこうだということではなくて、やはり大樹町固定資産評価審査委員ですので、人選の中におられなかったのかどうかというお伺いをしているところであります。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

大樹町でいなかったのかと言われますと、私どもが考える中では、ほかの方でこの方が一番適しているということをお願いしたいと考えたところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

今回は、ここまで来ておりますので同意はいたしますが、今後、ほかの方もおられるというふうに私は認識しておりますので、大樹の事業所に通われている方ということも認識はしっかりしておりますが、ここら辺はなるべく、選任するときにはやはり住所も十分考慮し、大樹にずっとおられる方という認識を持って進めていただくようお願いをしておきますから、答弁は要りません。

以上であります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案は、議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第11 議案第4号

○議長 長

日程第11 議案第4号大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町長等の給与の減額に関する条例の制定を行うものでございます。

昨年12月に発覚いたしました職員によります災害義援金等の窃取の件に対しまして、町の代表として管理監督責任を取るために月額給料を、私は100分の20、副町長は100分の10を、それぞれ1か月減給とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号及び日程第13 議案第6号

○議 長

日程第12 議案第5号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、
日程第13 議案第6号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました議案第5号及び議案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第5号につきましては、大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正をお願いするもので、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和7年4月1日から施行されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号につきまして、大樹町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正をお願いするもので、議案第5号と同様に、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行されることから、所要の改正を行うものです。

それぞれの内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第5号についてご説明させていただきます。

まず、第1条は、大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正するもので、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

初めに、4ページをお開きください。

一番上段の第2項は、第8条の3第2項でございます。ここでは、育児中の職員の超過勤務の取扱いについて規定してございます。

今回の改正の1点目として、職員に対する子育て支援制度の拡充がございます。改正前、3歳に満たない子のある職員は、災害など避けることのできない事由を除き、当該職員が請求をすれ

ば超過勤務をさせることができない規定となっていました。改正後は、対象年齢を拡大し、小学校就学前の始期に達する子までに改めるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

2点目の改正として、家族の介護による職員の離職などを防止するために、介護による休暇や休業などに対する福利厚生制度の説明など、雇用環境の整備を講ずるための規定を追加するものでございます。

6ページ下段から7ページ中段までの第2条第1項と第2項は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認などの措置について、第13条は、勤務環境の整備に関する措置について、それぞれ規定するものでございます。

これ以外の改正の部分に関しましては、今回の改正に合わせて用語・文言を追加、修正、削除、整備するもので、条文の内容自体に変わるものではありませんので、説明は割愛させていただきます。

次に、7ページ下段から8ページの第2条は、大樹町職員の勤務時間及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

令和4年条例第22号で、一部を改正する条例が公布され、その改正の中で職員の定年年齢の引上げに伴い、当時の再任用職員を暫定再任用職員とし、勤務時間と休暇などの取扱いについて定めております。この改正の際、引用していた地方公務員法の一部を改正する法律がさらに改正され、附則「第9条第3項」が「同条第2項」に条ずれを起こしたことから、改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条で、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

第2条では、時間外勤務が免除される子の対象年齢の拡大に伴う経過措置を規定してございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただき、次に、議案第6号の説明をさせていただきます。

それでは、ご説明します。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

表中第18条は、育児や介護による部分休業の承認について規定してございます。

同条第3項は、会計年度任用職員など、非常勤職員について定めてございます。改正前は、介護による部分休業の要件には介護時間を承認されている場合と規定していましたが、改正後は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉による法律により地方公務員・非常勤職員の介護休暇等の取扱いについて定められたことから、この条項を引用することに改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

議案第5号の大樹町職員の勤務時間及び休暇に関する条例等の一部改正についての第13条、勤務環境の整備に関する措置なのですが、(1)、(2)、(3)で、実際に(1)には研修の実施、(2)には相談体制の整備、(3)には勤務環境の整備に関する措置というふうになっているのですが、この3項目について、具体的には、4月1日施行に向けてどのように対処する考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

条例の改正に伴う職員の趣旨等の部分でございますが、条例の改正の趣旨また改正の部分については、電子掲示板等で職員のほうにまず周知をしたいと考えております。

また、この部分に関しましては、担当課長と担当職員との面接等が必要かと考えておりますので、4月以降に関しましても、ほかの部分の職員に対する面接も積極的に進めるようにという町長のお話もありますので、その一環として、家庭内のこういった部分に関しても、担当課長が担当職員のほうに聞き取りをするなど、制度を説明するような形で進めさせていただきたいと思っていますところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

今、同僚議員が質問したことで重複いたしますが、担当課長が相談体制をするという話ですが、プライバシーの問題等々もいろいろあるのではないかという気がするのですが、こころの支援等に係る研修、相談を全部きちっと明記してしまっているのですよね。であれば、きちっとした体制づくりをしなければいけないのかなと。

町職員だけがこういうことができ、ほかの事業所の相談がどういうふうになれるのかとか、いろいろ出てくると思うのですよ。これ、町だけになっていきますが、少なくとも今度は行政並びに事業者にもこういう措置がされてくるのだらうというふうに思います。そのときに町との考え方は、今後そういうときにはどういう体制をきちっとするのか。今後、出てきますよね。

介護といってもいろいろありますので、全体的に何日があつてと。条文で何項何項になっていますので、中身まで我々まだ勉強しておりませんが、もしよければ、その条項もお見せいただきたいというふうにお願いしておきます。それでないと、この中身が分からない、現実的には。何条何項で、附則もあると思うのですよ。そこら辺をお願いしておきますので。やっぱり両立に関する相談体制の整備等もありますので、時間がかかる問題だろうと思いますが、内部で十分協議し、今後こういう場合はどうやって体制づくりを……。

課長だけに任せてはいけないのだらうというふうに思います。なぜなら、価値観が課長によっては考え方が変わります。きちっとした整備をされないと報われないのではないかというふうに思いますので、十分整備を前向きに検討していただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

条項については、総務課長、後でいただければ有り難いと思います。

そこら辺の考えをもう一度お願いします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

安田議員のご質問の関係でございます。

まず、今回の条例改正に関しましては、大樹町役場の職場としての職員に対する部分でございます。議員おっしゃられた、町全体の施策に関しましては、この部分に関しましては、子育てとか介護に関しては保健福祉課とも関わりがあるかと思っておりますので、町の施策には、そこと連携しながら進めていく流れになるかと思っております。

また、おっしゃっていた課長職のいろいろと個人差もあるという部分で、そういったところは、制度を理解するうえでは、全体的に研修等は進めていく必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

同様の内容なのですが、職員に対する介護の関係の研修ということでは、今までも、やるってやっていたと思うのですが、そういうのは参考にされてやっていたのか。どういう実績があったか、もし資料があったらお願いいたします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

志民議員ご質問の介護関係の研修に関しましては、当町のほうで具体的な、例えば親の介護とかといった部分で研修しているケースはございません。制度的には、親の介護とか配偶者の介護といった部分の休暇制度は充実しているところですが、具体的な介護に関して職員に対する研修を行ったことは今までございません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号大樹町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第7号

○議 長

日程第14 議案第7号大樹町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例等の一部改正をお願いするものでございます。

令和6年度の人事院勧告を受けて、国では、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月に公布されており、当町では、令和6年度から適用する基本給の改定や期末

勤勉手当の支給率の改定などは、昨年１２月開催の町議会定例会でお認めいただいたところであります。

今回は、一般職員の扶養手当の見直しや再任用職員の住宅手当の支給など、令和７年４月１日から施行するものについて、所要の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第７号についてご説明させていただきます。

まず、第１条は、大樹町職員に関する条例の一部を改正するもので、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

表中第７条は、扶養手当について規定しており、同条第２項は、扶養家族の範囲を定めております。令和６年度の人事院勧告では、扶養親族のうち配偶者の扶養手当の廃止と扶養手当の引上げを盛り込んでおり、配偶者は、令和７年度は手当を減額し、令和８年３月末で廃止とし、扶養手当を段階的に引上げる内容となっております。改正前は、第７条第２項第１号は配偶者としておりましたが、対象から外れることから、同条第２項の項以降、順次、号を繰り上げるものでございます。

次に、同条第３項は、月額の手当の支給額を定めており、変更前の同項第２項は、子に対する規定で、改正前は１人につき「１万円」でしたが、改正後の同項第１号の子は、１人につき「１万３，０００円」に改めるものでございます。

次に、２ページに移りまして、第７条第５項は、新たに扶養手当の支給に関し必要な事項は規則で定める旨追加するもので、運用等の細かい規定は、条例で定めず規則に委任することに改めるものでございます。

次に、第８条の規定の削除につきましては、前条第５項の規定追加により、規則に定めることに改め、条文を削除いたします。第８条を「削除」と表記し、以下の条文が条ずれを起こさないように改めるものでございます。

次に、４ページに移りまして、第２８条第７項と第２９条は、「再任用職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございますが、令和４年度の職員の定年年齢を引き上げるための本条例の一部改正の際、この２条が改正から漏れており、今回改正を行うものでございます。

また、改正後の第２９条は、定年前再任用短時間勤務職員の適用除外を規定するものでございますが、人事院勧告では、これまで同職員に支給していなかった寒冷地手当及び住宅手当について、一般職員に準じて、令和７年４月１日から支給することが盛り込まれました。これに伴い、第２９条に規定している第９条の寒冷地手当と第２１条の住宅手当の規定を除くもので、これに先ほどの第８条の条文削除を含めて改正するものでございます。

次に、その下、別表第１の１、行政職一給料表の改正でございます。

人事院勧告では、給与制度のアップデートを掲げており、若い世代を中心とする給料表全体の改定と併せて、令和７年４月１日から国の係長職、課長補佐職級の月額給料の最低水準の引上げとして、３級から６級の初号俸付近の給料額の引上げを勧告してございます。

改正前、3級1号給は「26万1,300円」ですが、改正後は「26万5,300円」です。これは改正前の「3級5号給」を、改正後の「3級1号給」とするもので、4級は、改正前の「4級9号給」を、改正後の「4級1号給」に、5級も4級と同様でございます。6級に関しましては、改正前の「6級13号給」を、改正後は「6級1号給」に改めるものでございます。

ただし、この改正にあたり、当町3級以上の職員の月額給料が引き上げられるわけではございません。今回改正されるのは、当町が運用していない9号給の改正であること。また、国から示されている号給の切替表では、現在「3級5号給」の職員は「3級1号給」の切替えとなり、4級から6級も同様に、給料表の号級が繰り上がった分だけ現在の号給を引き下げる切替えとなっており、この改定により、支給する月額給料額に変更は生じません。

次に、18ページに移りまして、行政職二給料表をご覧ください。

行政職二給料表につきましては、技能労務職とされており、当町では、調理員、牧場作業員などがこの給料表を適用してございます。改正前、国では、最終学歴を中学校卒含めて給料表を定めておりましたが、行政職一給料表と同様に、最終学歴を高校卒に改めるもので、これにより改正前の「1級17号給」の月額給料を、改正後の「1級1号給」の月額給料に改めるものでございます。

次に、29ページから31ページの上段の第2条でございます。

大樹町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

令和4年条例第18号で公布した一部を改正する条例は、職員の定年年齢を引き上げるための内容を盛り込んだ改正となっております。

30ページをご覧ください。

附則第4条第1項と第6項で、暫定再任用に関する措置において引用していた地方公務員法の一部を改正する法律がさらに改正され、「附則第9条第2項」を削除し、「同条第6項」に規定したことから、変更するものでございます。

最後に、附則ですが、第1項で、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

次に、第2項と第3項は、給料法の改正でご説明した令和7年3月末に在職している職員の給料の号給切替えについて規定してございます。

第4項は、扶養手当の経過措置を規定するもので、令和8年3月31日までの間、職員の給与条例第7条第2項第5号の重度心身障害者の次に、第6項として配偶者を追加し、子どもの扶養手当は「1万3,000円」に改正するところを「1万1,500円」とし、配偶者の扶養手当は3,000円支給するよう経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号及び日程第16 議案第9号

○議長

日程第15 議案第8号公益的法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正について、日程第16 議案第9号大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました、議案第8号及び議案第9号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第8号につきましては、公益的法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をお願いするもので、再任用職員の手当見直しに伴い、大樹町職員の給与に関する条例と同様に、所要の改正を行うものです。

次に、議案第9号につきましては、大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正をお願いするもので、議案第8号と同様に、再任用職員の手当見直しに伴い、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正に合わせて、所要の改正を行うものであります。

それぞれ内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第8号についてご説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

表中の附則は、令和4年条例第25号で公布された公益的法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の附則でございます。

先の議案第7号と同様に、暫定再任用職員の定義で引用している地方公務員法の一部を改正する法律がさらに改正され、「附則第9条第2項」を削除し、「同条第6項」に規定したことから、

本条例を改正するものでございます。

最後に附則ですが、第1項で、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただき、次に、議案第9号をご説明させていただきます。

第9号をお開き願います。それでは、ご説明いたします。

第1条は、大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するもので、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

表中の第4条では、先の議案第7号の大樹町職員の給与に関する条例と同様に、扶養手当の対象から配偶者を除くこと。第21条では、定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外から、寒冷地手当と住宅手当を除き支給するように改めるものでございます。

次に、2ページに移りまして、第2条は、大樹町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部を改正するもので、附則第2項の経過措置として規定されている職員は、暫定再任用職員を示しております。先の議案第7号と同様に、第5条の寒冷地手当、第13条の住宅手当を支給するために、適用除外から削除するものでございます。

最後に附則でございますが、第1項で、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、配偶者の扶養手当を段階的に廃止するための規定を設けるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号公益的法人等への大樹町職員の派遣等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号大樹町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についての

討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議 長

日程第17 議案第10号大樹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第10号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定をお願いするものでございます。

令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度が創設され、全国の自治体で令和8年4月1日から順次設置されることから、当町においても設置に向けて本条例の制定を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議案第10号を条例に沿って説明させていただきます。

第1章、総則は、第1条から第19条まで定めております。

第1条では、本条例の趣旨について、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、最低基準の目的について、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供する

ことにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障することを定めております。

第3条では、最低基準の向上について、町長は当事者の意見を聞き、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができることを定めております。

第4条では、最低基準と乳幼児等通園支援事業者について、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないこととしております。

第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則について、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならないと定めております。

第6条では、乳児等通園支援事業者と非常災害について、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する訓練をするよう努めなければならないと定めております。

第7条では、安全計画の策定について、利用乳幼児の安全確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに安全に関する事項について計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないと定めております。

第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認について、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないと定めております。

第9条では、乳児等通園支援事業者の職員の一般的な条件について、通常、一般的な豊かな人間性と倫理感を備え、児童福祉事業に熱意ある者と定めております。

第10条では、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について、常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないと定めております。

第11条では、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置するほかの社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができることとしております。

第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、利用乳幼児の国籍・信条など差別的取扱いをしてはならないことを定めております。

第13条では、虐待等の防止について、職員は利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと定めております。

第14条では、衛生管理について、利用乳幼児の使用する設備について、衛生的な管理に努めなければならないと定めております。

第15条では、食事について、食事の提供を行う場合には、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないと定めております。

第16条では、乳児等通園支援事業所内部の規程について、支援事業の運営について、重要事項に関する規程を定めることとしております。

第17条では、乳児等通園支援事業所に備える帳簿について、財産等管理帳簿を整備しておかななければならないと定めております。

第18条では、秘密保持等について、義務上知り得た利用乳幼児やその家族の秘密を漏らしてはならないことを定めております。

第19条では、苦情への対応について、苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じなければならないと定めております。

第2章、乳児等通園支援事業。

第1節、通則。

第20条では、乳児等通園支援事業の区分について、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とするものと定めております。

第2節、一般型乳児等通園支援事業。

第21条では、設備の基準について、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準について、表のとおり定めております。

第22条では、職員について、保育士、その他乳児等通園支援に従事する職員として、町長が行う研修を修了した者を置かなければならないと定めております。

第23条では、乳児等通園支援の内容について、乳児等通園支援は、内閣総理大臣が定める指針に準じ、利用乳幼児等及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないと定めております。

第24条では、保護者との連絡について、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとされております。

第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業。

第25条では、設備及び職員の基準について、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準を定めております。

第26条では、準用について、23条の乳児等通園支援の内容と24条の保護者の連絡は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用することを定めております。

第27条では、電磁的記録について、支援事業者及び職員は、記録、作成、その他これらに類するもののうち、府令の規定において、書面で行うことを電磁的記録により行うことができると定めております。

附則について。この条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

大樹町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準というところです。

今回、全体で27条の基準というか条項になるかなと思うのですが、最低基準につきまして、設備と運営に関する最低基準を定める条例ということなのですが、そもそも最低基準というのはどこから来ているのか。

今回、大樹町の通園制度に関する条例かなと思うのですが、大樹町独自での最低基準というのは設けられるものか。要は、いろいろなところを見させていただきますと、結構細かく規定されておりまして、1人当たりの乳幼児の遊ぶ場所の面積だとかといったところの基準もあるかなと思います。

運用が令和8年4月からということで、まだ運用は始まっていない部分ではありますが、先にあまりがちがちに定めてしまうと、せっかく制度が始まっても、場所がないとか、人がいないとかということにもなってしまうのではないかなと思うのですが、その基準について、大樹町独自の基準というのは設定が可能なのか。そもそもの最低基準の基準というのはどこから来ているのか、確認させてください。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、最低基準はどこから来たのかという部分につきましては、国で定められております指針に基づきまして、準用して、条例を定めております。

それで、町独自の部分の最低基準については、この条例の中では定めておりません。つくれるのかという部分に関しましては、確認をしたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

条例の8条の2の1行目後段の括弧書きの中にあるのですが、「運転者席及びこれと並列の座席……」と書いているのですが、これがすごく長いのですよ、句点も何もなくて。

ここの理解が、例えば「前向きの座席以外の座席を有しないもの……」とか何とかあるのですが、端的に解釈すると、どう理解すればいいか理解に苦しむので、まずは、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議 長

それでは、再開いたします。

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

運転席とその隣、それからその隣の後ろについては、運転手が見える範囲という部分で大丈夫だけれども、それより後ろになると目が行き届かないという部分で、ブザー等の設置ということで理解しております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

しつこいようだけれども、この解釈でいうと、3列目までは運転手が確認できるという解釈は、全然この条文からはできないのだけれども、それ以降後ろの席には、別に新たにブザーをつけるということで、そこまではしないと……。

そうすると、前向きの座席以外の座席というのは、後ろを向いた座席ですか、それは。ここも分からないのですよ、日本語の意味が。この括弧を抜かすと分かるのですよ。「目的とした自動車を日常的に運行するときは」は分かるのですが、括弧の中が入ってくると、自動車の中の雰囲気は頭の中で描けないのですよ。前方を向いた椅子と後ろを向いた椅子とか、ブザーをつけるというのはあるのですが、運転手が確認できるとか確認できないとかというのも、ここでは全く分からないし、もう一回教えてください。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

この括弧の中、細かく申し上げます。

「運転者席及びこれと並列の座席」、いわゆる乗用車でいう助手席ですよ。それから、「これらより一つ後方に備えられた前向きの座席」、乗用車でいうと2列目です。要は、隣を見る、真後ろを見るところは、多分見落としの可能性が少ないであろうと。ただ、あくまでもこれより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席がある場合は、ブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止するための装置をつけなさいということです。ですから、3列シートワゴン車であれば、ブザーが必要ですと。3列目が運転者から見えない、見落とし可能性があるというような解釈になっていきますので、真横、直接の後ろ、以外に座席を持っているものは、ブザーをつけてくれという文章になっていきます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

車に子どもの置き去りとかいろいろあったので、それで安全確保なのだけれども。

いずれも私が印象に残っているのは、子どもが降りて、運転手が降りたと。あと、こども園だとか保育園だとかの先生方が人数確認を怠ったということなのですね……。

○議 長

志民議員、条例の案件からずれているので、条例の案件に沿って質疑をお願いいたします。

○志民和義議員

そしたら、簡単に言います。ブザーを押すというけれども、子どもが、運転手が降りる前に押すかどうかとか、そんなことどうやって可能なのでしょう。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

今回のブザーその他、車内の利用乳幼児等の見落としを防止する装置ですので、今現在使用している保育園などのバスについては、通路にマットが敷いてありまして、その部分を子どもが歩いた場合に警報が鳴るといようなブザー装置もついていますので、それらも含めた見落とし防止の装置となっております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

しつこいようですが、20条の事業は、一般型と余裕型に分かれるということで記載しているのですが、第3項の後段の括弧書きを含むところの中に、余裕活用型乳児等通園支援事業の定義を記載しているのですが、後段の当該利用定員以下の文字、例えば「当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう」と。この辺の解釈をちょっとかみ砕いて説明していただきたいのですが。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

第20条第3項、余裕活用型乳児等通園支援事業の部分でございますが、「当該施設又は事業を利用する児童の数が、その施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない」。例えば100人の定員です。定員100人ではありますが、当該利用定員の総数から当該利用児童数、例えば80人しか通園していないと。そうすると、残りの20人以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園事業を余裕活用型乳児等通園事業というという規定でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 11 号

○議 長

日程第 18 議案第 11 号大樹町立認定こども園設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 11 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町立認定こども園設置条例を廃止する条例の制定をお願いするものでございます。

昭和 30 年に季節保育所として開所以来、尾田地域の子育て拠点を担ってきた尾田認定こども園おひさまは、年々入園児が減少し、今年度末をもって閉園することとし、本条例を廃止するものでございます。

つきましては、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 11 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 12 号及び日程第 20 議案第 13 号

○議 長

日程第 19 議案第 12 号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第 20 議案第 13 号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第12号及び議案第13号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第12号は、大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするものでございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和7年4月1日から施行され、家庭的保育事業等において、保育従事者の配置運営基準の見直しなどが行われることから、本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号は、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第12号と同様に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和7年4月1日から施行され、特定地域型保育事業所の運営基準などの見直しが行われることから、本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、現在、大樹町内には二つの条例に規定する保育事業に該当する事業者等はありませんが、今後の設置等を考慮して本条例を定めているものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議案第12号について、条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第6条、保育所等との連携では、2ページ目の第2項に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による保育内容支援に係る連携施設について、町長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合、各号全てにおいて要件が合えば適用しないことができることと規定するものです。

3ページ、第4項に、家庭的保育事業者等による代替保育に係る連携施設については、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であることと認める場合において、各号いずれかの要件に合えば代替保育に係る連携施設を適用しないこととすることができる規定が改正されました。

3ページの第3項、保育内容支援連携協力者と、4ページの第5項に、代替保育連携協力者の説明について追加を改めるものです。

7ページの四角の中の附則の第3条に、連携施設に関する経過措置として、改正前の「10年」から、改正後「15年」に改めました。

5ページに戻っていただきまして、第16条、食事の提供の特例では、管理栄養士の資格取得

方法が変わり、今後は、管理栄養士国家試験受講時に栄養士免許を有さなくても、管理栄養士養成施設卒業者につきましては、栄養士免許の取得が不要となりました。このことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、条文に「管理栄養士」が追加、改正されました。

５ページ下段の第２９条、職員、６ページの第３１条、職員、第４４条、職員、７ページの中段、第４７条、職員では、児童数に対する職員の規定が改正され、満３歳以上満４歳未満の児童に対する職員が、児童数「２０人」から「１５人」へ、満４歳以上の児童数、「３０人」から「２５人」へ改正されました。

しかし、８ページの附則の経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しないこととされております。

最後に、附則ですが、この条例は、令和７年４月１日より施行するものでございます。

以上で議案第１２号の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第１３号について、条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第３７条、利用定員では、本条例の条項番号が変わった部分の条項番号を整理しています。

第４２条、特定教育・保育施設等との連携では、３ページ、第２項、子ども・子育て支援法の施行規則等の一部の改正に伴い、特定地域型保育事業者による保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合において、各号の全ての要件を満たせば、適用しないことができることと規定することと、３ページの第４項、特定地域型保育事業者による代替保育に係る連携施設については、町長が代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、各号いずれかの要件に合えば代替保育に係る連携施設を適用しないこととすることができる規定に改正されました。

３ページ、第３項の保育内容支援連携協力者と、４ページの第５項の代替保育連携協力者の説明について追加し、改めるものです。

５ページ、７項以降は、２項と３項が途中で追加されたため、二つずつずれております。

四角の中の附則第４条に、連携施設に関する経過措置として、改正前の「１０年」から、改正後「１５年」に改めました。

附則ですが、この条例は、令和７年４月１日より施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

議案第１２号と議案第１３号は同一的なものですので、ちょっと重複するかもしれませんが、設置条例ですから、これ、基準を。町長が認めることができると。事業者ですから、誰かがつくるとなったときの話なのか、町がつくるときの話なのか。認可はどこをするのですか、まず一つ。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、認可の関係につきましては、町が認可するものでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

それともう一つは、協力関係というのは、どういうものを協力関係というのか。1社しかなかったら協力できるところがないはずなのですが、この場合、特に町長が認めればいいのかどうか。事業者と協定を結ばなければいけないですよ。この場合どういうふうにするのか。

それから、人数が15人に1名とかあるのですが、これは間違いないですか。大丈夫ですね。25名、3歳以上は何名と。だから、結構、預かれる結果になるのですよ。

それに必要な免許証というのは、事業者は何が必要ですか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、連携協定の部分につきましては、今ある法人保育園、法人認定こども園との連携となります。

それと、人数については、間違いありません。

それと、免許については、保育士等の資格というのが必要になっていきます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

大樹には、保育園というのは1か所しかないから、だけれども、ここが嫌だという事業者だっているのではないですか。ここでなければならないという法律あるのですか。

これね、法律でいくのですよ、こういうものは。ないでしょう。だから、少なくとも30分以内とか、いろいろな要件があるはずなのですよ。ここら辺の中身をもう少し。後でお聞きします。

免許の関係については、早く言えば、要らないようなものだから。だから、そこら辺も含めて。ちょっと聞き漏らしたので、これをやるうえで免許証の部分、もう一回だけお願いします。

あとの部分は、大樹に保育園は1か所ですので、ここでなければいけないという理由は何なのか、お聞かせください。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時57分

○議長

それでは、再開いたします。

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、資格の部分につきましては、保育士の資格が必要です。パートの方々につきましては、講習等を受けた中で、保育士補佐の部分の資格が必要になってきます。

それと、連携する保育所が嫌だと言われた場合の対応という部分につきましては、ちょっと後ほど確認させていただきたいと思います。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

先ほど質問したところと関連する部分もあるのですが、結局は、今回、子育て支援法の改正だったり、国の基準が変わったから条例も改正するというところで、配置人数、幼児20人当たりから15人に1人とか、人の要件がどんどん厳しくなっているのかなというところが見受けられます。

実際、大樹町内には、今この事業所がないということで影響はないのかもしれないのですが、先ほどの関係もそうなのですが、何でもかんでも、国、都市部の基準に合わせていくと、地方は地方で人がいなかったりという問題は必ずどこかで出てくると思います。

この辺りの考えはどうでしょうかね。必ず従わなければいけないものなのかというところを確認させていただけますでしょうか。

○議長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

人数の部分に関しましては、国により準則で従わなければならないと通知も来ていますので、このまま進めたいと思います。

町独自のルールという部分については、考えてございませんで、国の示された条例に準則で、準じております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そうすると、結局は、国が決めたら町も従わなければいけないというところかなと思うのですが、そういったところは経過措置とかといったところでカバーできるかなと思うのですが、本当にやっぱり地方では人が少ないという問題もありますので、もし独自でやれるところがあったら、何でもかんでも国の基準に従うというのもちょっとどうかなというところもありますので、もし独自の決め方ができる問題があるのであれば、今後そういったところも検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員ご指摘のように、国のほうでは基準を定めておりますので、それを上回るのは駄目です。上回るというのは、基準を超えてやるのは駄目です。その範囲内であれば自由ですということです。例えばうちが潤沢に、保育士の数が物すごくいるので、今30人が25人になりますと、例えば満4歳ですね、国は25人と言っていますが、うちは20人にしますと、もっと保育士を配置しますというのは、これは許されるはずですので、そういった独自性というのは考えたいと思いますが、25人と国が決めているのに、うちは30人見ますから、基準に満たないですが、これでやらせてくださいというのは、これは認められませんので、これはできない話だと思っております。認可が取り消されると思います。

ですから、できる範囲内のことで、町独自のことができるものがあれば、それは考えていきたいなと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第12号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第14号

○議 長

日程第21 議案第14号大樹町学童保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第14号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町学童保育所条例の一部改正をお願いするもので、学童保育料のうち、一時預かり分の料金につきまして、料金設定の見直しを行うものでございます。

先に開催した大樹町行財政改革推進委員会に、町から諮問し、本改定案のとおり実施すべきとの答申をいただいているところでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議案第14号について、条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第9条、学童保育料の改正前では、通常預かりの月額4,000円は改正後も変わりありませんが、子育て支援サービスの対策として、一時預かりの半日利用につきましては、改正前、日額「500円」のところ100円引き下げ、改正後「400円」とします。

ただし、一日預かりと半日預かりで差別化を図るため、一日預かりを改正前の「500円」から100円引き上げて、改正後「600円」に改めます。

以上のように、料金につきましては、別表のとおりまとめました。

附則ですが、この条例は、令和7年4月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

現実的には、通常預かりで4,000円。単純に考えると、1日100円ぐらいというふうに思うのですが、諸物価がこのとおり人件費も上がっているのに、据置きという理由が僕には納得できないのですが、それだけ重要なものだから、町長としては子どものために据え置いたという認識でいいのか。

町の財政を考えたときに、人件費があそこで幾らかかっているということを考えたら、この料金では普通はできない。町がやるからできるのであって、民間ではできないですよ、現実的に。ここら辺の考え方は、長期にこれからわたりますから。

帳尻あわせをしたのだと思うのは、半日が500円だったものが、差別化をするために400円にしましたと、1日500円を600円にしましたと。これは帳尻合わせの改正にしか考えられない。

これは町として、将来、運営をするうえでどういうふうなお考えがあるのかお聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

料金につきまして据え置いているという部分につきましては、給食費同様、町の施策として支援をしていくという部分では、負担の軽減を図るという部分で据え置いているという考え方に基づいております。

半日、1日については、これは差別化を図るということで、料金に差をつけたところでございますが、通常預かりの一月4,000円については、そのような考え方で据え置いているということでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町の施策としてやっているのだというのであれば、私は現実的に、これは本当にどうなのだろうと。町民のアンケートぐらい、一度やってみませんか。こんなのでいいのだろうか、町民アンケートぐらい。これは、子ども達、お母さん方だけを取るのではなくて、じいちゃん、ばあちゃんも含めて、これで普通はいいだろうか。施策としてやるのだったら、みんなの意見を取り入れるべきだと。意見を聞いていませんよね、現実的には。そういうことを少しやるべきだというふうに、町長、辛いだろうけれども、このぐらいのことは少し……。

町の財政は大変緊迫してくるのですよ、今後ね。こういうものを踏まえて、やっぱり町民にはこれだけかかっているのですよと、しっかり。あそこにかかっている暖房費、電気代、人件費、その他、備品関係を含めて、これだけ総額かかっているのですと。いただいている金額はそれに

見合ったこれですと。町はこれだけのものを出していますと。差額でこれだけマイナスが落ちていますということは、やっぱり町民の皆さんに知らしめるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

給食費もそうなのですが、実際にはこのぐらいかかっている、給食費の場合の料金は今手元にありませんけれども、例えば280円かかっているけれども、240円で据え置いていますというようなことで施策としてやらせてもらっていますので、その辺の周知というのは大事かと思います。

学童保育所にかかる経費はこのぐらいいというの、予算の資料でも示してはおりますが、それに対して収入とはこのぐらいいのですよと、経費から見たら安くしていますよというところのPRは必要だと思いますので、それは何か広報紙なりで、今度こういうふうに料金が変わりますというお知らせの中に示していきたいなと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

関連なのですが、先ほど町長のご答弁で、かかった費用についてはPRしていくというニュアンスのことが聞こえたので、ちょっと一言言わせていただきたいのですが、福祉に関して、子どもに関して、採算性を重視していくのはいかなものかなと私は考えておりますので、そこについては、もう一度お考え直していただきたいなと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

周知するというの、お知らせをするというだけですので、別に値上げをしようということを行っているわけではありませんから、経費はこのぐらいかかっている、収入はこのぐらいいのです、料金はこのぐらいいのですよということをお知らせすることに、何ら問題はないと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 15 号及び日程第 23 議案第 16 号

○議 長

日程第 22 議案第 15 号大樹町高齢者等通院交通費助成に関する条例の一部改正について、
日程第 23 議案第 16 号大樹町重度障害者等交通費の助成に関する条例の一部改正については、
関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました議案第 15 号及び議案第 16 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 15 号につきましては、大樹町高齢者等通院交通費助成に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

医療機関に通院する高齢者等の交通費の助成につきましては、現在、町内一律、年 1 万 5,000 円のタクシーチケットを助成しておりますが、これをブロック分けした行政区ごとに、大樹町市街までの距離に応じて助成することに改めるものでございます。

次に、議案第 16 号につきましては、大樹町重度障害者等交通費の助成に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

社会参加又は医療機関に通院する障がい者等の交通費の助成につきましては、現在、町内一律、年 1 万 5,000 円のタクシーチケットを助成しておりますが、高齢者同様に、ブロック分けした行政区ごとに、大樹町市街までの距離に応じて助成することに改めるものでございます。

それぞれ内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議案第 15 号について、条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第 3 条の助成の額及び方法では、改正前のタクシーチケット料金一律 1 万 5,000 円から、改正後、対象者が申請時に居住する行政区に応じて、別表により行政区ごとの助成額を 1 万 5,000

0円から7万円で定めました。

助成額の算出方法ですが、別表のとおり、行政区を6ブロックに分けました。このブロック内で、市街地からの距離が一番遠い行政区の距離数で年間5往復のタクシー代を算出し、この金額の7割の金額を万円止めにした金額が助成の金額となっております。

附則ですが、この条例は、令和7年4月1日より、施行するものでございます。

続いて、議案第16号について、条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するのでございます。

第4条、助成の額及び方法では、改正前のタクシーチケット料金一律1万5,000円から、改正後、対象者が申請時に居住する行政区に応じて、別表により行政区ごとの助成額を1万5,000円から7万円までで定めました。

助成金額の算出方法につきましては、高齢者等通院交通助成と同じ方法でございます。

附則ですが、この条例は、令和7年4月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

タクシーチケットの助成ということで、二議案上がっております。

市街地、大樹町内市街でも年額1万5,000円の助成ということなのですが、市街地でいけばコミュニティバスとかも運用されていると思うのですが、そういったところでカバーできないのかというところと、あと、ここだけ見ると、年額7万円までの増額というところでブロック分けされているところではありますが、この改正によって町の負担というのはどれくらい上がってくるのでしょうか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

今回のタクシーチケットの料金に関しましては、全額単独事業となっておりますので、全て町の費用となってきます。

それと、コミバスとの関係でございますが、コミバスであると医療以外にも使えるというところから、ちょっと使い方が変わってきますので、今回、医療に関わる部分について使えるタクシーチケットとなっておりますので、通院にかかる方々向けにタクシーの助成券を助成するものでございます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時14分

○議 長

再開いたします。

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

来年度予算になりますが、高齢者の部分でいきますと、210万1,000円となるものでございます。

○議 長

重度は。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

障がい者のほうにつきましては、69万3,000円でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

現時点で予算資料を持ち合わせていなかったのであれなのですが、どれぐらいの増額になるかというところも教えていただきたいのですが。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

高齢者のほうですと、現予算が150万円ですと、その差額が60万1,000円増となります。それから、障がい者のほうですが、現予算が60万円で、新しく令和7年度では69万3,000円なので、9万3,000円の増額となる見込みでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

実にきめ細かく、よく頑張ったなというふうには思いますが、ちょっとずれるかなとは思いますが、高齢者が免許を返納しますよね。これについて、町としては何もないのですよ。これ、別なので。だから、ここら辺というのは、町長は一度か考えたことがあるのかどうか。

それから、もう一つ重度について、重度というのは何と何があるのか。いろいろありますよね、級があるわけだから、どこまでを言っているのか。ここら辺はつきり教えてください。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

免許返納に関しては、町としては、今、免許を返納すると証明書が出るのですが、その手数料の助成は行っておりますが、確かに返納したときに、例えばバスの券ですとか、あるいはタク

シー券を出している町もございます。ここは考えるべきだなと思っております、今回予算には盛り込んでおりませんが、今後、検討していきたいと思っております。

重度の範囲につきましては、課長からお答えします。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

重度の範囲でございますが、心臓機能障害、腎臓機能障害又は呼吸器障害 1 級の者、療育手帳の重度知的障害の者、精神保健・精神障害の 1 級の者となっております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

療育手帳等については、今語られなかったのですよ、精神は言いましたけれども。療育手帳あたりはどういうふうになっているか。言いましたか、私の聞き間違いですか。出しますよということですか。ここら辺。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

療育手帳を持っている人は、全て対象となってきます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第 15 号大樹町高齢者等通院交通費助成に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 15 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号大樹町重度障害者等交通費の助成に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１６号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議案第１７号

○議 長

日程第２４ 議案第１７号大樹町営牧場条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第１７号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町営牧場条例の一部改正をお願いするもので、町営牧場使用料は、令和４年に改定して以来、３年間、現在の料金水準を維持してまいりました。しかし、飼料や生産資材等の高騰、人件費の上昇などにより、牧場運営の収支は依然として厳しい状況が続いております。

今回の改正は、収支改善に向けた使用料の引上げを内容とするもので、引上げ幅等については、牧場運営全般に係る諮問機関である町営牧場運営委員会でご審議いただいたものであります。

内容につきましては、農林水産課長兼町営牧場長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

それでは、条文に沿いまして、ご説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正いたします。

第８条は、使用料等を規定しております。ここでは、改正後の表においてご説明させていただきます。

まず、表の中段にある町内利用者において、夏期放牧料につきましては、これまで肉牛のみ料金に差を設けておりましたが、乳牛・肉牛・馬ともに、１頭１日につき３００円とし、冬期舎飼料は、１頭１日につき６４０円に改定するものでございます。捕獲料に変更はございません。

次に、表の下段になりますが、本町以外の利用者につきましては、これまで一律３０％を加算した額としておりましたが、近年の預託頭数の減少もあることから、町外者の利用促進を図っていくため、夏期放牧料に限り１０％の加算で１頭１日につき３３０円とし、冬期舎飼料及び捕獲料については、これまでと同じ３０％を加算した金額に訂正するものでございます。

次のページに移りまして、第１２条の３では、利用料金の収受等を規定しております。

第２項につきましては、第８条において、第１項及び第２項の使用料等を表に改めたものから改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和７年４月１日から施行いたしますが、経過措置として、今現在、冬期舎飼として受け入れているものや牧場運営委員会において利用許可を得ているものに関しては、今期の冬期舎飼が終了するまでは、従前どおりの預託料で引き受けるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

牧場利用料金の改定ということで、今回久しぶりの改定がなされたわけですが、これに関して、価格改定によって利用率といいますか、利用頭数が減るのか増えるのか、これをどのように認識しているかを知りたいのと、あと、今現在、夏期放牧ですと利用可能頭数といいますか、また冬期舎飼についても、収容範囲頭数をお知らせください。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

まず、利用の条件といいますか頭数なのですが、夏期放牧で約１，０００頭、冬期舎飼のほうで５５０頭を上限として見込んでございます。

それと、利用料金を今回上げるのですが、利用頭数が増えるか減るかというのは正直分らないところがございます。実際に、預託者のほうに聞いてみたわけではございませんので分かりません。ただ、近年といいますか、昨年から増頭傾向にあるのか、利用頭数が増えているのは確かです。ですから、令和７年度の利用料金は、一応管内平均並みという形で今回提案させていただきましたが、頭数は増えるものというふうには見込んでございます。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今回の利用料金の改定によって、少しでも収支がよくなるという認識でおられるということなのですが、基本的には、町外の利用者に関しては今回１０％。これでかなり増頭すると見込まれているのか、その辺、今の町外の利用者のニーズというのをどう捉えているか、ちょっとお聞かせください。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

このたび、町外利用者の方に対しては一応10%の割り増しということで、夏期放牧については下げさせてもらいました。ただ、現在、町外の利用している方は、いないのが現状です。

ただ、もし条件が合えば、うちのほうに預けたいという話も聞いているのも事実でございます。そういう方達をできるだけ町営牧場に取り込みたいという思いで、今回は下げさせてもらってございます。

○議 長

ほかにありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回、料金改定ということですが、よくよく見ると、改正前と改正後で、そこまで正直大きな改正、増額にはなっていないのかなというところは感じるころなのですが、例えば乳牛でいけば270円から300円、町内業者であればそういった基準になるかなと思うのですが、あらゆる資材が今上がっている中で、30円の増で、町営牧場の経営が改善されるのかというところの見込みをどのように見込まれているのか、教えていただけますでしょうか。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

議員おっしゃるとおり、確かに今回の改正において牧場収支の状況が大幅に改善されるまでには至ってございません。ただ、物価高騰による高止まりが続く中、牧場を利用する生産者の負担を鑑みて、今回は管内平均程度というところでお願いをしているところです。

今後につきましては、牧場の使用管理におけるPR、そのほか進めていくのと、使用頭数を増やす取組を進めていき、引き続き、牧場運営委員会において協議しながら、運営状況の改善に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

先ほど同僚議員の質問で、預託の頭数の上限のお話はあったのですが、現状の利用率というのはどれぐらいの、例えば夏でいけば1,000頭を上限にしているということですが、現状はどれぐらい預託件数があるものでしょうか。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

現状の利用率なのですが、実は令和6年度、5年度と比べるとかなり増頭傾向で増えてきてございます。夏期放牧で、今年度は、大体平均520、530頭ですね。それと冬期舎飼で500頭ぐらい入ってございます。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そうすると、夏はまだ少し余裕があるというところですね。仮に頭数が増えると、また運営がよくなるのか、増えるごとにマイナスになるのか。その辺りというのはどのような認識になっていますでしょうか。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

やはり頭数が増えることで、運営状況が改善するというふうに考えてございます。町営牧場がかなり厳しくなってきたのは、頭数が減ってからかなり厳しくなっておりますので、まずは頭数を増やす取組、そこからやっていきたいというふうに考えています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

同僚議員も聞いておりますので、重複しますがお許しをいただきたいというふうに思います。

牧場運営委員会で結論を出したことですから、仕方ないのかなと思いますが、収支を見ると、ずっとマイナスですね。私が議員になってから、黒字というのは一度も見ておりません。一回だけ、それは高橋牧場長のときで、その後だから、私。だから現実的には、私になってからはマイナスしかございません、何十年も。

これは、農家の方は利用を一生懸命しておりますが、町の負担というのは結構あるのですよね。今、課長が、料金を改正しても収支決算はそんなに、若干程度ですと。

これは、農協あたり相当な資産を持っているわけですし、農家個人、小さいところも含めてですが、大きいところと小さいところ、それから農協、これによって料金を変えるということもありますよね。大きな組合関係でやって、何千頭も持って、収支は真っ黒けという会社もある中、それから個人で50頭、60頭を頑張っている方、これはやはり考えてやらないといけないのではないかと思いますのですが、ここら辺、牧場長としてはどんな考えですか。ここら辺の考えというのは一度も検討したことないのだろうと思うのですよ。

やはり収入のがっぱりあるところと、ないところは、差をつけるべきではないですか。公でやっているのだから、ここら辺一度も。平等と言えば、公でやっているのだから平等だよというのであれば、料金改正はもう少し上げるべきと僕は思っております。前から訴えていますから、収支決算が合わないものを町がいつまでもやるのかどうか、そこをお聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

収支がなかなか合わない、黒字の牧場というのは管内でもあるのかなというのは、ちょっと思いますが。

そもそも、昭和40年代に光地園牧場を開いたときには、牛の数が少ないから、牛を増やして

いくということの助けをするという大きな目的があったのだらうと思っております。そういったところでは、公的負担もやむなしというところでスタートをしているものが、公共牧場の中の一面としてあるのかなと思っております。

そこを全くないがしろにして、収支とんとんにするのだと。完全にするのだというのはなかなか厳しいものがありますし、町としても、基幹産業であります農業を力強く振興していくためには、一定程度こういったサービスも必要かというふうには思っております。

ただ、言われるように、程度の問題かなというところもありますので、料金の在り方については、今回改定させてもらいますが、牧場そのものの在り方についても、もう役割を終えた部分がないのかとか、あるいは違ったやり方をしたほうがサービスになるのではないのかとか、そういったことの検討というのは、今後も常に必要かなと思っております。

牧場運営委員会がありますので、私のほうからも、こういうふうにしたらどうだろうかというお話もさせていただきながら、改革に向けて進めていく必要はあると感じております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長から前向きなご意見をいただきました。

本当に、この牧場がなければ生産できないのかどうか、ここら辺も含めて、運営委員会がありますから提案をしていただいて、やはりお考えを少しずつ。

農家の方が駄目だとは言っていないですよ。健全な経営をしなければ、町も困るのですよ。これは、公が税金で負担をしているわけですから。ここら辺をずっと、水のように流して、一次産業だからという言葉だけでいいのかどうか。では一次産業だけあればいいのかいという話にもなりますので、これは言いませんが。少なくとも、土農工商ではありませんけれども、こういう流れが今も延々と続いているような気がしますので、少し見直しをしていただいて……。

今は大規模な農家になっている方がたくさんおられます。相当な所得を払っているということもお聞きしておりますので、ここら辺はやっぱり運営委員会でしっかり議論をしていただきたいというふうに思います。本当に大きいところと小さいところの差が相当開いているという話も聞いておりますので、ここら辺も運営委員会でしっかり議論をしていただくことをお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

改革をするというのは、牧場の在り方というか、そちらのほうをメインに考えたいかなと思いますが、料金の在り方については、ただ、収支がいいからとか悪いからで料金の差をつけるというのはなかなか難しいかなと思いますので、そこは考え方を整理しなければならないと思いますが、適切な料金の在り方、あるいは牧場のサービスの在り方を考えていくということは、引き続き行っていきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第18号及び日程第26 議案第19号

○議 長

日程第25 議案第18号大樹町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第26 議案第19号大樹町普通河川管理条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました議案第18号及び議案第19号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第18号につきましては、大樹町道路占用料徴収条例の一部改正をお願いするもので、当町の道路占用料の料金設定の際に参考としている北海道の道占用料が、令和7年4月1日から改定されることから、これに合わせて改正するものであります。

次の議案第19号におきましては、大樹町普通河川管理条例の一部改正をお願いするもので、当町の河川敷地の占用料の設定の際に参考としている北海道の河川敷地の占用料が、令和7年4月1日から改定されることから、これに合わせて改定するものであります。

道路及び河川敷地の占用料の改定につきましては、先に開催した大樹町行財政改革推進委員会に町から諮問し、本改定案のとおり実施すべきとの答申をいただいているところでございます。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第18号について説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

道路占用料の額を規定する、第2条の別表につきまして、議案の後ろに資料を添付してごさいます。説明は、その資料を基に説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。

資料において、改正の内容は、表の右側になります。占用料の列で改正後と改正前の額を、また比較の列で改正前後の差額を記載し、一番右側に連番を付してごさいます。

説明は、大樹町で現在占用許可を行っている主なものについてご説明いたします。

連番の1、第1種電柱は、改正前が「380円」であるものを改正後に「430円」とし、50円の増となっております。また、連番4、第1種電話柱は、改正前が「340円」であるものを改正後に「390円」とし、同じく50円の増となっております。連番の15から23までは、水道管、下水道管などの外径に応じた占用料を記載してごさいます。連番15では、「14円」を「16円」に改め、2円の増。また、連番20番では、「81円」を「93円」に改め、12円の増となっております。

1ページ戻りまして、議案の10ページになります。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第19号について説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

河川占用料の額を規定する、第21条の別表第1につきまして、こちらも議案の後ろに資料を添付してごさいます。説明は、その資料にてご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

改正内容は、先ほどの表と同じとなっております。表の右側になります。改正前の額と改正後の額、また比較の列では改正前後の差額を記載して、一番右側には連番を付してごさいます。

説明は、同じく、現在、占用許可を行っている主なものについてご説明させていただきます。

連番の1、第1種電柱は、改正前が「380円」であるものを改正後に「430円」とし、50円の増。また、連番2、第2種電話柱は、改正前が「580円」であるものを改正後に「670円」とし、90円の増となっております。また、連番10から15までは、埋設管の外径に応じた占用料を記載してごさいます。連番10では、「14円」を「26円」に改め、2円の増。連番15では、「81円」を「93円」に改め、12円の増となっております。

1ページ戻りまして、議案の8ページになります。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第 18 号大樹町道路占用料徴収条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 18 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号大樹町普通河川管理条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 19 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 1 時 47 分

再開 午後 2 時 00 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 27 議案第 20 号

○議 長

日程第 27 議案第 20 号大樹町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第20号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正をお願いするもので、建設業法施行令の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることから、本条例について、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第20号の条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第3条は、布設工事監督者の資格についての規定でございます。

同条第3号は、改正後にて、括弧内に「次号において同じ。」を追加し、同条第4号においても、同条第3号と同様に、「専門職大学の前期課程を終了した後、5年以上の水道などに関する実務経験を有する者」を付する内容となっております。

次ページをお開きください。

同じく、第3条第9号は、改正後にて、外国の学校において規定する課程に相当する学科目を削除する内容となっております。

同条第11号と水道技術管理者の資格について規定する、第4条第8号は、改正後にて、建設業法施行令の条項ずれによる改正する内容となっております。いずれにおきましても「第34条第1項」を「第37条第1項」にするものとなっております。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 8 議案第 2 1 号

○議 長

日程第 2 8 議案第 2 1 号定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 2 1 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会の議決すべき事件に関する条例の第 2 条第 3 号の規定に基づき、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてお諮りするものでございます。

平成 2 3 年 7 月 7 日に、帯広市と当町をはじめ、管内 1 8 町村との間で、1 対 1 で交わした同協定書につきましては、令和 7 年度から新たにスタートする第 4 期十勝定住自立圏共生ビジョンに合わせて、協定内容の一部変更が必要なことから締結するものでございます。

内容につきましては、企画商工課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、議案第 2 1 号についてご説明いたします。

内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、議案を 8 ページおめくりいただき、横型の新旧対照表 1 ページをお開き願います。

表の項目中、甲の役割は帯広市の役割、乙の役割は大樹町の役割となります。左側の表が変更後の内容で、下線を引いている部分が変更箇所となっておりますが、主な変更点のみご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。

下段の表、(5) 広域観光の推進ですが、甲の役割、アの部分を「圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。」という内容に変更し、乙の役割も同様の内容に変更しております。

次のページ、5 ページになりますが、中段の表、(7) 鳥獣害防止対策の推進ですが、取組内容に「鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討を進める。」という記述を追加するとともに、同様の内容を甲の役割と乙の役割に、イの項目として追加しております。

その下の表になりますが、5 番環境では、これまで「低炭素社会」という文言を使っております。

したが、「脱炭素社会」に改めております。また、甲の役割の一部を「脱炭素社会の構築に向けた取組を推進する」という内容に変更しております。

以上が協定書の主な変更内容となりますが、今回の協定変更は、十勝管内全ての市町村において3月の定例議会に提案いたしまして議決をいただきましたら、3月31日付をもって帯広市と変更協定を締結する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第22号及び日程第30 議案第23号

○議 長

日程第29 議案第22号町道路線の廃止について、日程第30 議案第23号町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題となりました議案第22号及び議案第23号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、公営住宅日方団地の建替えや取り壊しによる町有地の区画整理や土地の分筆などにより隣接する町道路線の変更が必要なことから、実施するものでございます。

初めに、議案第22号につきましては、町道路線の廃止をお願いするもので、今回廃止するのは、麻友3丁目線から南町14号線までの9路線でございます。このうち、南町8号線及び南町

9号線は、旧日方団地の取り壊しにより道路自体が不要となったことから路線を廃止するもので、その他の7路線は、起点や終点の変更により一度廃止とし、次の議案第23号で路線の認定を行うものでございます。

次に、議案第23号につきましては、町道路線の認定をお願いするもので、麻友3丁目線から南町15号線までの8路線でございます。このうち、麻友3丁目線から南町14号線の7路線は、先の議案第22号で廃止し、起点や終点等を変更して、新たに認定する路線であります。

表の一番下段の南町15号線につきましては、現在、既存の道路はあるものの、町道として未認定となっている路線で、今回の変更に合わせて新たに認定するものでございます。

議案第22号の次のページに、それぞれの図面等を添付しておりますので、ご確認いただきますとともに、内容をご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第22号町道路線の廃止についての討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号町道路線の認定についての討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３１ 議案第２４号

○議 長

日程第３１ 議案第２４号工事請負契約事項の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第２４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約事項の変更について承認をお願いするものでございます。

令和６年５月８日開催の令和６年第２回町議会臨時会において、議決をいただき、５月９日に契約を締結しました、工事名、北海道スペースポート整備工事におきまして、当初、布設予定であった水道電気通信のインフラ設備の一部について、現在、整備を進めている美成７号支線避難道路に沿って次年度に整備することに変更することから、契約金額の変更を行うものでございます。

契約金額は、変更前の「６億１,００６万円」から３,１１６万４,０００円減の「５億７,８９９万６,０００円」に改めるもので、それ以外の契約事項の変更はございません。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、お諮りしますので、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２４号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３２ 議案第２５号

○議 長

日程第３２ 議案第２５号令和６年度大樹町一般会計補正予算（第９号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第２５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和６年度大樹町一般会計補正予算（第９号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ１億６,９１１万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８６億６,０７５万３,０００円にするとともに、繰越明許費の追加と地方債の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第２５号についてご説明いたします。

最初に、歳出を資料で説明させていただきますので、５ページをお開き願います。

なお、資料につきましては、５ページから２７ページまでとなっておりますが、説明にあたっては、事業費増減の大きな主な事業に絞らせていただき、事業完了や執行見込額の精査による減額などの補正は説明を割愛させていただきます。

また、財源内訳につきましても、歳出後に歳入の主なものを説明いたしますので、ここでは割愛させていただきます。

最初に、議会費でございます。議会運営費１８６万６,０００円の減。事業完了や執行見込額の精査による減額です。

その下から、９ページにかけて総務費です。総務費全体で２億８,２４６万円の減。

一般職給与及び庁舎管理費は、説明を割愛します。

次に、総務管理費、負担金、補助及び交付金で２０万３,０００円の増。北海道からの派遣職員１名の給料改正に伴う北海道への負担金の増加分を補正するものでございます。

次に、広報広聴事業は説明を割愛し、次の６ページになります。

町有地・建物維持管理経費、需用費から備品購入費までで１９万５,０００円の増。委託料の増は、公共施設除排雪等事業８４０万円を計上するもので、２月３日から４日にかけての大雪により３月分の除排雪費用の不足が見込まれることから、補正をお願いするものです。工事請負費の減額は、旧歴舟中学校校舎及び体育館の解体工事の完了による事業費の減額でございます。

次に、企画調整推進事業及び移住促進事業は説明を割愛し、その下のコミュニティバス運行事業、委託料と備品購入費で７１５万８,０００円の減。コミュニティバスとして、１５人乗りの車両を購入し、車体をラッピング処理して導入する予定でしたが、同車両が生産を一時中止してお

り、発注の見通しが立たないことから、皆減するものでございます。

次の防犯交通安全推進事業から、次のページの功労者等表彰事業の説明を割愛し、7ページ中段の街灯維持管理費、需用費で45万円の増。市街地街灯の電球切れなどにより修繕費用が不足していることから、補正をお願いするものでございます。

次の、はたちの集い事業と行政区推進事業の説明を割愛し、その下、行政区会館等維持管理費、役務費で61万円の増。汲取り処理費用が当初予算を大きく上回り、不足する見込みであることから、予算の計上をお願いするものです。

次のページに移りまして、住民活動一般事業と消費者対策事業は説明を割愛し、次の宇宙のまちづくり推進事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで1,327万6,000円の増。負担金、補助及び交付金の1,530万9,000円の増については、インターステラテクノロジズ社等の支援のために、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングで集まった寄附金が既定予算を上回ったため、町から同社等への補助金について、大樹町クラウドファンディング活用支援事業で1,170万9,000円の増、宇宙産業集積促進事業補助金920万円の増で補正するものです。地域活性化起業人制度負担金は採用に至らず、560万円を皆減してございます。

次に、その下の北海道スペースポート整備事業で、委託料と工事請負費で2億8,637万4,000円の減。大きな減額の理由は工事請負費で、ロケット組立等の建設を含め当初予算を組んでおりましたが、発注段階で次年度工事に先送りしたことや、先の議案で承認いただきましたが、工事請負契約の変更が要因でございます。委託料の減額も、工事量の減によるものでございます。

次に、賦課徴収一般経費から、次のページ、監査委員経費までは、説明を割愛いたします。

次に、9ページ下段から13ページ中段にかけて、民生費でございます。民生費全体で1,551万7,000円の減。

民生児童委員協議会経費と遺族援護事業は説明を割愛し、10ページに移りまして、社会福祉一般事業、旅費から扶助費まで61万7,000円の減。負担金、補助及び交付金の増は、大樹町社会福祉協議会への補助金増額で、職員の給与改正に伴う増額分であります。

次の低所得世帯への支援給付金事業は説明を割愛し、その下、重層的支援体制整備事業、委託料と繰出金で1,624万4,000円の増。繰出金の増は、当初、同事業の国や道からの補助金のうち、介護保険会計分は道会計予算で予算措置しておりましたが、一括で一般会計へ交付されることから、介護保険会計への繰出分の補正をお願いするものです。

次に、敬老会開催事業と老人福祉施設入所措置事業は説明を割愛し、その下、介護老人福祉対策事業、扶助費で118万2,000円の増。介護サービス利用者負担軽減助成費が当初予算を大きく上回る見込みであることから、補正をお願いするものです。

11ページに移りまして、緊急通報用装置設置事業は説明を割愛し、次の心身障害者福祉事業、旅費から償還金、利子及び割引料で2,060万8,000円の増。扶助費の増額は、介護給付費、訓練等給付費の利用者増に伴う執行見込みによる補正です。利子及び割引料の増額は、不正請求が発覚し、令和4年10月に指定取消しを受けた障害者福祉サービス事業者に支払った給付費のうち国や道から受けた負担金について過年度分として返還する費用を補正するものでございます。

次に、高齢者保健福祉推進センター運営事業は説明を割愛し、その下、保険基盤安定制度等繰出金、繰出金で274万5,000円の増。保険者支援、介護保険税軽減分など、繰出金のルール

分について補正するものでございます。

次に、心身障害者医療費助成事業から、12ページに移りまして、発達支援センター運営費までは説明を割愛し、次に、公衆浴場運営費、委託料で48万9,000円の増。臨時施設管理業務において、シルバーセンター作業料金改定により補正するものでございます。

次の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、償還金、利子及び割引料で34万1,000円の増。令和5年度事業費の精査に伴う返還金について補正をお願いするものです。

次の児童保育一般事業、報酬から償還金、利子及び割引料で79万3,000円の減。償還金、利子及び割引料の増額は、出産子育て応援交付金還付金で、令和5年度事業費の精査に伴う返還金について補正をお願いするものです。

次に、13ページに移りまして、町立認定こども園運営費から学童保育所運営費までは、説明を割愛します。

次に、13ページ中段から14ページにかけて、衛生費でございます。衛生費全体で221万4,000円の減。

健康推進事業から14ページ中段、環境衛生事業は説明を割愛し、その下、一部事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金で577万4,000円の増。南十勝複合事務組合負担金で、焼却設備の修繕費増などに伴い、負担金が当初より624万1,000円増となるものです。十勝圏複合事務組合負担金は46万7,000円の減となっております。

次の墓園管理費とじん芥処理事業は、説明を割愛します。

次に、15ページから18ページ中段まで、農林水産業費です。農林水産業費全体で2,622万8,000円の増。

農業委員会運営事業から16ページの防疫事業までは説明を割愛し、次に、16ページの草地畜産基盤整備事業再編整備事業、委託料で5,172万3,000円の増。草地整備142ヘクタールなど、北海道農業公社から令和6年度補正予算で事業実施の予算措置を受けたことから計上するものでございます。

次の牧場運営委員会運営費から18ページ中段の漁業近代化資金利子補給事業までは、説明を割愛します。

次に、18ページ中段から19ページ中段にかけて商工費です。商工費全体で482万1,000円の減。

地場産業振興奨励事業は説明を割愛し、次の起業家等支援事業、負担金、補助及び交付金で136万1,000円の増。本年度、3件分で予算を見込んでおりましたが、新たに1件の申請があったことから補正をお願いするものです。

次の観光振興対策事業は説明を割愛し、ふるさと応援推進事業、報償費と委託料で35万6,000円の増。ふるさと納税が見込額を上回り、それに伴う返礼品を含む業務委託などの費用を補正するものでございます。

19ページに移りまして、晩成温泉維持管理費、工事請負費で533万5,000円の減。晩成温泉改修工事等の実績確定による減額です。財源につきましては、辺地債の借入れが満度とはならず、基金を一部財源としておりましたが、今回の補正で一般財源に余剰金が出たことから、全て一般財源に組み替えるものでございます。

次に、19ページ中段から20ページにかけて、土木費です。土木費全体で1,844万2,0

00円の増。

町道維持管理事業、委託料で3,140万円の増。町道除排雪業務の増額で、2月3日から4日にかけての大雪で3月分の除排雪費用の不足が見込まれることから、予算の計上をお願いするものです。

次の橋梁長寿命化事業から次のページに移り、一番下の寿町団地建設事業までは説明を割愛します。

次に、21ページの消防費でございます。消防費全体で228万4,000円の増。

とかち広域消防事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金で323万1,000円の増。人事院勧告に基づく消防署員の人件費増加分の負担金を計上するものでございます。

次に、消防団管理運営事業と戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業は、説明を割愛します。

次に、21ページから26ページ上段にかけて、教育費でございます。教育費全体で1,453万7,000円の減です。

初めに、教育振興事業、職員手当等から負担金、補助及び交付金まで229万4,000円の減。負担金、補助及び交付金で206万4,000円の減となっておりますが、そのうち大樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金、子どもの居場所づくりプロジェクトに123万5,000円を新たに予算計上するものでございます。そのほかでは、大樹高等学校通学費等補助金など313万9,000円を減額するものでございます。

次の奨励金貸付事業から26ページ中段の図書館のあり方検討協議会運営事業までは、説明を割愛します。

次に、26ページから27ページにかけまして、諸支出金。諸支出金全体で4億4,357万2,000円の増。

事業会計繰出金では、各会計の事業費の分につきまして、町のルールに基づき負担金を増減するものでございます。

次に、特別会計出資及び補助金では、病院事業補助金から27ページ上段、下水道事業補助金まで、こちらもルール分について補助金を減額又は増額するものでございます。

最後に、27ページの基金積立金でございます。積立金で4億8,145万5,000円の増。歳入において、町税や寄附金が既定予算を大きく上回ったことや、歳出において、事業費確定などによる減額などにより、減債基金積立金2億7,446万9,000円、航空宇宙関連施設整備基金積立金1億9,314万3,000円など、12の基金に積立てするものでございます。

以上、歳出補正額合計でございます。1億6,911万1,000円の増。

財源内訳では、特定財源が国道支出金で1億4,406万1,000円の減、地方債で2,970万円の減、その他で1億1,386万8,000円の増、一般財源が2億2,900万4,000円の増となるものでございます。

次に、歳入について主なものを説明させていただきますので、事項別明細書の31、32ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税、2目法人が4,166万8,000円の増。次に、2項、1目ともに固定資産税が5,422万9,000円の増。次に、4項、1目ともに町たばこ税が697万2,000円の増。次に、5項、1目ともに入湯税が57万6,000円の減。1款の町税全体では、1億229万3,000円の増となっております。

2 款の地方譲与税と 1 0 款の地方特例交付金は、説明を割愛します。

次に、1 1 款、1 項、1 目ともに地方交付税 1 億 6, 0 1 4 万 2, 0 0 0 円の増。令和 6 年度分の普通交付税の追加交付などによる増額となっております。

1 3 款の分担金及び負担金は説明を割愛します。

次に、3 3 ページ、3 4 ページの 1 4 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目農林水産業使用料は 6 8 7 万 3, 0 0 0 円の増。乳牛等の預かり頭数が当初見込みを上回ったことによる補正でございます。次に、7 目土木使用料は 4 4 8 万 5, 0 0 0 円の減。公営住宅使用料において入居者数の減少に伴う減額が主な要因でございます。

次に、1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は 9 3 0 万円の減で、保育所運営費負担金 2 0 3 万 5, 0 0 0 円と、その下、重層的支援体制整備事業交付金 7 2 6 万 5, 0 0 0 円は、3 6 ページになりますが、民生費国庫補助金、重層的支援体制整備事業補助金に集約されて交付されることから、減額するものでございます。次に、3 5 ページ、3 6 ページに移りまして、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金は 1 億 4, 7 6 6 万 6, 0 0 0 円の減。スペースポート整備事業の事業費減によりデジタル田園都市国家構想交付金が減額となるものでございます。2 目民生費国庫補助金では 9 8 4 万 8, 0 0 0 円の増で、重層的支援体制整備事業補助金が、先に説明した国庫負担金からの組替えや子ども・子育て支援交付金も、本補助金で一括交付されることから、増額するものでございます。この組替えに関しましては、次の 1 6 款道支出金の部分でも同様でございます。

続きまして、1 6 款道支出金は、説明を割愛させていただきます。

次に、3 7、3 8 ページの 1 7 款財産収入、1 項財産運用収入の説明を割愛し、2 項財産売払収入、2 目不動産売払収入、立木売払収入が、当初見込みを上回り 6 4 2 万 8, 0 0 0 円の増。

次に、3 9、4 0 ページに移りまして、1 8 款、1 項ともに寄附金、2 目指定寄附金 2 億 3, 6 0 3 万 6, 0 0 0 円の増。多くの方から当町に対してご寄附を頂き、魅力あるまちづくり推進資金寄附金で 2, 0 8 0 万円の増。まち・ひと・しごと創生寄附金で 2 億 1, 0 0 5 万円の増などがございます。1 8 款寄附金全体で 2 億 3, 6 2 6 万 9, 0 0 0 円の増となっております。

次に、1 9 款、1 項ともに繰入金、1 目基金繰入金については、財政調整基金繰入金を 1 億 4, 0 0 0 万円減額。それ以外にも四つの基金の繰入れを減額してございます。1 9 款の繰入金全体では 2 億 9, 9 3 0 万円の減。

これに伴いまして、今年度の基金の繰入金は、当初予算計上額 7 億 1, 9 8 2 万 7, 0 0 0 円に対して、決算見込が 4 億 2, 0 5 2 万 7, 0 0 0 円、当初基金の積立予定額が 6 億 1, 1 4 9 万 5, 0 0 0 円のため、差引き 1 億 9, 0 9 6 万 8, 0 0 0 円が令和 5 年度末と比較して増額となる見込みでございます。

次に、2 0 款、1 項、1 目ともに繰越金 7, 8 5 8 万 3, 0 0 0 円の増。

次に、2 1 款諸収入、4 項受託事業収入、3 目農林水産業費受託事業収入 4, 6 0 9 万 1, 0 0 0 円の増。畜産担い手総合整備型事業の実施に伴う受託事業収入でございます。次に、5 項、1 目ともに雑入は 1, 7 1 6 万 8, 0 0 0 円の増。4 1、4 2 ページに移りまして、市町村職員退職手当組合負担金精算還付金 1, 9 3 3 万 3, 0 0 0 円の増となっております。

次に、2 2 款、1 項ともに町債、1 目過疎債から 5 目緊急防災・減災事業債まで合計で 3, 1 7 1 万 1, 0 0 0 円の減額となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額84億9,164万2,000円。補正額、1款議会費から13款諸支出金まで1億6,911万1,000円の増。補正後の歳出合計86億6,075万3,000円。

続いて、歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額84億9,164万2,000円。補正額、1款町税から22款町債まで1億6,911万1,000円の増。補正後の歳入合計86億6,075万3,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費補正を説明いたしますので、3ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、繰越明許費の追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、宇宙のまちづくり推進事業から8款土木費、4項都市計画費、都市計画一般管理費まで6事業において、事業完了が翌年度に及ぶことから繰り越すもので、事業費の合計は1億7,538万2,000円でございます。

次に、第3表地方債補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。

内容は、地方債の追加であります。過疎対策事業から緊急防災・減災事業まで、それぞれ補正前の限度額を補正後の限度額に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第25号令和6年度大樹町一般会計補正予算（第9号）の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入は一括として、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

初めに、事項別明細書43ページ、44ページ、1款議会費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、43ページから50ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

歳出、46ページの2款総務費、1項総務管理費の備品購入費で、15人乗りのコミュニティバスの購入予定がなくなったのですが、今後、車種の変更含めて、具体的な考え方があるのかどうか伺いたと思います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

先の9月議会におきまして、補正予算でコミュニティバス車両ということで予算を計上させていただいたところではありますが、選定した車の生産が中止となっているという状況で、再開が現時点でも未定だという状況におきまして、今回減額をさせていただいたところではありますが、次年度、同種の同じ車の製造再開がいつ頃になるかの見通しを見ながら、当面は同様の車の購入に向けて進めていきたいなと思っておりますが、再開ができるかどうかをメーカー等に確認しながら、再開の見通しが立てば、補正予算等で新年度計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、49ページから56ページ、3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

播間章浩君

○播間章浩議員

52ページ、先ほど説明の中で、障害福祉事業者の不正受給によって還付が生じたということでご説明がありました。その内訳がどれに当たるのかというところなのですが、還付金の136万9,000円の部分なのか、別の2,060万8,000円の部分なのか、どちらの部分を目指していたのか確認させてください。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長

再開します。

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

52ページの22款償還金、利子及び割引料の205万4,000円の部分でありまして、国の分と道の分の負担があります。国の部分につきましては、136万9,000円と、道の費用として68万5,000円となっております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

実質的に町のほうで返還しなければいけないというところかなと思うのですが、返還によってマイナスが生じるのか、その部分を確認させていただきますでしょうか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

この部分に関しましては、相手方からの返還が町になされないとしても、町としては国に返還しなければいけないということで、国より通知が来ておりまして、収入がなくても町から国に返すということになっておりますのでマイナスとなります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、55ページから58ページ、4款衛生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

19節の扶助費の予防接種健康被害給付費205万円というのは、健康被害はどういう健康被害だったのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

19節の扶助費の関係ですが、予防接種健康被害の部分につきましては、新型コロナワクチンを接種したことで健康被害が生じたということで、厚生労働大臣が認めたものということで、お二人いらっしゃいました。その方に対して、医療費の実費の分ですとか、あと、医療手当ということで、市町村が給付するというルールになっております。給付した部分につきましては、国のほうが全額負担するというふうになっております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、57ページから62ページ、6款農林水産業費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、61ページ、62ページ、7款商工費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、61ページから64ページ、8款土木費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、63ページから66ページ、9款消防費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、65ページから74ページ、10款教育費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

68ページと70ページの要保護・準要保護の19節扶助費について、一つは小学校費の減額されている71万4,000円と、中学校費の93万7,000円が減額されているのですが、多分、小学校費では200万円ぐらいと、中学校費では270万円ぐらい当初予算で大きく減額されていると思うのですが、最終的に、認定率でいけば小学校費と中学校費は何%ぐらいになっているのでしょうか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

認定率でいきますと、小学校費については、今現在6.0%でございます。中学校費につきましては8.3%でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

70ページの教育振興費の扶助費なのですが、クラブ活動費援助費の33万円の減額なのですが、実際には42万3,000円の当初予算に対しての33万円減額ですから、実際どんな事情でこれほど大きく減少したのか。対象者が、例えばクラブ活動に参加しないというか又はクラブ活動がそういう費用がかからない状態だったとかあると思うのですが、どういう事情だったのかお聞きしたいと思います。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

中学校費におけるクラブ活動の援助費でございます。

当初見込みは14名ほどの人数を見込んでおりましたが、実際、今現在11名が支給対象ということで、当初の見込みより人数が減ったということでございます。

また、クラブ活動費につきましては、限度額が決まっております、国の限度額では3万1500円ということでございますが、実際に限度額までは達していないというクラブもありますので、そういうところを足して行って33万円ほど減額になったというところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、73ページから76ページ、13款諸支出金の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、31ページから42ページ、歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあれば受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先の議案第25号の教育費において、小中学校の扶助費の菅議員の質問に対し、説明員より説明の修正の申出がありましたので、これを許可いたします。

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

先ほど、中学校費のクラブ活動の援助費の人数について、11名を見込んでいたということで説明をさせていただきましたが、5名の誤りでございました。申し訳ございませんでした。

◎日程第33 議案第26号

○議長

日程第33 議案第26号令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第26号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ872万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,858万5,000円にするものでございます。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

議案第26号についてご説明いたします。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正内容は、事業費の確定や執行見込みによるもので、財源内訳に変動を伴うものにつきましては、必要な組替えを行っております。補正額がなく、財源内訳の組替えのみを行う項目につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,028万2,000円の減。国民健康保険基金積立金の減額となっております。

2項徴税費、1目賦課徴税費、補正額36万6,000円の減。

3項、1目ともに運営協議会費、補正額5万4,000円の減。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費110万円の増。2目一般被保険者療養費66万4,000円の増。2款の保険給付費につきましては、給付費の動向を考慮した執行見込みにより増額としております。

次のページに移りまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金8万4,000円の増。保険給付費等特別交付金償還金の前年度精算分を増額しております。

2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金13万円の増。特別交付金に含まれる直営診療施設分の額が決定したことから、町立国民健康保険病院に繰り出すものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

1款、1項ともに保険税、1目一般被保険者保険税、補正額992万5,000円の増。収納状況を考慮して増額としております。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害臨時特例補助金2万5,000円の増。5目社会保障・税番号制度システム整備費補助金4,000円の増。1目の災害臨時特例補助金は、保険税の減免、医療費窓口負担減免の確定見込みにより増額しております。5目のシステム整備費補助金は、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等、事業の補助金を増額しております。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金148万9,000円の減。保険給付費等交付金の額の確定見込みにより1節の普通交付金は増額。2節の特別交付金は減額としております。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金4万9,000円の増。国民健康保険基金積立金利子を増額しております。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金690万7,000円の減。保険基盤安定繰入金、1節保険税軽減分と2節保険者支援分は、額の確定により増額するもので、次のページに移りまして、6節その他一般会計繰入金は、執行状況を考慮して減額としております。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金1,033万1,000円の減。執行見込みにより基金繰入金を減額としております。

次に2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額6億7,730万9,000円。補正額、1款総務費から7款諸支出金まで872万4,000円の減。補正後の歳出合計6億6,858万5,000円。

次に、1ページの歳入。

歳入合計、補正前の額6億7,730万9,000円。補正額、1款保険税から5款繰入金まで872万4,000円の減。補正後の歳入合計6億6,858万5,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第27号

○議長

日程第34 議案第27号令和6年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第27号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ512万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億677万3,000円にするものでございます。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

議案第27号についてご説明いたします。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額512万7,000円の減。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への納付金を計上しております。事務費負担金及び保険料等負担金の確定により減額としております。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

1款、1項、1目ともに後期高齢者医療保険料、補正額354万円の減。ここでは、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料を計上しており、保険料の収納見込みにより減額とし

ております。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 2 0 7 万 4, 0 0 0 円の減。1 節事務費繰入金は、広域連合へ納付する事務費負担金の額の確定により減額とし、2 節保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定制度負担金の額の確定により減額としております。

3 款、1 項、1 目ともに繰越金、補正額 4 8 万 7, 0 0 0 円の増。

次に、2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額 1 億 1, 1 9 0 万円。補正額、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 5 1 2 万 7, 0 0 0 円の減。補正後の歳出合計 1 億 6 7 7 万 3, 0 0 0 円。

次に、1 ページ、歳入。

歳入合計、補正前の額 1 億 1, 1 9 0 万円。補正額、1 款後期高齢者医療保険料から 3 款繰越金まで 5 1 2 万 7, 0 0 0 円の減。補正後の歳入合計 1 億 6 7 7 万 3, 0 0 0 円。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 7 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 5 議案第 2 8 号

○議 長

日程第 3 5 議案第 2 8 号令和 6 年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第28号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第6号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ5,991万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,135万2,000円にするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議案第28号について、事項別明細書で説明させていただきます。

まず初めに、歳出から説明しますので、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額47万9,000円の減。

次に、3項介護認定審査会費、2目介護認定審査会費、補正額13万4,000円の減。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,722万7,000円の増。3目施設サービス給付費、補正額4,401万9,000円の増。4目福祉用具購入費、補正額15万円の増。それぞれサービス給付費の単価アップによる執行見込みにより増額補正するものでございます。

次に、2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費、補正額250万円の増。単価アップによる支出見込みにより増額補正するものです。

次に、12ページ、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額35万6,000円の減。2目一般介護予防事業費、補正額31万円の減。

次に、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額253万9,000円の減。2目任意事業費、補正額26万6,000円の減。

次に、4款、1項ともに基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額10万5,000円の増。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

1款、1項ともに介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、補正額168万4,000円の減。減額の主な要因としまして、当初予算時の被保険者数から現状、転出や死亡により減少したことが要因です。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額11万7,000円の減。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額216万7,000円の増。2目地域支援事業交付金、補正額829万4,000円の減。4目保険者機能強化推進交付金、補正額4万5,000円の増。5目介護保険保険者努力支援交付金、補正額88万1,000円の増。6目特別調整交付金、補正額5万9,000円の増。7目災害臨時特例補助金、補正額1万8,000円の増。10目介護保険事業費補助金、補正額81万5,000円の増。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 6 2 6 万 9, 0 0 0 円の増。

2 項道補助金、1 目地域支援事業交付金、補正額 4 2 5 万 8, 0 0 0 円の減。

4 款、1 項ともに支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 1, 1 9 1 万 6, 0 0 0 円の増。2 目地域支援事業支援交付金、補正額 4 8 万 8, 0 0 0 円の減。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正額 1 0 万 5, 0 0 0 円の増。

8 ページ、9 ページに移りまして、6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 2, 1 0 6 万 5, 0 0 0 円の増。増額の主な要因として、重層的支援体制整備事業が大変複雑な事業で、介護会計に入っていた国費、道費の補助金が一般会計に移ることになったので、一般会計経由で介護会計に補助金分として繰り入れることになったことが増額の主な要因です。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額 3, 1 4 1 万 8, 0 0 0 円の増。歳出 2 款保険給付費の単価アップと利用者増による支出が増加しても一般会計のほうから繰入金というのはルール分しか入らないため、不足分の基金から繰り入れることになります。

次に、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出を説明しますので、2 ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額 6 億 9, 1 4 3 万 5, 0 0 0 円。補正額、1 款総務費から 4 款基金積立金まで 5, 9 9 1 万 7, 0 0 0 円の増。補正後の歳出合計 7 億 5, 1 3 5 万 2, 0 0 0 円となるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、1 ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額 6 億 9, 1 4 3 万 5, 0 0 0 円。補正額、1 款介護保険料から 6 款繰入金まで 5, 9 9 1 万 7, 0 0 0 円の増。補正後の歳入合計額 7 億 5, 1 3 5 万 2, 0 0 0 円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 8 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第29号

○議長

日程第36 議案第29号令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第29号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,779万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,520万6,000円にするものでございます。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第29号についてご説明させていただきます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、10ページ、11ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額1,063万4,000円の減。主なものでございますが、1節報酬282万4,000円の減につきましては、会計年度任用職員報酬の所要見込みによるものでございます。また、2節給料361万2,000円の減でございますが、職員給与の所要見込みによるものでございます。3節職員手当等249万6,000円の減でございますが、主なものといたしまして、市町村職員退職手当組合負担金の負担額減少など、所要見込みによるものでございます。そのほか、4節共済費136万4,000円の減、12節委託料5万7,000円の減、14節工事請負費3万3,000円の減、17節備品購入費24万8,000円の減とともに所要見込みによる減額のほか、事業費確定により減額するものでございます。

次に、2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額715万8,000円の減。主なものでございますが、1節報酬543万5,000円の減でございますが、会計年度任用職員報酬の所要見込みによるものでございます。2節給料92万3,000円の減。4節共済費14万7,000円の減。職員の退職、採用に伴うものなど、所要見込みによるものでございます。12節委託料43万6,000円の減、14節工事請負費6万3,000円の減とともに所要見込みによる減額のほか、事業費確定により減額するものでございます。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入です。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス事業収入、補正額 6 7 1 万 1, 0 0 0 円の減。2 目介護老人福祉施設事業収入、補正額 3 2 7 万 7, 0 0 0 円の増。

同じく 1 款サービス収入、2 項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1 目通所型サービス事業費収入、補正額 1 8 8 万 3, 0 0 0 円の増。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目居宅介護サービス事業負担金、補正額 3 9 万 4, 0 0 0 円の減。2 目介護老人福祉施設事業負担金、補正額 2 2 万 8, 0 0 0 円の減。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 3, 0 7 5 万 9, 0 0 0 円の減。

4 款、1 項、1 目ともに繰越金、補正額 1, 5 5 4 万 4, 0 0 0 円の増。

5 款諸収入、1 項受託事業収入、1 目介護サービス事業収入 1 万 1, 0 0 0 円の増。

2 項、1 目ともに雑入、補正額 4 1 万 5, 0 0 0 円の減。

次に、2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出をお開き願います。

歳出です。

歳出合計、補正前の額 4 億 4, 2 9 9 万 8, 0 0 0 円。1 款居宅介護サービス事業費と 2 款介護老人福祉施設事業費で、補正額 1, 7 7 9 万 2, 0 0 0 円の減。歳出合計 4 億 2, 5 2 0 万 6, 0 0 0 円となるものでございます。

次に、1 ページの歳入をご覧ください。

歳入です。

歳入合計、補正前の額 4 億 4, 2 9 9 万 8, 0 0 0 円。補正額、1 款サービス収入から 5 款諸収入までで 1, 7 7 9 万 2, 0 0 0 円の減。歳入合計 4 億 2, 5 2 0 万 6, 0 0 0 円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 9 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３７ 議案第３０号

○議 長

日程第３７ 議案第３０号令和６年度大樹町水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第３０号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和６年度大樹町水道事業会計補正予算（第３号）をお願いするもので、第２条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、損益勘定留保資金等から補填する額を１,９９１万６,０００円に改め、収益的収入１,０１７万７,０００円増額し、計４億８,３９６万４,０００円に、収益的支出を２,０３９万６,０００円増額し、計５億３８８万円に補正するものです。

第３条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、損益勘定留保資金等から補填する額を１億６,０４４万１,０００円に改め、次のページに移りまして、資本的収入を７７５万３,０００円減額し、１億５,２４２万６,０００円に、資本的支出を１,４８７万１,０００円減額し、計３億１,２８６万７,０００円に補正するものです。

第４条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を２,４４７万３,０００円に、第５条では、他会計からの補助金を１億２,５５４万円に、第６条では、たな卸資産の購入限度額を４３５万１,０００円に、それぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第３０号について、ご説明いたします。

内容につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、１１ページ、１２ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、補正予算額５２０万９,０００円の減。委託料の確定と動力費の見込額確定によるものです。２目配水及び給水費、補正予算額２８万円の減。委託費の確定によるものです。３目総係費、補正予算額２２４万１,０００円の減。人件費、委託料及び手数料の見込額確定によるものとなってございます。１３ページ、１４ページをお開きください。引き続き、収益的支出の部です。４目減価償却費、補正予算額２,３１８万６,０００円の増。令和５年度の決算及び過年度に終了しました道営事業大樹第３地区の完了に伴い増額となってございます。５目資産減耗費、補正予算額５１万１,０００円の減。事業執行見込額の確定によるものです。

2 項営業外費用、2 目消費税費、補正予算額 5 4 0 万円の増。事業執行見込額確定によるものとなってございます。

4 項特別損失、1 目過年度損益修正損、補正予算額 5 万 1, 0 0 0 円の増。水道使用料不納欠損といたしまして、1 名 7 件分の消滅時効に係る時効期間満了による 5 万 1, 0 0 0 円を計上してございます。

9 ページ、1 0 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、3 目負担金、補正予算額 2 2 0 万 3, 0 0 0 円の減。執行見込額の確定によるものでございます。

2 項営業外収益、2 目一般会計補助金、補正予算額 5 2 万 2, 0 0 0 円の減。3 目長期前受金戻入、補正予算額 1, 2 9 0 万 2, 0 0 0 円の増。当年度の減価償却に係る補助金、補償金及び負担金の執行見込額確定によるものとなってございます。

損益勘定留保資金、補正予算額 1, 0 2 1 万 9, 0 0 0 円の増。

続いて、1 7 ページ、1 8 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産取得費、補正予算額 1 3 3 万 5, 0 0 0 円の減。2 目消火栓整備費、補正予算額 4 1 万 6, 0 0 0 円の減。いずれも執行見込額及び工事請負費の確定によるものです。

2 項、1 目ともに配水管等補償工事費、補正予算額 1, 2 3 2 万円の減。3 項、1 目ともに量水器整備事業費、補正予算額 8 0 万円の減。いずれも工事請負費確定によるものとなってございます。

1 5 ページ、1 6 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部です。

1 款資本的収入、1 項、1 目ともに工事補償金、補正予算額 6 7 1 万円の減。2 項、1 目ともに工事負担金、補正予算額 4 1 万 6, 0 0 0 円の減。3 項、1 目ともに繰入金、補正予算額 6 2 万 7, 0 0 0 円の減。いずれも事業等の見込額確定によるものでございます。

損益勘定留保資金等、補正予算額 7 1 1 万 8, 0 0 0 円の減。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 議案第31号

○議長 長

日程第38 議案第31号令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第31号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入及び支出を343万円減額し、計10億9,940万7,000円にそれぞれするものです。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入を36万4,000円減額し、計4,805万3,000円に、資本的支出を36万4,000円減額し、4,973万3,000円にそれぞれするものであります。

次のページに移りまして、第4条の企業債では、病院事業の限度額580万円から560万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を7億4,328万1,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、内容につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で、補正予算額788万円の減。採用、退職に伴う増減と、期末勤勉手当の確定に伴う減額などを整理したものです。3目経費で388万円の増。暖房用燃料費を執行状況から30トン増やしまして、80トンの支出を見込むものです。

2項医業外費用、4目消費税で57万円の増。課税収入の増加によるものです。

戻りまして、7ページ、8ページをお開き願います。

収入の部。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、3 目その他医業収益で3 9 6 万円の減。新型コロナワクチン接種2 5 0 人分の減収を見込むものです。

2 項医業外収益、5 目長期前受金戻入で1 7 万円の増。令和5年度の資本的収支の備品購入費におきまして企業債充当財源の一部を過疎債充当財源に振り替えたことによる一般会計負担金戻入額の増額です。7 目国庫支出金で2 0 万円の増。病院受付窓口に設置しておりますマイナンバーカードを読み取る顔認証付きカードリーダー1 台の増設に係ります補助金です。8 目道支出金で1 6 万円の増。入院食の原材料費高騰に伴う道支援金としまして1 床当たり3, 2 0 0 円が定額支援されたものです。

1 3 ページ、1 4 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目有形固定資産購入費で3 6 万4, 0 0 0 円の減。入札執行残の減額です。

戻りまして、1 1 ページ、1 2 ページをお開き願います。

収入の部。

1 款資本的収入、1 項、1 目ともに一般会計負担金で1 6 万4, 0 0 0 円の減。

4 項、1 目ともに企業債で2 0 万円の減。執行額の確定に伴います財源の減額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3 1 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 議案第32号

○議 長

日程第39 議案第32号令和6年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第32号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入を1,064万1,000円減額し、計3億3,159万4,000円に、収益的支出を11万1,000円減額し、計3億2,406万6,000円にするものです。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、補填する財源のうち、当年度分損益勘定留保資金等を1億2,009万9,000円に改め、次のページに移りますが、資本的収入を1,475万9,000円減額し、5,869万7,000円とし、資本的支出を1,928万7,000円減額し、1億7,879万6,000円にするものです。

第4条の企業債では、下水道事業の限度額3,980万円を2,790万円に改めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次に移りまして、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を1,479万7,000円に、第6条では、他会計からの補助金を1億8,200万5,000円に、それぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第32号につきまして、ご説明いたします。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠管理費、補正予算額66万円の減。2目処理場管理費、補正予算額247万5,000円の減。いずれも委託料の確定によるものです。3目個別排水管理費、補正予算額279万5,000円の減。委託料と手数料の確定によるものとなってございます。4目総係費、補正予算額131万5,000円の減。人件費及び負担金の見込額確定によるものです。5目普及推進費、補正予算額6万9,000円の減。6目減価償却費、補正予算額47万7,000円の増。いずれも事業執行見込額確定によるものとなってございます。13ページ、14ページをお開き願います。引き続き、収益的支出の部です。7目資産減耗費、補正予算額94万1,000円の減。事業執行見込額の確定によるものです。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正予算額16万7,000円の増。2目

消費税費、補正予算額750万円の増。事業執行見込額確定によるものとなっております。

続いて、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部です。

1款下水道事業収益、1項営業収益、3目雨水処理負担金、補正予算額7万6,000円の減。

2項営業外収益、2目一般会計補助金、補正予算額514万3,000円の減。3目消費税還付金、補正予算額540万円の減。4目長期前受金戻入、補正予算額24万7,000円の減。いずれも事業執行見込額確定によるものとなっております。

3項特別利益、1目過年度損益修正損、補正予算額22万5,000円の増。過年度の使用量としまして修正収益となる公共下水道においては3名5件、個別排水処理施設においては2名3件分を計上してございます。

17ページ、18ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道建設費、補正予算額677万1,000円の減。2目個別排水処理施設建設費、補正予算額1,246万3,000円の減。いずれも執行見込額の委託料、工事請負費の確定となっております。

2項、1目ともに企業債償還費、補正予算額5万3,000円の減。

15ページ、16ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部です。

1款資本的収入、1項、1目ともに企業債、補正予算額1,190万円の減。2項、1目ともに繰入金、補正予算額8,000円の減。4項、1目ともに受益者分担金、補正予算額99万円の減。5項、1目ともに国庫補助金、補正予算額186万1,000円の減。いずれも事業の執行見込額の確定によるものとなっております。

損益勘定留保資金等、補正予算額452万8,000円の減。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第40 令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針

○議 長

日程第40 令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長と教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

黒川町長。

○黒川町長

令和7年度各会計予算案の審議にあたり、その概要と町政運営の基本認識及び予算編成方針並びに主要施策について、私の所信を申し上げます。

私は令和5年5月の就任以来、対話による地域共創を念頭に町政を進めてまいりました。

今年度から始まった第6期大樹町総合計画においても、住民・地域・行政による協働のまちづくりを進め、第6期総合計画の理念である「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる誰にでも居場所のあるまち大樹」の実現や、地方創生の推進に向けて、町政を進めていく所存であります。

今回ご提案申し上げる令和7年度予算案は、これまで住民の皆さまと対話を重ねた中で、まちづくりに対して寄せられた要望や想いを行政が抱える優先的な課題と照らし合わせて、未来へと続くまちづくりを思い描き、編成いたしました。今後も住民と行政が一体となって地域社会を築き上げるため、全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員並びに住民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本の経済・社会は構造的な変化に直面しており、歴史的な転換点に立っていると言えます。この一年間を振り返りますと、経済では、インバウンド需要の回復や長きにわたったコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へと向かう兆しはあるものの、一方で物価高騰や金利上昇など、地域経済や住民生活への効果は限定的であると言えます。

少子高齢化と人口減少も加速的に進んでおり、2024年9月1日現在の人口推計は、前年同月と比べ、56万9,000人減の1億2,337万9,000人、うち75歳以上は、前年同月と比べ69万4,000人増、一方で令和6年の出生数は、過去最少の見通しとなっており、国を挙げて、その是正策に取り組んでいく必要があります。

海外に目を向けると、先行きが見えない、ウクライナ情勢や中東情勢などの影響を受けたエネルギー価格や穀物価格の高騰は、収束の兆しが見られません。

大樹町においても、基幹産業である農業は、生乳の生産抑制がなくなり、生産量も徐々に回復しておりますが、飼料や生産資材の高騰など、経営を取巻く環境は依然として厳しい状況です。水産業は、太宗漁業である秋サケ漁の水揚げ量が過去最低となるなど不振が長く続いております。

また、道路や上水道などの生活インフラの老朽化や防災、子ども・子育て支援や福祉の充実、産業振興、移住定住の促進など、安全・安心で活気のある住民生活を支えるための喫緊の課題が山積しておりますので、限られた予算の効率的な配分と執行、健全な財政運営を念頭に、町政に取り組んでいく所存であります。

国の予算編成においては、足元の物価高に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによるメリハリの効いた予算を編成するとしています。

地方財政については、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、地方財政の運営上、支障が生じないよう適切な補填措置を講ずるとしてしております。しかし、自主財源基盤の脆弱な地方公共団体にとって、急激な人件費の上昇や物価高騰への対応もあり、社会保障の充実、経済と雇用の裾野を広げる産業の育成など安全・安心な住民生活の提供に要する財源の不足は、解消されるに至っておりません。

第6期大樹町総合計画に掲げるまちづくりを計画的に具現化し、地方創生を着実に推進するためには、住民の皆さまとの共創によるまちづくりと透明性の高い行政運営、将来を見据えた効率的な財政運営が不可欠と考え、これらの視点に基づき、予算編成を進めてまいりました。

この結果、一般会計及び7特別会計予算の総額は125億7,840万円、一般会計は82億700万円、特別会計合計は43億7,140万円となりました。

一般会計歳入予算については、一般財源50億5,441万5,000円、特定財源31億5,258万5,000円であります。

町税は、令和6年度の収納状況などを勘案し、町民税は減額、固定資産税は増額で計上しております。

地方交付税は、普通交付税を5,400万円の増で見込み、特別交付税は前年同額としております。

国庫支出金は、北海道スペースポート整備による地方創生推進交付金が前年を大きく下回ることから、3億105万1,000円の減で計上いたしました。

繰入金は、公共施設整備基金、航空宇宙関連施設整備基金等を各事業に充当するほか、不足する財源については、財政調整基金から3億円を繰り入れるため、総額では、前年度に比べ8,967万2,000円の増で計上しております。

諸収入は、基幹業務システムの標準化への移行によるデジタル基盤改革支援補助金などにより、2億1,861万円の増で計上しております。

町債は、北海道スペースポート整備事業で2億円、生涯学習センター空調設備工事等で7,400万円を過疎対策事業債で借入するほか、市街地の街灯LED改修工事で、3,380万円を脱炭素推進事業債で借り入れすることなどにより、前年度に比べ2億6,760万円の増となっております。

歳出につきましては、人件費の上昇や物価高騰の影響により全般的に費用負担が増しており、基幹業務システムの標準化移行の経費も重なり、物件費では2億5,550万6,000円の増、役場庁舎や認定こども園の建設で借り入れした起債の元金償還が始まることから、公債費は1億1,080万円の増となっております。

普通建設事業は、前年度から空調設備設置など大樹小中学校校舎の改修工事費用の皆減などにより、前年度に比べて1億4,458万2,000円の減となっております。

次に、予算編成方針に基づき、令和7年度予算に計上した事業の主なものにつきまして、総合計画の五つの基本目標に沿って順次ご説明申し上げます。

第1は「共に支え合い安心して暮らせるまち」です。

地域福祉につきましては、誰もが住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や町内会、ボランティアなど関係する団体との連携を図る重層的支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指してまいります。

大樹町こども計画に基づき、子育て家庭に対する経済的支援など、地域全体で子育てを進める環境づくりを推進してまいります。

心身障がい者、ひとり親家庭、乳幼児及び児童の医療費助成を継続してまいります。

高齢者や重度障がい者の方の交通費の負担軽減を図るための助成制度を拡充します。

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進し、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進してまいります。

身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、相談体制の充実、強化に努め、地域の中で障がいのある人に対する理解が深まり、障がいがあっても住み慣れた地域で自立して生活できる地域社会づくりを推進してまいります。

健康寿命を延ばすため、全ての世代の生活習慣病の発症・重症化予防を重視し、住民一人一人が主体的な健康づくりができるよう、きめ細やかな保健事業を展開するとともに、地域医療の充実を図ってまいります。

带状疱疹ワクチン接種に伴う自己負担に対する一部助成を行います。

防災・減災対策につきましては、遠くない将来に発生が予想される千島海溝型巨大地震・大津波対策として、浜大樹、旭の両地区に津波避難タワーを整備するための実施設計を行います。

防災意識を高めるため、避難訓練や自主防災組織の設置に向けた行政区・地域単位での話し合いを進めてまいります。

防犯・交通安全につきましては、広尾警察署をはじめ、関係団体と連携し、広報活動や街頭指導などによる各種啓発運動に努めてまいります。

消防団につきましては、近年全国的に発生している自然災害等も踏まえ、消防装備の充実及び関係機関との一層の連携強化を図ってまいります。

第2は「誰もが学び続けられるまち」です。

大樹町総合教育会議における協議などを通して、教育委員会と十分に意思疎通を図るとともに、教育問題などを共有し、大樹町教育大綱を推進してまいります。

安全・安心な学校給食の提供はもとより、物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の引上げは行わないことといたしました。

生徒はもちろん、保護者や住民、地域社会にとっても大切な存在である大樹高校で「学びたい、学ばせたい」と思われるように、学校の魅力を高める活動や広域募集など、大樹高校活性化推進協議会を通じて取り組んでまいります。

生涯学習センターの空調設備やWi-Fi環境を整備し、施設の快適性の向上を図ってまいります。

多様化する趣向と学習ニーズを踏まえ、高齢者教育をはじめ、自然体験活動、自主学級や各種講座の開設など様々な学習機会の提供を行ってまいります。また、図書館に求められる機能やサービスなど図書館のあり方検討協議会において、意見や要望をまとめてまいります。

部活動等の地域移行に関して、モデル事業の実証、地域人材の活用など本町の実情にあった地域クラブの設立に向け、検討を進めてまいります。

第3は「豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち」です。

新たな農業担い手の育成確保に対し、支援制度の充実を図ります。

多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度により、地域の共同活動や農業生産活動の継続、環境に配慮した取組への支援を通じて、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ります。

畜産公共事業による飼料基盤の整備や、農道の整備を進めるとともに、農業者が自ら実施する排水改良や起伏修正、石れき除去などの土地改良事業に対する支援を継続します。

生乳生産の増産に向け、乳用牛増頭奨励緊急対策事業による、経産牛の増頭などに対して支援してまいります。

町営牧場の収支改善に向けて利用料金を改定するほか、運搬作業用小型トラックを更新いたします。

鳥獣による農作物被害を軽減するため、電牧柵の整備費の助成、鳥獣被害対策実施隊の設置、駆除に対する報償費支給などの対策を講じるほか、引き続き地域おこし協力隊の配置による被害調査や侵入経路の特定など、きめ細かな対策に取り組んでまいります。

森林資源の循環利用と林業の再生を図るため、下刈りや間伐等の森林整備事業や木材利用の促進、多面的機能の普及啓発など、森林環境譲与税を活用した振興対策を実施してまいります。

主力魚種の不振が続く中、漁業者や漁業協同組合が行う資源管理や経営改善等への取組や、水産物の付加価値向上に向けた加工場の維持改修、サクラマス養殖の事業化に向けた取組を支援してまいります。流木など海岸漂着物対策及び漁港整備について、引き続き国や道へ要請してまいります。秋さけの不漁対策として、大樹町さけますふ化場の利用再開に必要な施設整備のほか、孵化場の維持・運営に要する経費を支援してまいります。

商工業は、長引く物価高の影響を受け、厳しい経営環境が続いていますが、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っている中小企業等の振興を図るため、商工会と連携を図りながら各種施策の推進に取り組んでまいります。

商店街など地域の活性化を図るため、起業家等支援事業の後継となる「創業支援事業」を新たに創設し、町内で創業する事業者のチャレンジを支援してまいります。

観光につきましては、観光協会と連携を図りながら、本町の特色や魅力を発信していくとともに、観光拠点である道の駅の魅力アップに向けた取組を進めてまいります。

リニューアルが完了した晩成温泉の利用者増加につながるよう、指定管理者と連携を図りながら、「泉質の良さ」や「海に見える温泉」など、その特色や魅力の情報発信を強化していきます。

国内で35番目の国立公園として、日高山脈襟裳十勝国立公園が誕生したことから、萌和山森林公園に雄大な山並みが眺望できる展望デッキを整備して、日高山脈の魅力の情報発信などに取り組んでまいります。

ふるさと納税は、町の特産品のPRを図る絶好の機会でもあり、魅力ある返礼品を積極的に開拓し、返礼品提供事業者の充実や地域経済の活性化につなげてまいります。

航空宇宙につきましては、昨年のLC1射場の煙道整備、用地造成に引き続き、ロケット組立棟の整備を進めるとともに、延伸により実験需要の高まっている滑走路を活用した新たな実験の誘致、新たな利用者の開拓を積極的に進めてまいります。

北海道スペースポートの整備を進めるため、SPACE COTAN株式会社と連携して、引き続き国・北海道・企業に働きかけながら、財源の確保に努めてまいります。

「たいき宇宙デー」を引き続き実施するとともに、イベントの開催や展示会への出展を通じて、北海道スペースポートを全国にPRしてまいります。

雇用・勤労者対策は、町内中小企業の労働力確保と定着を後押しするため、退職金共済掛金や福利厚生共済掛金に対する支援を継続してまいります。

第4は「美しい自然と共生する持続可能なまち」です。

「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組むとともに、エネルギーの自給・地域循環を促進するため、バイオマスなどの地域資源を活用した再生可能エネルギー導入に向けた取組を進めてまいります。

市街地の街路灯と中央運動公園スケート場の照明設備のLED電球への交換など、公共施設等の省エネルギー化を計画的に進めてまいります。

令和10年度からの新中間処理施設への移行も踏まえ、ごみの一層の減量化・資源化に向けて、町ホームページや広報紙による分別方法の周知徹底を図るとともに、生ごみ処理機の購入に対する補助の継続など、資源循環型社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

道路網の安全性や利便性を高めるため、町道の改良舗装工事を進めます。

橋梁の長寿命化のため、長寿命化点検業務と補修工事を実施してまいります。

公共交通につきましては、市街地を循環するコミュニティバス「コスモ」の利便性を高め、高齢者等の通院や買物の足として利用促進につながるよう努めるとともに、郊外部におけるデマンド型交通の導入について検討を進めてまいります。

公園につきましては、みどりの基本計画に基づき公園の再編、整備に着手します。柏林公園の魅力向上と機能充実のために、コスモスガーデン等を取り込み、幅広い世代に利用される公園づくりを目指して実施設計に着手してまいります。

公営住宅につきましては、双葉町・松山町の建替えとして、寿町団地に4棟目の公営住宅を建設します。

大樹でかなえるマイホーム支援事業及び住宅リフォーム支援事業を継続して実施します。

空家等管理活用支援法人と連携して空き家の調査や空き家に関する相談窓口の開設、セミナーの開催など、住民への啓発活動を行います。

第5は「地域共創やデジタル化が進むまち」です。

地域コミュニティ活動の中核となる行政区の活動を支援するとともに、行政と住民が適切な役割を担い、それぞれの立場で自助・共助・公助のまちづくりを推進してまいります。

交流・移住定住につきましては、姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、国内7市町で構成する銀河連邦、災害協定締結都市栃木県大田原市、友好交流都市台湾高雄市大樹區など、今まで培ってきた人や地域との信頼と友好を一層深めてまいります。

働き方やライフスタイルが多様化していることを踏まえ、移住コーディネーターや地域おこし協力隊の制度を活用して、移住希望者の視点に立った情報発信や相談体制の充実を図ってまいります。

情報通信・デジタル化につきましては、国がオンライン申請等を普及させるためのデジタル基盤の構築と位置づける基幹業務システムの標準準拠システムへの移行を進めてまいります。

I C T（情報通信技術）を活用し、教育、福祉などあらゆる分野で質の高い住民サービスを提供するとともに、地域全体のD X（デジタルトランスフォーメーション）推進に取り組んでまいります。

新年度から新たな組織機構となりますが、事務事業の効率性を高め、住民サービスの一層の向上を図られるよう、引き続き、組織運営の在り方や事務事業の点検など、行財政改革を進めてまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出6億2,600万円。

健全な保険財政の運営を図るため、負担の公平化の観点に基づいた保険税の適正な賦課や徴収率の向上に努めます。

データヘルス計画を推進し、引き続き健康寿命の延伸と医療費の抑制に取り組んでまいります。

後期高齢者医療会計は、歳入歳出1億1,100万円。

いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となり、被保険者は今後も増加が見込まれます。

引き続き、保険料の徴収や医療給付に関する申請・届出の受付など、窓口業務を担ってまいります。

介護保険会計は、歳入歳出7億430万円。

高齢化率は35%を超え、今後も上昇していくことが見込まれます。高齢者が可能な限り長く自立の状態を維持するためには、社会参加の促進や成人期からの継続した健康づくり、介護予防事業の推進を図るなど、高齢になっても元気で安心して暮らせる取組が必要です。

引き続き、支援や介護が必要な高齢者の方が住み慣れた地域での生活を可能とする地域包括ケアシステムの構築を推進します。

介護サービス事業会計は、歳入歳出4億5,360万円。

高齢者の介護や自立した生活の支援に必要なサービスを提供するため、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンターで行う介護サービス事業の適切な運営に努めてまいります。

利用者本位を基本とし、利用者が安心して明るく豊かな生活を継続できるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

水道事業会計は、収益的収支の予定額4億9,621万円、資本的収支の予定額3億3,669万円。

物価高騰に対する生活支援として、4月から3か月間の水道基本料金の免除を実施いたします。

寿町団地鏡町地区及び南町1号線の配水管布設工事、住吉浄水場LED改修工事、帯広広尾自動車道の建設工事に関わる道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う送配水管移設工事、町道2

路線の改良舗装工事に伴う配水管移設工事を実施いたします。

坂下水源系の更新は、今年度策定した水道事業基本計画において、十勝中部広域水道企業団から受水する方針が示されたこと、今後は配水管の計画的な耐震化が必要となることを踏まえ、料金改定などの財政シミュレーションに基づき、中長期的な経営の基本方針を定めるため、経営戦略を改定いたします。

町立国民健康保険病院事業会計は、収益的収支の予定額 1 億 1,762 万円、資本的収支の予定額 4,448 万円、合計額 1 億 6,210 万円。

地域医療に積極的に関わり、他の医療機関や行政機関等との連携を図りながら公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図る町立病院の役割は大変重要であり、まちづくりの根幹であると認識しております。

公立病院を取り巻く環境は、医師・看護師等の不足や医療需要の変化、物価高騰などにより、依然として厳しい状況にありますが、住民の皆さまが安心して医療を受けられるよう、引き続き医療提供体制の充実に取り組んでまいります。

下水道事業会計は、収益的収支の予定額 3 億 2,983 万円、資本的収支の予定額 1 億 5,167 万円、合計額 4 億 8,150 万円。

下水終末処理場の劣化、健全度を調査し、計画的な修繕、更新の実施を目的に公共下水道ストックマネジメント計画を策定します。

脱炭素の取組として、下水終末処理場の LED 改修工事を実施します。

未普及地区解消に向けて、南町地区と鏡町地区で、公共下水道工事を実施します。

公共下水道区域外の水洗化を普及促進するため、引き続き個別排水処理施設事業を進めてまいります。

以上、令和 7 年度の町政運営の基本認識と予算編成並びに主要施策について申し上げましたが、地方財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

地方創生を推進し、地域活力の維持・増進を図るためには、健全で堅固な財政基盤が不可欠ですが、同時に産業の振興や雇用の場の創出、定住の促進、子育て支援、社会保障の充実、安心・安全な住民生活の提供など、地域を取り巻く諸課題に迅速かつ柔軟に対応していかなければなりません。

議員並びに住民の皆さまからいただいた貴重なご意見を真摯に受け止め、実施のための環境が整った施策については、適宜、町政に反映してまいりたいと考えております。

私は、常に住民の目線に立ち、職員とともに知恵を絞り、住民の皆さまにとって安心して暮らせるまちづくりを実現するため、最善・最大の努力をしてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、本年度予算に対する趣旨説明とさせていただきます。

○議長

次に、沼田教育長。

○沼田教育長

令和 7 年定例第 1 回町議会の開会にあたり、教育委員会の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

「人づくりこそまちづくり」。いつの時代も教育は、町、地域社会の礎であり、発展の原動力です。様々な課題が山積する時代にあって、人を育て、人の夢や希望を育む営みである教育の役割

は、これまで以上に重要となります。

教育委員会では、「第6期大樹町総合計画」の基本目標や、「大樹町教育大綱」の基本方針に掲げられた、「誰もが学び続けることができるまちづくり」の実現に向け、全ての町民とともに、以下に掲げる方針により教育行政を推進いたします。

柱1「誰もが安心して学ぶことができる学校づくり」

(1) 確かな学力の育成

I C Tの効果的活用を図り、主体的・対話的で深い学びの視点に立つ授業実践を進めるとともに、長期休業中におけるチャレンジスクールや放課後における大樹こども未来塾など、授業外の学習機会を拡充し、確かな学力の定着と学習習慣の育成を図ります。

外国語教育の充実につきましては、外国語指導助手2名体制のメリットを最大化し、ネイティブから直接学ぶ学習を充実させるとともに、授業の枠を超えて英語に親しむ機会を創出し、生きた英語力の育成に努めます。

(2) 豊かな心の育成

道徳教育においては、その要となる道徳の授業を充実させるとともに、家庭・地域と連携した開かれた道徳教育を実践し、自立した人間として他者とともに生きていく基盤となる道徳性を養います。

また、いじめに関しては、「絶対に許さない」という意識を子ども一人一人に徹底させ未然防止に努めるとともに、学校と連携を密にして早期発見・早期対応に努めます。

読書活動においては、学校司書や図書サポーターを活用し、学校図書館のさらなる魅力化と読書に親しむ生活習慣づくりに努めます。

(3) 健やかな体の育成

体育専科教員の配置を生かし、子どもが「もっとやりたい」と感じる体育授業を実践するとともに、授業以外に継続的に楽しく運動できる環境を整え、運動能力の向上と運動習慣の定着に努めます。

学校給食では、物価高騰の中にあっても、給食の質と量を担保し、子ども達に安全で安心な給食を提供していくとともに、栄養教諭による食育指導を進め、望ましい食習慣の定着と健康な体づくりに努めます。

(4) 特別支援教育

特別な教育的支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、全教職員による支援体制を整えるとともに、個々の実態やニーズを小中両校で共有し、9年間のスパンに立った支援に努めます。

また、個別の教育支援計画を活用し、家庭、福祉、医療等関係機関との連携を促進し、一貫した指導や支援の充実に努めます。

(5) 教育D X

一人一台端末、デジタル教科書、学習ソフトなどI C Tを効果的に活用した学習を進めます。また、G I G Aスクール運営支援センターを活用し、I C Tに関する子どもの資質・活用能力と教師の指導力の向上を図ります。また、I C T環境を通じた校務の効率化により教員の働き方改革を進めます。

(6) 学びのセーフティーネットの構築

子ども同士の良好な人間関係や子どもと教員との信頼関係を構築し、全ての子どもが「居たい」

と思える学校づくりを進めます。

不登校児童生徒に対しては、全教職員による支援体制を整え、きめ細かく、柔軟に対応するとともに、家庭、福祉、医療等関係機関との連携を強化し、学びの機会と居場所の確保に努めます。

また、LGBT理解促進法が施行され、性的マイノリティーに対する理解促進が求められる中、授業や教育活動を通じて、性の多様性を認め合う子どもの育成に努めます。

柱2「地域全体で子どもを育てる体制づくり」

(1) 大樹町ならではの教育の推進

小中高が1校ずつという教育環境を生かして小中高の連携を強化し、学習指導、生徒指導、特別支援教育の充実を図ります。

「大樹学」については、系統を整理し、町の産業や自然、歴史などを生かした小中高12年間を見据えたカリキュラムを編成、実施し、本物に触れる体感と手間を大切にした学びに取り組みます。特に、全国的にも注目を浴びる宇宙関連産業を大樹ならではの教育コンテンツと捉え、大樹学で「宇宙」を扱う学習の充実を図ります。

大樹町体験活動支援協議会（すてっぷ）では、町の豊かな自然環境を生かした体験活動と子ども達の交流機会を提供し、子ども達の健全育成を図ります。

(2) 地域の教育力の向上

小中学校にコーディネーターを配置して学校運営協議会を活性化し、学校教育に対する保護者・地域住民の理解・関心を高めるとともに、学校の働き方改革促進を図ります。

また、「大樹町教育の日」の取組を通じて、学校教育の状況と子ども達の成長を家庭、学校、地域、行政ともに確認し、地域の教育力向上に努めます。

(3) 大樹高校の充実・活性化への支援

大樹高校への支援については、高校の持続化に向けた取組を強力に推し進めるために、これまでの取組の成果と課題を検証して見直し、特に町内からの進学率を高めるための取組として、小中学校との連携教育の拡充、小学校段階からの児童生徒、保護者への大樹高校の魅力、特色のPRに取り組みます。また、本年度は、全国募集の第1期生が入学予定となっており、受入れ環境を整えるとともに、地域探究科の学びなど、教育活動の充実に向けた支援に努めます。

柱3「学び続ける人づくり」

(1) 社会教育施設の整備

学びの拠点であり、芸術・文化の中核施設である生涯学習センターは、町民が快適に利用できるよう計画的な修繕・整備に努めます。

町立図書館に関しては、図書館運営委員会、図書館のあり方検討協議会における協議を通じて、今後の図書館に関する意見や要望をまとめてまいります。

(2) 社会教育活動の推進

幼児教育では、「ブックスタート事業」や「図書館ボランティアによる本の読み聞かせ活動」の支援。青少年教育では、「あつまれ大樹っ子」の実施。成人教育では、「自主学級」開設への支援や大樹高校と連携した高等学校開放講座の開設。高齢者教育では、趣味や特技を生かした「ことぶき大学」の開講など、第6期総合計画並びに第7期生涯学習推進中期計画に基づき、ライフステージに応じて全ての町民が学習できる機会の充実に努めます。

(3) 社会体育施設の整備

町民プールについては、安全・安心な施設管理に努めるとともに、利用期間の延長、各種水泳教室の開催など、多くの町民の皆さまに使っていただくとともに健康増進に寄与する運営に努めます。

その他、多くの施設の老朽化が顕著になってきていますが、計画的に改修・整備し、各年齢層や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、生涯スポーツ活動を推進します。

(4) スポーツ活動の推進

スポーツ関係団体等と連携して各種スポーツ教室を開催し、子どもから高齢者まで、幅広い世代が一年を通じてスポーツに親しめる機会の拡充に努めます。

部活動等の地域移行に関しては、モデル事業の実施、検証を通じて、将来にわたり子ども達が様々なスポーツや文化活動に親しめるよう、本町の実情に合った地域クラブ活動設立に向けた具体的な検討を進めます。また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行います。

(5) 芸術・文化活動の推進

多くの町民が芸術文化に親しめるよう、文化協会や芸術鑑賞協会と連携を図るとともに、生涯学習センターを活用したコンサートや展示会を開催し、鑑賞機会の提供に努めます。

郷土資料館については、デジタルミュージアムとして、見学の利便性を高め、利用者のニーズに対応していきます。また、郷土芸能・伝承技術の継承にも努めます。

以上、令和7年度の教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げました。今年度も本町教育の充実・発展に向けて全力を尽くしてまいりますので、議員はじめ町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議 長

これもちまして、令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終了いたします。

なお、執行方針に対する一般質問の通告書提出期限は、3月5日12時までといたします。

◎会議時間延長の決議

○議 長

お諮りします。

本日の会議時間は、議事日程の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はこれを延長いたします。

◎日程第41 議案第33号から日程第48 議案第40号まで

○議 長

日程第41 議案第33号令和7年度大樹町一般会計予算についてから、日程第48 議案第40号令和7年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題とされました議案第33号令和7年度大樹町一般会計予算についてから議案第40号令和7年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、8件の提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど、各会計予算に対する執行方針と主要施策の中で、主要施策については私のほうから説明を申し上げました。各予算の内容等につきましては、この後、副町長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

松木副町長。

○松木副町長

それでは、私のほうより、議案第33号以降、概要についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第33号の一般会計について、議案を朗読させていただきます。

議案第33号令和7年度大樹町一般会計予算について。

令和7年度大樹町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億700万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

次のページをお開きください。

歳入につきましては、1ページ、1款町税から2ページの22款町債まで、歳出につきましては、3ページ、1款議会費から4ページ、14款予備費まで、歳入歳出ともに合計で82億700万円でございます。

5ページをお開きください。

第2表地方債。

過疎対策事業5億8,990万円、辺地対策事業2,050万円、公共事業等1,000万円、衛生事業250万円、緊急防災・減災事業1億570万円、脱炭素化推進事業3,380万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、令和6年度からの変更というのはございません。

6ページをお開きください。

歳入歳出予算の款別集計表でございます。

表の中央の列が款の番号で、左側に歳入、右側に歳出の予算額を前年度当初予算と比較して掲載をしております。

増減の大きなものについて、内容をご説明申し上げます。

最初に、表の左側の歳入でございます。

1款町税9億1,292万1,000円、前年度対比で1,900万6,000円、2.1ポイント

プラスの主な要因は、固定資産税の増額計上によるものでございます。

7 款地方消費税交付金 1 億 4,800 万円、前年度対比 1,000 万円、7.2 ポイントのプラスでございます。

8 款環境性能割交付金 1,920 万円、前年度に比べ 460 万円、19.3 ポイントのマイナスでございます。

11 款地方交付税 34 億 1,400 万円、前年度対比 5,400 万円、1.6 ポイントのプラスでございます。

1 款町税から 12 款交通安全対策特別交付金までは、令和 7 年度地方財政計画に基づき算定をしてございます。

14 款使用料及び手数料 2 億 500 万 4,000 円、前年度対比 1,532 万円、8.1 ポイントプラスの主な要因は、町営牧場使用料金の引上げによるものでございます。

15 款国庫支出金 6 億 9,037 万 3,000 円、前年度対比 3 億 105 万 1,000 円、30.4 ポイントマイナスの主な要因は、北海道スペースポートに係る交付金の減によるものでございます。

16 款道支出金 3 億 5,884 万 8,000 円、前年度対比 5,328 万 5,000 円、17.4 ポイントプラスの主な要因は、介護や子育てに係る重層的支援体制整備事業交付金のほか、更新期を迎える小中学校タブレット購入に係る補助金、参議院議員通常選挙や国勢調査に係る委託金の計上によるものでございます。

17 款財産収入 4,206 万 4,000 円、前年度対比 1,252 万 6,000 円、42.4 ポイントプラスの主な要因は、町有林の立木売却収入のプラスによるものでございます。

19 款繰入金 7 億 9,735 万 2,000 円、前年度対比 8,967 万 2,000 円、12.7 ポイントのプラス、公営住宅や HOSPO 整備のための特定目的基金からの繰入れのほか、一般財源の不足を補うため、財政調整基金からの 3 億円を計上してございます。

21 款諸収入 3 億 5,829 万 8,000 円、前年度対比 2 億 1,861 万円、156.5 ポイントプラスの主な要因は、自治体情報システムの標準化・共通化に対するデジタル基盤改革支援補助金のプラスによるものでございます。

22 款町債 7 億 6,240 万円、前年度対比 2 億 6,760 万円、54.1 ポイントのプラスでございます。

過疎対策事業は、HOSPO や生涯学習センター整備により、2 億 400 万円増の 5 億 8,990 万円、消防設備のための緊急防災・減災事業債は 7,200 万円増の 1 億 570 万円、街灯の LED 化に充てる脱炭素化推進事業債 3,380 万円、津波避難タワーの実施設計に充てる公共事業等債 1,000 万円などであり、臨時財政対策債の計上は行ってございません。

次に、表の右側、歳出でございます。

2 款総務費 21 億 7,750 万円、前年度対比 7,200 万円、3.4 ポイントプラスの主な要因は、自治体情報システムの標準化・共通化対応のための関係予算のプラスによるものでございます。

3 款民生費 9 億 3,050 万円、前年度対比 1,660 万円、1.8 ポイントプラスの主な要因は、児童手当の増額によるものでございます。

6 款農林水産業費 5 億 3,100 万円、前年度対比 7,700 万円、17.0 ポイントプラスの主

な要因は、草地畜産基盤整備事業費と町有林整備事業費のプラスによるものでございます。

8 款土木費 7 億 5,810 万円、前年度対比 2,940 万円、4.0 ポイントプラスの主な要因は、都市公園整備に係る実施設計費の計上によるものでございます。

9 款消防費 3 億 7,270 万円、前年度対比 1 億 4,090 万円、60.8 ポイントプラスの主な要因は、広域消防による通信指令装置や消防団に配備する水槽付ポンプ自動車の更新によるものでございます。

以上、歳入歳出ともに 82 億 700 万円でございます。

なお、歳出の下段に財源内訳を掲載してございます。特定財源は、国道支出金 10 億 4,922 万 1,000 円、地方債 7 億 6,240 万円、その他 13 億 4,096 万 4,000 円の合計 31 億 5,258 万 5,000 円で、一般財源につきましては 50 億 5,441 万 5,000 円でございます。

7 ページをお開きください。

歳出性質別臨時経常別集計表。

歳出経費を臨時的なものと経常的なものに区分し、さらに消費的経費、投資的経費、その他の経費、予備費に区分したものでございます。

表の右側の合計欄でございます。

上段、1 の消費的経費につきましては 50 億 2,082 万 5,000 円、前年度対比 4 億 2,568 万 5,000 円、9.3 ポイントプラスの主な要因ですが、物件費と補助費等でございます。物件費については、電算システムの改修、補助費等についてはとちろ広域消防事務組合の負担金の増と経済対策として実施する水道料金基本料の減免に係る水道事業会計への補助金によるものでございます。

中段、2 の投資的経費は 16 億 2,964 万 5,000 円、前年度対比 1 億 4,458 万 2,000 円、8.1 ポイントのマイナスでございます。

下段、3 のその他経費は、15 億 4,653 万円、前年度対比 1 億 5,189 万 7,000 円、10.9 ポイントプラスは、主に公債費の増によるものでございます。

下段に、人件費、扶助費、公債費を合算した義務的経費を計上してございます。26 億 7,537 万 3,000 円、前年度に比べ 1 億 8,607 万 7,000 円、7.5 ポイントのプラスとなっております。

8 ページから 12 ページまで、給与費の明細書でございます。特別職、一般職の給与、対象人数、予算の増減理由等を整理してございます。

9 ページをお開きください。

上段のア、会計年度任用職員以外の職員に係る人件費は 981 万 5,000 円、1.2 ポイントのプラスでございますが、これは令和 6 年度人事院勧告に伴う給与改定によるもので、職員数自体は 1 名のマイナスとなっております。

下段のイ、会計年度任用職員の人件費 1,134 万 6,000 円、5.4 ポイントのプラスも同じく人事院勧告に伴う給与改定によるもので、フルタイム職員につきましては 1 名のプラス、パートタイム職員につきましては 2 名のマイナスとなっております。

10 ページをお開きください。給与の増減理由と 1 人当たり平均給与表、初任給の額を、11 ページにつきましては、各級別の職員数と標準的な職務内容を、12 ページにつきましては、昇

給の内訳と代表的な手当に関する国との比較を示す資料としてございます。

13ページをお開きください。

地方債残高の見込みに関する調書で、残高の状況を目的別、会計別に集計してございます。表の一番下、全会計の総計では、令和5年度末残高106億4,037万5,000円に対し、令和7年度末地方債残高を100億8,046万6,000円と見込んでございます。

14、15ページにつきましては、債務負担行為に係る支出予定額に関する調書でございます。令和7年度以降の支出見込額は3億3,544万7,000円で、そのうち一般財源所要額は6,789万6,000円と見込んでございます。

16ページをお開きください。投資的事業の一覧表でございます。

このうち普通建設事業の主なものでは、総務費につきましては、市街地街灯LED改修に3,763万円、中島コミュニティセンター屋上防水改修工事に2,046万円、北海道スペースポート整備事業に6億4,924万5,000円の計上でございます。

農林水産業費につきましては、多面的機能支払交付金事業7,450万円、畜産担い手育成総合整備事業4,290万9,000円、森林環境整備促進事業では、もいわ山森林公園展望デッキ設計業務に221万5,000円、町有林整備事業は7,201万8,000円でございます。

土木費につきましては、橋梁2か所の補修工事に4,890万円、町道改良舗装事業では調査設計2路線、改良舗装工事4路線で1億8,760万円、都市公園整備に係ります実施設計委託に3,100万円、寿町団地4号棟の整備に1億7,208万4,000円の計上でございます。

消防費につきましては、消防団の水槽付ポンプ自動車更新に6,012万6,000円、浜大樹・旭両地区の避難タワー整備のための実施設計費に3,360万円の計上でございます。

教育費につきましては、生涯学習センターの無線LANと空調設備の整備に7,400万2,000円、中央運動公園スケートリンク照明のLED化に1,748万3,000円を計上してございます。17ページになりますが、災害復旧費30万円を含めました投資的事業費の総額は16億2,964万5,000円で、前年度対比1億4,458万2,000円、8.1ポイントのマイナスでございます。

18ページをお開きください。

地方消費税交付金1億4,800万円のうち、社会保障財源化分として交付されます8,070万円分の充当先を示したものでございます。

社会福祉、社会保険、保健衛生の3分野の歳出予算総額21億97万円のうち、特定財源を除いた一般財源所要額14億6,259万3,000円の一部として当該8,070万円を充当するものでございます。

19ページ以降に、附属資料といたしまして、橋梁長寿命化事業、町道改良舗装事業、公営住宅整備事業の位置図等を添付してございますので、後ほど確認をお願いいたします。

以上で、議案第33号令和7年度大樹町一般会計予算の概要説明につきましては終わらせていただきます。

続きまして、4特別会計と3企業会計の予算案について、概要を説明申し上げます。

議案第34号をお開きください。

議案第34号は、令和7年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,600万円とすること。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を1億円とすること。

第3条は、歳出予算の2款1項に計上した療養諸費に係る予算額に過不足が生じた場合は、同一款内の各項の間で流用することができることを定めているものとさせていただきます。

議案第35号をお開きください。

令和7年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

こちらは、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,100万円と定めるものとさせていただきます。

続きまして、議案第36号をお開きください。

令和7年度大樹町介護保険特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億430万円と定めること。

第2条は、歳出予算の2款の1項介護サービス等諸費と2項高額介護サービス費に係る予算額に過不足が生じた場合には、同一款内の各項の間で流用することができることを定めたものとさせていただきます。

議案第37号をお開きください。

議案第37号は、令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,360万円と定めてさせていただきます。

議案第38号をお開きください。

令和7年度大樹町水道事業会計予算でございます。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数2,820戸。年間総給水量127万4,866立方メートル。1日平均給水量3,492立方メートル。主な建設事業といたしまして、鏡町地区と南町1号線の配水管布設工事、住吉浄水場LED改修工事、道道幸徳大樹停車場線の改良舗装工事に伴う送水管の移設工事、寿通2丁目線、南町4号線の改良舗装工事に伴う配水管移設工事でございます。

第3条、収益的収入及び支出では、収入予定額を4億5,482万3,000円、支出予定額を4億9,620万8,000円とし、収入が支出に対して不足する4,138万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填することとしてさせていただきます。

次のページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出では、収入予定額を1億7,370万2,000円、支出予定額を3億3,669万2,000円とし、収入が支出に対して不足する1億6,299万円は損益勘定留保資金等で補填することとしてさせていただきます。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円とすること。

第6条では、職員給与費2,411万4,000円は、議会の議決を経なければ流用することができないこと。

第7条では、一般会計から補助を受ける金額を1億1,178万2,000円とすること。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を1,629万4,000円とすることを定めてさせていただきます。

議案第39号をお開きください。

令和7年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算でございます。

第2条の業務の予定量は、病床数50床、年間患者数、入院1万6,425人、外来3万250

人、1日平均患者数は入院45人、外来125人とすること。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ11億1,762万円とすること。

第4条の資本的収入及び支出では、収入予定額を4,310万円、支出予定額を4,448万円とし、収入が支出に対し不足する額138万円は、過年度分損益勘定留保資金から補填すること。

第5条は、備品等の購入に係る企業債で、目的は病院事業、限度額400万円。起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じでございます。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を1億円とすること。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、1号給与費の7億7,922万円、2号交際費の20万円とすること。

第8条では、一般会計から補助を受ける金額を4億3,500万円とすること。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,543万円とすることを定めるものでございます。

議案第40号をお開きください。

令和7年度大樹町下水道事業会計予算でございます。

第2条、業務の予定量ですが、第1項の公共下水道事業が、接続戸数2,093戸。年間総処理水量31万5,947立方メートル。1日平均処理水量865立方メートル。主な建設事業は、公共下水道工事、公共樹新設工事、大樹下水終末処理場LED改修工事とすること。

第2項の個別排水処理施設事業が、設置戸数250戸、年間総処理水量は5万192立方メートル、1日平均処理水量137立方メートル。主な建設事業は、個別排水処理施設整備工事とすること。

第3条は、収益的収入及び支出で、収入予定額を3億2,292万8,000円、支出予定額を3億2,983万3,000円とし、収入が支出に対して不足する690万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填すること。

第4条の資本的収入及び支出では、収入予定額を5,412万2,000円、支出予定額を1億5,166万7,000円とし、収入が支出に対して不足する9,754万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填すること。

第5条は企業債で、目的は下水道事業、借入限度額は2,200万円。起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計と同じでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円とすること。

第7条では、職員給与費1,493万6,000円は、議会の議決を経なければ流用することができないこと。

第8条は、一般会計から補助を受ける金額を1億8,704万2,000円とすることを定めるものでございます。

以上で、令和7年度の大樹町各会計予算に関する提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

◎日程第49 予算審査特別委員会設置・付託の議決

○議長

日程第４９ 予算審査特別委員会設置・付託についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま一括議題となりました議案第３３号から議案第４０号までの８件の議案審査については、議長を除く１１人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第３３号から議案第４０号までの８件の議案審査は、議長を除く１１名による予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

◎休会の決議

○議長 長

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会において、議案審査を行うため、３月１０日から１３日までの４日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会において議案審査を行うため、３月１０日から３月１３日までの４日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第５０ 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任

○議長 長

日程第５０ 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任を議題といたします。

お諮りします。

予算審査特別委員会の委員長に菅敏範君を、副委員長に播間章浩君を選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に菅敏範君を、副委員長に播間章浩君を選任いたしました。

◎休会の議決

○議長 長

お諮りします。

議会運営基準第２０の２の規定に基づき、明日５日を休会にしたいと思います。

また、ただいま設置されました予算審査特別委員会において、令和7年度大樹町一般会計、特別会計、公営企業会計の予算審査を行うため、3月10日から13日までの4日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日5日並びに3月10日から13日までの4日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 5時36分

令和7年第1回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月6日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

第1 会議録署名議員指名

第2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢厳則
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	牧田護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	水津孝一
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾裕信

<教育委員会>

教育長	沼田拓己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井上博樹

社会教育課長兼図書館長

梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

穀 内 和 夫

農業委員会事務局長

清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

佐 藤 弘 康

主 事 補

佐 藤 有 見

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 杉 森 俊 行 君

8番 西 田 輝 樹 君

9番 安 田 清 之 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより、順次発言を許します。

初めに、5番西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しております、合葬墓（合同納骨塚）の整備についてお伺いします。

近年、過疎化や核家族化、さらに少子高齢化が進み、お墓を管理する継承者の不在やお寺による納骨堂の維持管理が経済的に困難という町民から、合葬墓の設置を切望する声が上がっています。

現在、十勝では、帯広市、音更町、池田町、陸別町の4市町が合葬墓の運用を開始しています。また、合葬墓の設置の必要性について、町民アンケート調査を実施する自治体が増えています。

以前、町長は答弁の中で「情報収集を進めている。アンケート調査については町民の皆さんの考えやニーズを把握することが必要」と答えています。また、総合計画では、少子高齢化の社会事情を踏まえ、合葬墓について検討を行っていく必要があるとしています。

合葬墓の情報収集とアンケート調査の進捗状況について町長にお伺いします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の「合葬墓（合同納骨塚）の整備について」お答えをいたします。

1点目の「合葬墓の情報収集」につきましては、主に新聞報道により他自治体の整備状況など情報を得ております。

2点目の「アンケート調査の進捗状況」につきましては、前回の一般質問から、この間においては、合葬墓に関する町民アンケートの調査は実施していない状況であります。

前回の一般質問での答弁のとおり「町民のニーズを把握するうえでアンケートは必要である。」その認識に変わりはありません。その答弁の際に「お寺さんの檀家離れを助長しかねないなどの懸念があり、合葬墓を造るとすれば町がどういった役割を担うのか、その辺りを検討するために時間をいただきたい。」また、「アンケートの実施は、慎重に進めたい。」との思いがありました。

これまで議員からも「核家族化や価値観の変化などで、合葬墓の使用を希望する方も一定程度いる。」とのご指摘があり、私もそう認識しております。また、陸別町で新たに供用開始するなど、設置を検討する自治体が増えている状況にもありますので、当町においても、整備の必要性を判断するため、必要な調査を行いたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

以前、町長は、管内の状況を踏まえて調査を行っていくと答弁されています。

そこで、管内の状況ですが、芽室町では、町民から意見を広く募ることが重要ということで、令和5年7月に町民アンケートを実施。町民アンケートの内容と結果について、「お墓の管理が不安」、「継承者に負担をかけたくない」、「受入れ先がない」、「宗教に関係なく永代供養ができる町営の合葬墓を希望する」などの意見が多く見られ、将来的に納骨先として合葬墓の需要は年々高まっており、これからの需要は増加傾向です。町が合葬墓を整備することに対して8割以上が肯定的な意見だった。

また、宗教団体の意向調査結果では、少子化や核家族化が進んでいることから、前回行ったアンケート調査（平成31年度）の際、賛成が2団体でしたが、令和5年には9団体が賛成ということで、大幅に増えた状況からも、町は合葬墓の整備を実施する時期と判断した。

その結果、令和5年7月町民アンケート調査、令和7年整備に向けて準備、令和8年度合葬墓建設を進め、合葬墓の整備に1,400万円を計上した。こういうことなのです。これは芽室町です。

そこで、令和5年12月の第4回定例会一般質問で、町長は「現在の調査検討状況について、経済的な理由から町の合葬墓を希望する方も考えられますが、町内の六つのお寺さんに聞き取り調査を行いました。お寺の檀家離れも助長することにもなりかねないため、当面はお寺と相談しながら対応を考えていきます」と答弁されています。

そこで、6寺院がどのような調査結果だったのか。賛成、反対、お願いします。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまご質問の町内の宗教団体の聞き取り調査の内容についてお答えします。

調査の目的としましては、お墓の継承者がいない、経済的な問題から墓を持たないといった課題が大きくなっていることから、合葬墓を含め、墓園の在り方について検討を進めるということで、町内のお寺における納骨堂についても同様の課題があると思われることから、実態把握を行

ったものです。

町内の六つのお寺に全て聞き取り調査をいたしました。お寺から当時回答を得た中では、問題として檀家離れが助長されることにつながりかねないことから、町が率先して行うことは否定的というようなご意見もいただきまして、檀家離れを助長することにもつながりかねないといったところで、当面は相談に対応する形で要望を把握していくということで、引き続き情報収集をしていくということで、調査結果をまとめているものでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、聞き取り調査を行いましたということで、それを聞いたのだけれども、その6団体のうちで、賛成とか反対という意見は——そういうのは、さっき言ったように、向こうは反対2だったのが今になったら9まで増えたと。賛成、反対、それはなかったのですか。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

町の墓地に合葬墓を建てる考えについて、6団体にお伺いしている質問がございます。その中で、一つのお寺さんからは、お寺さんの年代、世代にもよるかと思いますが、合葬墓を整備することについては、個人的にはそういう考え方もございますとお寺さんが一つあったのは事実でございます。世代によって考え方が違うので、基本、お寺さんとしては永代供養を行っていることから、全体としては否定的な意見となっていったものでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、1か所だけということでもいいのかな、認識的には、ですね。

ということは、聞き取り調査は行なったけれども、数字までは出していないということですね。意見を聞いているだけですね。分かりました。

以前、町長の答弁の中で、「アンケート調査は、お寺や檀家の意見が得られれば取りかかりたいと。また、お寺の管理状況や檀家の事情を踏まえ、状況を認識しつつ、合葬墓の整備について考えていく」というふうに言われているのですよ。そうですがね、どうも、お寺の情報収集だけを進めているような気がするのですよ。さっきも町長言われましたが、町長は「町民の皆さんの考え、ニーズを把握するため、することが必要です」と、このように言っているのですよ。

町長は、町内各所で座談会を開催しています。その中で合葬墓について、参加者から意見聴取したり、話を聞いたことがあるのかお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町民懇談会等々で話をしまして、集計はしていませんが、合葬墓の話が出たことはございます。そういう話を出される方は、合葬墓あってほしいのだよねという話は伺っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

話は聞いていますということですが、町長、管内の状況ですが、町民の意向よりも寺院の意向を優先しているのではないかと思いますのですよね。全てがお寺、お寺という答弁になってしまっているのです。ただ、さっき言ったように、皆さんの考え、ニーズは把握するとは言っているのですが、やっているのはお寺さんだけだと解釈をしているのですよね。それで、町民の意向よりも寺院の意向を優先しているのではないかと私は思うのです。

行政として、そのような偏ったような見方をしているのか。やはりお寺関係者以外に第三者を入れるとか、町民の声を反映させるとか、そういうことも必要でないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まず、合葬墓についての当事者で、一番影響のあるお寺には意向を聞いたということでありまして、町民から意見を聞かないとか、偏った考え方を持っているということではないと私は思っております。町民のアンケート調査も頃合いを見てやると言っておりますので、それは、まだやっていないというだけの話であって、別にお寺さんの意向だけを聞いて判断しているわけではございません。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。

アンケート調査は管内でも、今、本別町、この間も広尾町の一般質問で町長がすると答弁されています。また、上士幌町でも合葬墓のニーズ調査で整備を判断するというふうに、アンケート調査を行う自治体が増えてきています。

町長、アンケート調査が必要なのか、必要でないのか。アンケート調査によって、町民の意向で、合葬墓の整備を望むとか望まないとか、やっぱり決まってくるわけなのですよ。

それで、さっきも町長言われましたが、考える、やる、いずれは、というような認識を受けたのですが、前にも言われていますが、そのときのタイミング、時期を見てとは、具体的にいつのことを想定しているのかということをお聞きしたいのですよ。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

芽室町のアンケート調査の結果も、私も手元に資料として見ておりまして、大体の傾向というのは、町々でそう大きく変わるものではないのかなと思っております。そういうものを参考にしながら、また、前回は宗教団体のほうも聞いていることですので、あれから5年ほど経っておりますから、宗教団体のほうの理解が、例えば芽室町の場合は理解が二つから九つになったといったことも踏まえて、町のほうももう一度きちっと調査をすると。あるいはアンケートに向けて取り組んでいくというのは、いつというのは、近々ということで検討させていただきたいと思いま

す。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

近々というお答えをいただきました。明確な時期、いつやるよというのを、これからアンケート調査に対して進捗状況をまた質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長

次に、1 番播間章浩君。

○播間章浩議員

先に通告しておりました、大樹町こども計画について、町長にお伺いいたします。

大樹町では、現在、大樹町こども計画についてパブリックコメントを実施し、政策策定に向けて最終審議を行っております。大樹町こども計画が具体的に実施され、安心した子育てができるように、現時点での実施計画及び第2 期大樹町子ども・子育て支援事業計画の実施内容について、以下の点をお伺いいたします。

- 1、第2 期大樹町子ども・子育て支援事業計画の主な実施内容及び全体的な成果について。
- 2、子育てと仕事の両立支援、待機児童、病児・病後児保育、延長保育について。
- 3、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について。
- 4、子育ての生活環境の整備に関する公園、図書館などの整備について。

以上よろしくお願いします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

播間議員ご質問の「大樹町こども計画」についてお答えをいたします。

1 点目の「第2 期大樹町子ども・子育て支援事業計画の主な実施内容及び全体的な成果」につきましては、主な実施内容として、保育サービスの充実面では、延長保育や病児・病後児保育など、実施できなかった事業もあるものの、南・北保育園を統合した認定こども園たいきの開園や母子が孤立せず子育て支援サービスを利用し続けられるよう、子育て支援事業を実施しました。また、子育て支援サービスや、親子の健康保持、支援を必要とする子どもに対する取組の充実など、全体的な成果については、一定程度、成果が上げられたものと考えております。

2 点目の「子育てと仕事の両立支援、待機児童、病児・病後児保育、延長保育」ですが、子育てと仕事の両立支援では、働き方改革や職場の意識改革が必要なことから、町内事業所等に啓発を図ります。また、待機児童、病児・病後児保育、延長保育については、受け皿の整備が必要であり、第2 期子ども・子育て支援事業計画の積み残しも多くありますので、保育事業等の実施に係る質的・量的ニーズの把握、取組を進めるうえでの人員確保などの諸課題について、検討を進めていくこととしております。

3 点目の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」につきましては、令和8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな通園給付に合わせて実施を予定しており、今議会においても、設備や運営に関する基準を定める条例をお認めいただいたところです。

こども家庭庁においては、現在こども誰でも通園制度の実施に関する手引きを策定中であり、年度末までには固めることとしておりますので、これらを基に関係機関と実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

4点目の「子育ての生活環境の整備に関する公園、図書館などの整備」につきましては、公園については、みどりの基本計画を策定し、公園整備や遊具の更新を適宜行うこととし、公園の配置の見直しも行います。

図書館の整備については、図書館のあり方検討協議会において、施設の在り方について、来年度中には方向性を示すよう協議を進めております。また、誰もが集える居場所の整備について、こども計画に基づき検討することとしております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回、大樹町こども計画ということで、5か年計画ですね。第2期大樹町子ども・子育て支援事業計画が5年経過して、新たな計画が策定されるという時期になっております。

やはり、いろいろな計画がありますが、計画が計画で終わらないように、そういったところで、具体的に何を実施され成果を得てきたのかというところを改めて確認していきたいと思っております。

先日、広報広聴委員会のほうで、子育て世代の方たちと住民懇談会も開催させていただきました。私も参加させていただきました、現に子育てされている方たちの声を多く聞かせていただきました。

その中で、第2期子ども・子育て支援事業計画、もう5年前に策定されていたものですが、改めてその策定の中の計画を見ますと、5年前の策定時点で核家族化が進んでおり、地域において人と人のつながりが希薄になり、身近に相談できる人、協力できる人が少なくなっているというところで、そういった育児の相談相手も少なくなっており、保護者の育児負担の軽減が必要だということで、当時の5年前の計画でも記載されておりました。

そういった中、女性の就業率が増加している中で子育てをされている方が安心して働くことのできる環境整備が必要だと思っておりますが、先日、住民懇談会の中で、実際子育てされている方の不安の声を多く聞かせていただきましたので、そういった部分で、先ほど答弁の中で、全体的には2期の計画につきましては一定程度の成果が上げられていたというところではありますが、町民の皆さんが成果を感じられているのかというところは、ちょっと疑問に思ったところも一部あります。全体的にはあるかもしれないのですが、そういったところで、2期の内容について改めて確認していきたいなと思います。

まず、実施できなかった事業もあるというところで、延長保育、病児・病後児保育の辺りは計画には記載されていましたが実施されなかったというところで、現計画を手元にいろいろ中身を見させていただいているのですが、当時も、家庭環境、就業形態の変化により通常の保育時間を超える延長保育の希望が多いことから、実施に向け検討しますということで、当時の計画の中で検討しますという記載がありました。病児・病後児保育についても同様に、専門家等の配置を検討していきます。また、延長保育についても見直しを検討していきますと、それぞれ計画の中に記載されておりました。

どのように検討されたのか。まずその部分を確認させていただきますでしょうか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、延長保育の部分に関してですが、令和4年に、現在の認定こども園たいきの場所に南・北の保育園が統合して現在の位置に変わっております。その時点で、終わりの時間を、18時で終わっていたものを30分延長して実施を今もしております。そういった部分で、延長保育については30分延長したということで、成果は上げられているというふうに感じております。

ただ、さらに延長保育という部分も求められているのかなというふうにも感じておりますので、そういった部分につきましては、今後、園と町との協議も必要ですし、料金とかの関係もございまして、そういった部分については、町からの支援も必要なのかもしれない。あと、人の確保の部分もありますし、様々な問題がありますが、結果的には、第2期に現在の位置にこども園が移ったときに終わりの時間を30分延ばしたということでございます。

病児・病後児保育の部分に関しましては、第2期からの課題にはなっているのですが、現在も、人の配置とか場所の確保とかという部分で、問題点・課題点がございまして、継続的に検討している最中でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

2期の成果と現状ということで確認を取らせていただきました。

これからの大樹町こども計画についても記載されておりますので、この点については、後で触れたいなと思っております。

その他、2期の成果について、ちょっと確認したいことがあります。

安心して快適に外出できる環境の整備ということで、現計画の49ページの部分で、「公園の老朽化した遊具に故障や破損がないか従来の定期点検に加え、遊具等の更新及び新たな遊具の設置等の整備を適宜行い、利用状況に応じた公園の適正配置に配慮した見直しの検討を行います。」そのように計画で記載されておりました。

現状どのような定期点検を行い、どのような更新、新たな遊具等の設置をされたのか。この辺りを確認させていただきますでしょうか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

まず、定期点検につきましては、年一度の毎年大体ゴールデンウィーク少し前に、職員による点検を実施してございます。また、それ以外には、1か月に一度若しくは1か月半ぐらいに延びるときもあるのですが、公園の目視点検を実施してございます。

その中で、老朽化した遊具への対策としまして、更新という協議も課の中ではさせてもらったのですが、できた対策としましては、現状の遊具の基準に合っていないものの改修などを実施してございます。具体的には、令和2年から5年にかけてブランコの改修、それと一部ブランコの

安全柵の設置基準が変わってございますので、そういった基準の変化に対応できるような遊具の更新といいますか改修を実施してございます。

また、前期のこども計画の中で、公園の再編にも触れさせていただいたのですが、その部分までには至らず、現在進めているみどりの基本計画の中で再編を位置づけて、今後の実施に向けて継続したいという考えを持ってございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

遊具等公園については、基本的に年一回、あと目視点検では月一程度実施されているということです。

これも、先日の住民懇談会の中で、実際公園を利用されている方からいろいろな声が上がってありました。古い遊具なので、仕方ない部分もたくさんあるかなと思うのですが、塗装がはげていて危ないだとか、さびていて不衛生とかといった声も多く聞かせていただきました。特にトイレがある公園については、トイレが非常に不衛生ということでお聞きしております。

トイレの管理というのは、どのように行われておりますでしょうか。ペーパーがないとか、そういった声もいただいておりますが、現状を確認させていただけますでしょうか。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

公園のトイレの管理についてです。3か所ほど公園にトイレを設置してございます。それは町で設置したトイレ、それと町で設置しているのですが、設置してある行政区に管理をお願いしているトイレもございます。

町のほうで管理しているトイレにつきましては、代表的なものが柏林公園の駐車場の横にあるトイレなのですが、そこらは役場庁舎の管理等と一体化することで、清掃と不足の備品、いわゆるペーパーなどの補足を充填するような形です。また、そのようなトイレにつきましては、河川敷のトイレもそのような形で行ってございます。

その中でも、トイレトペーパーが極端になくなるケースというのも、大きいイベントの後にはあったりしていますので、その辺、啓発的なポスターを掲げさせていただいたり、見回りで補充する予算も確保してございますので、留意して今後も管理していきたいと思えます。

寄せられている公園のトイレにつきましては、行政区のほうで管理をしていただいている公園も一部ございますので、その辺は、お願いして引き受けていただいている行政区のほうとも、もう少しコミュニケーションを取っていききたいと考えております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。定期的に管理されているということですので、その中でも、そういった声も上がっているということですので、引き続き、注視しながら管理を行っていただきたいと思います。

それで、第2期のところで、もう一、二点確認したいところが犯罪等の防止活動の部分で、基

本計画の中の４７ページと５０ページの部分です。「通学路の安全確保のため、防犯灯をＬＥＤ化にし、周辺が暗くなっている箇所の点検・整備を進めます」というところと、「通学路に新たな防犯カメラを設置し、防犯抑止力強化に努めていきます」というところですね。それと「警察署、教育機関と協議を進め、歩道や信号、横断歩道等の安全装置の見直しと計画的な整備を検討します」というところです。

この辺りはどのように実施され、進みましたでしょうか。

○議長 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

必要な防犯カメラの設置についてでございますが、町内は、小学校の入り口前で役場の駐車場のところの南側の駐車場になりますが、そちらに１台、それから中学生の通学用カメラということで、鏡橋の南側、旧給食センターの敷地あたりに１台、防犯カメラを設置しております。

以前に、地域安全推進協議会の活動の中で、小学校の児童にも協力いただきまして、危険か所の点検をしてございます。その関係で、危険か所として指摘されたところをまとめまして、広尾警察署、公安委員会のほうに要望をあげた経緯もございます。

その後、国道につきましては、信号がＬＥＤ化になったということもございますが、そういった形で、危険か所については、定期的にといいわけではございませんが、点検して、関係機関の協力を得ながら必要な対策を進めているところでございます。

○議長 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。交通安全関係でいきますと、次の大樹町こども計画についても記載されておりますので、引き続き、安全確保のため対応をお願いしたいなと思っております。

次に、子育てと仕事の両立支援が大樹町こども計画に記載されておりました。先ほどの病児保育とかといったところも引き続き検討していただくというところですが、待機児童の問題につきまして、そういった声も、先の一般質問で同僚議員も上げられておりましたが、現状ではそこは解決されたのか。現状を確認させていただけますでしょうか。

○議長 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

待機児童の関係でございますが、現在、令和６年度の３月ですが、現在はいらっしゃいません。

○議長 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そうすると、４月入園の方につきましては、全員が入れるという認識でよろしいかなと思うのですが、入園される方で、本日現在、いまだに入園の決定通知が来ないということで不安に感じている方もいらっしゃるのですが、その辺りは例年そういった時期まだ通知が、本当にぎりぎりになるものなのでしょうか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

令和7年度の入園児については、17日に保育園と協議しまして、全てのお子様が入園できるというのは確認しまして、それで、現在通知を送る段階になっておりまして決裁等を回しております。ちょっと記憶が薄いのですが、3月末には皆さんのところに通知が届くように準備しているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。皆さん入れるということで、ひとつ安心はしているのですが、入れるか入れないかというのは、本人たちは3月末にならないと分からないということで、多少不安を感じるかなと思いますので、もし可能であれば、今後少しでも早くそういった通知をしてあげたら、勤めている会社の関係もあると思いますので、人の確保といったところもあると思いますので、その辺りは可能な範囲で早めていただければ有り難いと思います。

仕事との両立ですね。先ほどもちょっと触れさせていただいたのですが、やっぱり今核家族化が進んでおりまして、なおかつ昔と違って、近くにおじいちゃん、おばあちゃんがないとか、子どもを見てくれる方がいないという方、特に移住されている方が大樹町は今増えて、若い世帯も増えてきているかなと思います。

その中で、子育てをするのに不安というか、そういった声も多く聞かせていただきました。病後保育とか延長保育は、人の確保が難しく課題かなというところで答弁いただいておりますが、人の確保につきまして、対策といいますか現状対策されている策、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

人の確保というのが今大変難しい状況になっておりまして、毎月、町と認定こども園との調整会議を実施しているところなのですが、その中で大樹町に限らないのですが、保育士免許を持っているというような情報があれば、園との調整の中で、この方を雇えないでしょうかというような調整を行いながら、なるべく待機児童は出さないような対策を踏んでいるところでございます。

手当の部分に関してですが、保育園に出しておりまして、保育士確保加算金と、それから居住手当の上乗せという部分もありますので、保育園で人を確保した場合に、住宅手当の一部を町から助成するというような策も取ってございます。

それから、特別支援が必要な保育のある方に対しての先生の配置という部分でも、加算金を加えているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

町のほうでも一定程度補助されているということですが、補助してもなかなか人が集まらないという現状かなと思います。

今どこの企業でも町でもそうかもしれないですが、やっぱり人の取り合いみたいなのが生じてしまっているのかなと思ひまして、特に大手企業でいけば、報道でいけば、初任給が30万円、40万円とか、そんな形になっているということもお伺いしていますので、そういった大企業と同じ対応は当然難しいかなと思うのですが、一定程度必要な資格者に対しては必要な補助を、今もされているということですが、例えば町外から来られる方については引っ越し代の補助だとか、ほかの市町村で話題になっていますが、それぞれの資格者に対する奨学金の免除とか補助とか、そういった部分も必要になるのではないかなと感じておりますが、この辺り町長の考えはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

就業者の確保のための支援という部分では、過去から住宅の部分とか、一部やっているのですが、ちょっとこれでは少ないかなというのも確かにあります。ほかの町を見ましても、保育士確保、奨励金などをもっているところがありまして、遜色ないようなことも考えなければならないなというふうに思っております。

これは、保育士だけかということになる部分もあるのですが、例えば町立病院の看護師ですと貸付金というのが、最低135万円を貸し付けて3年間勤めていただければ返済免除というような制度もやっておりますので、それが一般会計のこちらでできるかということも含めて、ほかの町でやっている就業支援なども参考にしながら、やっていきたいと思ひます。

ただ、奨学金の返礼免除、これは大樹町から行かれた方なのですが、大樹町で借りた奨学金の場合は、保育士に限らず誰でもなのですが、大樹町に戻られたときには奨学金免除というのは新年度からスタートするという部分は、大樹町出身の方であれば、そこはまず使えるというところと、あと、ほかから来られた方々の支援については、来年度募集からでも少し手厚くしたいなと思っておりますので、年度の途中で、補正予算は必要ないのですが、債務負担行為などをちょっと調べて考えたいなと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。ぜひ、必要な人については必要な手当、どうしても看護師もそうですし、保育士もそうです。介護の方もそうかもしれないのですが、今回でいけば、こども計画の中の保育士ですね、そういったところもやっぱり必要になってくるかなと思ひますので、そういったところも引き続きご検討をお願いいたします。

あと、基本目標3の仕事両立支援について、もう1点確認させていただきたいのですが、病後・病児保育、延長保育について、引き続き計画の中で記載されておりました。第2期の計画の中でも記載されておまして、第2期、5年前から記載されておまして、さらに今回も記載されております。

正直いつまで検討されるのかというところも気になるころではあるのですが、この辺り町長の考えはいかがでしょうか。病児保育でいけば、見込人数でいけば401人ということで、計画書のほうに記載されておりましたので、それなりにニーズはあるのではないかなと思っております。

また、延長保育につきましては、21人という見込ですが、これは実際にもっといっているのではないかなというところで感じておりますが、実際に町民のニーズはあるかなと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

病児保育、病後保育につきましては、子ども3人いる方が、1人インフルエンザにかかったら、次々とかかって、ずっとお母さんは1週間も2週間も3週間も休まなければならないという状況があるというのは理解しております。

これは必要だよねということも考えておりますので、計画には載せるのですが、では現実はどうやるかということになりますと、非常になかなか難しいと。管内でやっているのは、音更町というふうに聞いていますが、音更町もクリニックでやっているのですね。なので、保育士がいればできるというものではなくて、看護師も必要になってくる。あるいは、重症であれば病院にも受診しなければならないというところもあると思いますので、その辺の預かりが、病気にかかっている子どもを預かって急変して、あたふたするということもありますので、私の考えとしては、医療機関と提携した形でないとできないのではないかなと思っているのですが、この町の規模で単独でつくって、病気になったら来てくださいとって待つのは、なかなか現実的ではないのではないかなと思っておりまして、どこかの施設の一角でその部分の機能を担えないかなとは考えておりますが、ちょっと今、医療機関と協議できるような土壌にちょっと今ないところがありまして、これは役場内部の関係部署でも少し協議はしたいと思いますが、若干担当レベルでは話しているのですが、そこでちょっと止まっているというところがありまして、なかなか実現性が難しい。

芽室町は、あれだけ人口がいても設置を諦めて、音更町に通う分の通院費を面倒見るというような新聞記事もございましたので、なかなか単独で持つのは難しいところはあるのだなというところは思っていますが、こういった方法がいいかということも含めて検討していまいりたいと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

いろいろな課題は当然あるかなと思いますので、町長おっしゃるように、単独ではなくて、他市町村と合わせてというところも検討いただきたいなと思います。

今、町長の答弁の中で触れられていなかったのですが、延長保育についての考えをお聞きしたいのですが、近場でいけば、更別町の認定どんぐり保育園ですかね、そちらにつきましては30分程度の延長保育をやられているようなのですが、やっぱり30分の差だけでも非常に満足度が違う。お母さまたち、仕事が終わってから買物して、迎えに行って、食事を作って、やっぱり夕

方の時間が非常に忙しいということで、話もお伺いしております。そういった延長保育、約30分程度でも十分かなと思うのですが、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほど、課長のほうから現状のことをお伝えしました。

園とよく話し合わない、私どもがやると言っても、園がやれないと言ったらそれまでなので、恐らく光熱水費とかもちろんなのですが、人件費の関係だと思いますし、人件費を仮に賄うとしても、要は人がいるかということで、今でもかなりぎりぎりですので、その辺の状況を見ながらということになるのかなと。やりたいと言っても、ちょっと人がいなくてできないという状況は今あるのだろと思いますが、6時から6時半になったというところは結構大きかったのではないかなと思うのですが、さらなるという部分では、可能性を検討していきたいなと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。更別村も、6時半から7時までの30分の延長保育ということでやっているようなので、引き続き可能な範囲で検討を進めていただきたいと思います。

次に、乳児等通園支援事業ですね、こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

現在、令和8年度に向けて調整中、整備中ということではあるのですが、今までの答弁の中でも、やはり人が足りない、人の課題があるというところではあるのですが、計画の中でも、こども誰でも通園制度を実施するのだということで計画に記載があります。

この辺り、人の確保というところはクリアできるのか。また場所ですね、そういったところの現状の準備状況を確認させていただけますでしょうか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

こども誰でも通園制度の人の確保という部分ですが、現在、町が社会福祉法人、今の認定こども園のところに委託している、子ども・子育て支援センターしゅしゅというのがございます。しゅしゅとの兼ね合いもありますので、それを踏まえて、令和7年度に入って、早いうちに8年度に向けた協議のほうを進めようと思って現在動いているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。

大樹町内でも、尾田認定こども園が閉園されると思うのですが、そこにいらっしゃる保育士とか資格者の方、その辺りの活用というか、そういったところはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

尾田の保育士につきましては個々に当たっておりまして、うちの学童保育所とか、人事異動も含めて働いてもらう方、あるいはパートで来られている方々には、それぞれ認定こども園たいきのほうに勤めないかということでお誘いをして、何人かはオーケーをいただいて、パートで働いていただくような形をとっております。最大限働いていただけるようお願いをしているところでございます。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

こちらのほうでも働いていただけるということで、非常に心強いかなと思います。分かりました。まだまだ、こども誰でも通園制度については準備中かなと思いますので、引き続き利用しやすい環境を整えていただくようにご検討をお願いいたします。

最後になります。子育て生活環境の整備、基本目標6についてお伺いいたします。

こちら、公園の整備等ありまして、町民につきましては非常に注目されている分野かなと思います。まだまだ計画段階だと思うのですが、町長の考えの中では、どこにどんな公園を計画されているのか。一部説明あった部分もあるのですが、恐らく町民のほうにはまだまだ届いていない計画かなと思いますので、現時点でのお考えをお聞きできますでしょうか。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

現在考えておりますのは、みどりの基本計画ができましたので、それによりまして再編整備をするというところの公園の離合集散というのをやります。その中で、一番メインとなりますのは、やはり柏林公園でありまして、緑町というか緑苑の、町道24号の西側の部分、あそこは一応都市公園に指定されているのですが、そこは公園として整備する計画が今のところないので、一度外して、その面積をこちら柏林公園の隣のコスモスガーデンの部分、学習センターも含めて、こちらのほうに都市公園として拡張するということをします。

都市公園は、好きなように広げられるものではないので、ある程度今ある面積以下でないと認められないというところもありますので、こちらをやめて柏木町に持ってくるということになるという計画になっております。それを受けて、コスモスガーデンに子ども達からお年寄りまでが来てくつろげる、あるいは遊べる公園を整備したいと考えております。

今年、実施設計の予算を上げさせていただきまして、国からの補助も見込んでいるところでございます。その中で、町民の意見を聞く場面というのを実施設計の中で聞いていきたいなど。まず設計にかかる前、それから実施設計で大体絵ができた頃にもう一度聞いて、細かいところを詰めていきたいなど。

規模感としては、忠類のような大きなものはちょっと考えておりませんで、中札内村、更別村にあるような、みどりの基本計画の委員たちにも管内の公園を見てきていただいて、あそこがいいねとか、そういった意見も聞いておりますので、そういったものを反映しながら考えていきたいなと思っております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

生涯学習センター付近というところ、柏林公園付近というところ。町民の意見を聞いて設計していくというところですので、町民の意見が反映されるかなと思っております。

これも、先日の住民懇談会で子育て世帯の話を聞くと、やっぱり希望だったり要望をたくさんいただいております。全ての要望について応えていく公園というのは難しいのかもしれないのですが、実際、現に子育てされている方たちの声としましては、小さい子どもと小学生ぐらい、あと3歳ぐらいですね、そういった皆さんが遊べるような公園、大きい子ども達が遊んでいると小さい子どもが遊びにくいよというところもあったり、砂遊び場だとか、走り回れるようなところ、水遊びとかになるとまたいろいろ大変かなと思うのですが、そういったところも要望としてありましたので、ぜひ皆さまの声を聞きながら、町民に応えるような公園をつくっていただきたいなと思っております。

ちょっと時間もあれなので、今の新しい公園については、そういったところで計画されているところ。現状の公園について、新しい公園ができるまでまだまだ時間がかかると思います。現状の公園につきましては、先ほどお伝えしたように、さびていたり、塗装がはげている。小さい子どもが遊びにくいという声もたくさんいただいております。

そこまで大きいものではなくて、小さい滑り台とか砂場とか、そんなに費用をかけなくても、小さい子どもが遊べるような環境づくりも必要かなと感じておりますが、その辺り現状の公園についてはどのようなお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

現状の公園についても、みどりの基本計画の中でも現場を見ていただいて、いろいろ意見をいただいているところでございます。もちろん危険であったり、壊れているものについては、適宜補修なり取替えをする必要があると思っております。

最近では、先ほど言いましたが、ブランコの周りに子どもが走ってくると危ないということで、囲いをつけるというのが、設置基準になりましたので、それは適宜やっております。ブランコについてはそういった囲いは終わっておりまして、さびているとかというのは、点検しているので、結構古いものはあるのですが、それを見ている限り、色を塗り直したりして、そこそこ大事に使っているかなという気はするのですが、そういうところがあれば、言っていただければ、またしっかりと対応していきたいなと思っております。

砂場については賛否がありまして、ちょっとこれも意見を聞きながらと思うのですが。どうも最近、犬の散歩とかが多いので、不衛生だという声も聞くので、その辺はドッグランなんかもあるのですが、管理が大変かなというところもあるので、その辺も加味しながら、必要とあれば考えていきたいなと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。

あと、先ほど挙げさせていただいた図書館につきまして、現在、図書館のあり方検討協議会において、施設の在り方について協議されているというところで、新しい図書館については、恐らく数年後になるかなと思うのですが、現状の図書館についても多くの声をいただいております。

実際、子ども達が絵本を読む部屋といいますか、ああいったところも、実際私も、ちょっと先日見てきたのですが、なかなか靴を脱ぎながら、黙っていないのですよね、子ども達というのは。ですので、どこか入り口とかで靴を脱いで、中は土足禁止にしてほしいとか、そういった声もいただいております。

現状そこまで図書館について不満を持たれているような感じではないのですが、やっぱり子ども達ももっと安心して、ゆっくり過ごせるような図書館にしてほしいという声をいただいておりますが、この辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

図書館についてでございます。

今現在、幼児スペースにつきましては、部屋の中央のほうにカーペットを敷きまして、そのところで靴を脱いでいただいて、カーペットの上で、お子さん達が寝っ転がったり、自由に本を見ていただくというようなスペースとしているところであります。

しかしながら、そのところに小さいお子さんがスリッパを脱いでじっとしているということがなかなかままならないということもあり、衛生的な面からいかがでしょうかという声があるということは認識しているところであります。

ただ、それで、スリッパにするのが本当に安全かどうか、あるいはそこで脱ぐということで、子ども達にそこはそういうスペースだと認識させるための手だてとして、例えば簡易的な柵を置くだとか、あるいは入り口のところで小さいお子さんが勝手に飛び出すというおそれもあって、ゆっくり本を選ぶことができないという声もあるということでございますので、その対策も考えたいと思いますが、ただ、3歳児、4歳児のお子さんだけではなくて、小学校の低学年のお子さん達も利用するものですから、そういったものをつけることが小学生のお子さん達の自由な本選び等に支障がないかどうか、そういうことも課題としてあろうかと思っておりますので、そういった声もあるということも踏まえながら、検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

こども計画全体について、計画につきましては冒頭でお伝えしたように、計画が計画で終わらないように、具体的な実施計画についても進めていただきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前11時07分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、播間議員の質問に対し、水津保健福祉課長より説明の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

失礼しました。先ほど、入園決定書が3月末と説明しましたが、修正させていただきたいと思っています。入園決定書ではなくて承諾書でして、3月7日に発送し、3月10日着の予定で現在動いているところでございます。

○議長

それでは、会議を続けます。

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました1点について、教育長にお伺いをいたします。

文化団体の育成強化についてでございます。

町内の文化団体は、長年にわたって活発な活動を行ってまいりました。しかし、近年の高齢化社会におきまして、文化活動に参加する住民が少なくなっているという声をお聞きしております。また、指導者についても、町内の指導者が減少し、町外からの指導者が多くなっていると聞いております。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

文化団体の指導者養成についての考えでございます。通告した質問の点について、広くでなくて、私の思いとして、特にことぶき大学とか自主学級だとか、そういう面について、指導者の手当の引上げの考えについて、ぜひ教育長の考えをお伺いいたします。

また、文化芸術推進基本法の策定の進捗状況、以前にもお聞きいたしましたが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

志民議員ご質問の文化団体の育成強化についてお答えをいたします。

1点目の「文化団体の指導者養成の考え方」につきましては、高齢化などにより、文化・各種サークル等の指導者の不足が予想される中、様々な学習活動に参加された方が、学習者から指導者になられるケースもあって、若い世代に対し自主的な学習活動を促すよう、社会教育主事による助言等を行っております。

また、部活動地域移行の取組で「人材バンク」の整備を進めており、将来にわたって、文化活動における指導者等を発掘し、育成の強化につなげてまいります。

2点目の「指導者の手当の引上げの考え」につきましては、現在、自主学級などへの講師謝礼として、町内在住者5,000円、南十勝管内在住者1万円、十勝管内在住者1万6,000円と

しております。今後、管内各自治体の状況も踏まえ、講師謝礼の引上げについて検討してまいりたいと思います。

3点目の「文化芸術推進基本計画策定の進捗状況」につきましては、令和5年に国から地方公共団体に対し、文化芸術推進基本計画の策定に努めるよう通知があったところであります。

本町においては、令和6年度に第7期生涯学習推進中期計画を策定し、文化芸術の継承と参加機会の提供、誰もが文化芸術を享受し、創造できる環境の整備など、国が定める文化芸術推進基本計画に沿った内容を盛り込み本町の文化芸術の推進に努めておりますので、文化芸術推進基本計画は策定しておりません。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

1点目の各種サークルの指導者の不足ということは、これは教育長も同じ認識だというふうに理解しております。原因につきましては、私なりに長年関わってきていまして、定年の延長、年金支給の開始年齢が遅くなっていると。かつては60歳から、それが厚生年金でしたら60歳から65歳というようなことになって、さらにまた延長もできると。繰上げ支給ですか、繰下げですか、そういうことになって、ちょうど活躍できるときに仕事をしていなければならないという事態になっているわけですね。高齢化ばかりでなくて、そういう社会的背景にあるということで、私も関係者の一人で、仕事があるからということで、せっかく先生の資格を取ったのですが、とてもやっていかれないと。

先生になると、そこだけでやるわけではなくて、先生同士の研さんがありまして、札幌へ研修に行かなければならないとか、そういうことが、いろいろなお付き合いというか、そういうところが出てくるのですね。だから私は、そう簡単なものでないと考えているのですね。

社会教育の基本法につきましても、教育長はいろいろ何度もおっしゃいますが、学校教育と社会教育は密接な関係があるというふうに定めておりまして、そういう関係者との間の連携強化ということもうたっておりますので、そういうことも非常に重要だと考えております。

先日、私どもの地域のところで文化祭をやりましたら、学校の先生が、本当に頼んだ以外のところでも出てくれたということで、すごく大変嬉しかったのですが、そういう傾向も学校教育の現場の先生方の応援も社会教育のほうにお願いしたいなというふうに助言も行っているということなので、ぜひお願いしたいと思います。

また、2点目の指導者の手当につきましては、これも何となく、長い間ボランティアという考え方ですね、仲間同士でやってきたという。これもすごく崇高なことだと私も理解しております。ただ、なかなかこういうふうにレベルも実は上がってまいりまして、そうすると一定のレベルの先生でないとなかなかついてこないということもまた一方で言われているのですね。

そういうことから考えて、私は指導者の手当、つまるところ、何か人材が不足してくると、やっぱり待遇をよくしてやらないということがいろいろな面に出てまいりますので、ぜひ今回、自主学級なり、ことぶき大学の講師の先生方というのは、町内5,000円、線一本引いて、隣町だったら1万円と。前にも私聞いたのですが、その差がちょっとありすぎるな……。

○議 長

志民議員、要点まとめてください、もう少し。

○志民和義議員

それで、手当の引上げということを今回考えて検討してまいりますと。引上げについて検討してまいりますという答弁なので、ぜひこの点はやっていただきたいと考えています。

それから、3点目の文化芸術基本法の策定についてですが、国から通知が来ているということは、都道府県については義務化なのですよね。ところが市町村に関しては、そのように策定するように努めるということで、努力義務になっているわけですね。

私は、一般的に努力義務という、こういうものはやってもやらなくてもいいということに、どうも解釈しているふうに理解しているのですが、それは、私は、努力するように努めるということなので、ぜひいろいろな、第7期計画の中に含んでいるよと、含むのもいいのですが、はっきり分けて、計画を策定するように努力義務ですから、努力して前に進めていただきたいと考えていますがいかがでしょうか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

1点目、2点目はご意見としてお聞かせいただきました。検討してまいります。

3点目でございますが、努力義務ということで、自治体のほうに来ているということは、今議員が述べられたとおりでございます。

先ほども申し上げたところでございますが、計画をつくることに価値を見出すのではなく、その計画の中で求めていることをいかに具体化していくか、そのところに今教育委員会の芸術文化に関わる推進の活動の重点を置いて進めているところでございます。

ただ、制度として、努力義務が義務化に変わるでありますとか、あるいはほかの制度と結びついてこの計画を早急につくるというような情勢になったときには、また管内各町村の状況等も踏まえながら策定に向けて検討してまいりたいと思っているところでございますが、当面は、今申し上げましたとおり、第7期の生涯学習推進計画の中で、議員が先ほどから言われております、芸術文化推進基本計画の中でうたっている、狙っている目的を決して外すことなく、この取組を具体化していく中で、しっかりとその部分についても推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

目的を外さないで推進していきたいということなのですが、芸術文化の推進に関しては、学校教育以外の社会教育、生涯学習、これは学校教育以外の青少年、また成人、こういう人たちを対象にしているということなので、そういう意味でいえば、相当幅広いことなのですね。やっていくとしたら、大きな事業でないかなというふうに思うので、ぜひ私は第7期計画の中に含んでいくということもすごく大事ななというふうに思うのですが、教育長が言うように、はっきり目的意識を持ってやっていただきたいと。併せて、いろいろな状況も調査しながら、国はやっぱり文化芸術推進計画を立てるように努めるということを求めているものですから、これは決して悪い

ことではなくて推進すべきものと私は考えておりますので、計画をぜひ検討していただきたいと思います。引き続きお願いします。

○議長 長

沼田教育長。

○沼田教育長

前のご質問で議員が言われた努力義務というのは、やってもやらなくてもいいものだという捉え方ではないのかという発言がございましたが、決してそうではなく、努力義務の持つ意味として、そういった趣旨をしっかりと自治体として捉えて、芸術文化を後押ししていくということは、これはもう当然やっていかなければならないことだと考えているところでございます。

計画自体につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、まずは、私どもが持っている中期計画を具体化していくということを主にしながら、文化芸術推進基本計画、これがほかの町村でどういった取組をしているのか、そしてまた、私どもの中期計画が5年後に中間期の評価検証をいたしますので、その部分で足りない部分を補うために必要かどうかということも、その時点で検証しながら、ちょっと長期的展望にも立ちながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○志民和義議員

以上で質問を終わります。

○議長 長

次に、11番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました、町有林の二酸化炭素吸収量売却と森林の整備について、町長に伺います。

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボン」運動の取組の中で、森林の二酸化炭素吸収量を国が認証する環境価値「Jクレジット（排出枠）」として企業などに販売する動きが全国の自治体で広がりつつあります。

この制度は、1997年採択の京都議定書で示され、2023年には東京証券取引所が専門市場を立ち上げ、国や北海道も推奨している制度で、既に制度を活用している自治体も多く、今後制度活用を目指す自治体が増えることが想定されます。

大樹町の町有林面積は、全体で約3,960ヘクタールというふうに承知していますが、令和5年度末の蓄積量も71万8,000立方メートルの良好な森林でありますから、早急にJクレジットの取組を進め、販売した売却益を財源として、町有林の林道の整備、天然林を含む保育管理の推進、森林公園の整備などに有効活用するべきであると考えてるので、町長の考えをお聞きたいと思います。

○議長 長

黒川町長。

○黒川町長

菅議員ご質問の「町有林の二酸化炭素吸収量売却と森林の整備について」お答えをいたします。

Jクレジット制度は、省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用、適切な森林経営などに

よる温室効果ガスの排出量削減や吸収量を J クレジットとして国が認証する制度です。

この制度を活用して町有林からクレジットを創出するには、森林管理に係る二酸化炭素の吸収量と排出量に関する事業計画書を提出するほか、現地測量などのモニタリングを行う必要があります、他自治体の状況を見てもクレジット発行までに 1 年以上かかっておりますので、早めに取り組むことが重要です。

しかし、クレジットの認証を受けるには、職員の専門性や時間、審査費用など課題も多くあったことから進んでおりませんでした。近年では企業と連携して実施している自治体も多く、十勝管内においては、6 町がクレジットの販売を通じた森林づくりに取り組んでおります。

また、森林経営計画を策定していることが条件となり、当町の町有林においては、人工林 1,931 ヘクタール、天然林 1,543 ヘクタールが対象となりますが、平成 2 年以降、植樹や間伐などの森林施業が行われているもので、天然林においては、保安林等の制限林に指定されていることが条件となっているため、現在把握している面積より減少します。申請する際には、小班ごとに整理をする必要があります。

当町において、令和 6 年 2 月に、三井物産株式会社とスペースコタン株式会社の 3 者で、地域の活性化に向けた包括連携協定を締結しており、昨年末から脱炭素に向けた取組として、J クレジットの共同創出の可能性に向けて協議を始めたところです。

守り育ててきた森林が J クレジットの活用により価値化でき、新たな財源を得ることで、環境保全や森林管理の充実のほか、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進できることから、引き続き協議を進めてまいります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいまの答弁に基づき、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

既に取り組む考えで準備をしているとの理解をいたしました。事前の準備期間が必要で、現地精査も必要だということがありますので、差し支えなければ、現時点で考えているスケジュール、どこから例えばスタートができるのか、どこを目標にスタートを目指すのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

J クレジットの共同創出の可能性について、継続して協議し、できるだけ早く制度を活用したいというふうに考えてございます。

スケジュール的には、令和 7 年度は引き続き協議を継続し、条件が整理できれば、協定の締結・申請に伴う資料整理などが始まると考えております。スムーズに進みますと、令和 8 年度においては、プロジェクトの計画書の申請や登録・モニタリング、令和 9 年度にクレジットを発行できればというふうな考えではあります。

ただ、J クレジットの申請受付も大変混んでいるほか、現在考えている共同創出においても、ほか自治体と連携した取組も検討しており、状況次第では多少時間がかかることも想定されますが、できるだけ早く取り組みたい、そのように考えてございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほど町長から、対象面積についてお聞きしました。天然林1,543ヘクタール、それから人工林1,930ヘクタールで、合計3,474ヘクタールですが、人工林については樹種別がありますので、トドマツ、カラマツ、アカエゾマツですか、その樹種についてお聞きしたいと思います。

○議長 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

人工林の種別でございますが、当町はカラマツが大変多くございます。カラマツで約1,060ヘクタール、トドマツで363ヘクタール、アカエゾマツで173ヘクタール、あと、ほかで大体148ヘクタールとなっております。今ご説明したのが針葉樹でございまして、1,745ヘクタールでございます。

広葉樹のほうで、シラカバが一番多くて79ヘクタール、ヤチダモが46ヘクタール、ほかとなっております。広葉樹のほうは、全て合わせますと186ヘクタールでございます。

以上です。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

答弁書の中で、既に十勝管内でも6町村が事業に参加しているということでありました。差し支えなければ6町の町村名と、私が承知しているのは、陸別町も参加をしているか取組を進めているというふうに認識をしているので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

十勝管内におけるクレジットの販売を通じた森林づくりに取り組む自治体、こちら6自治体ございまして、清水町、新得町、足寄町、広尾町、士幌町、上士幌町、以上の6町でございます。

先ほど議員おっしゃいました陸別町につきましては、まだクレジットの発行はしてございせんが、先日新聞にも載りましたが、企業と協定を結んだということで記事になってございました。

以上です。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほどの答弁の中で、令和7年度、8年度に準備を進めて、できれば9年度から効力を発行させたいということでお聞きしました。売却益を活用して、より一層の森林整備を図ると答弁の中でありました。環境保全、森林管理の充実、カーボンニュートラルの取組がありました。

私は、ぜひこの中に何点か検討に加えていただきたいと思います。1点は、天然林の整備事業であります。その一つに、生物の多様性や野鳥保護の観点から、人工林の中に広葉樹を存続させ

整備すること。これは北海道でも考えていますので、町でもそのことはぜひ検討に加えていただきたい。

それから、今年度から道が取り組む予定になっていて、今、道南で深刻な課題となっていますナラ枯れ病の問題ですが、北海道は今年から全道をくまなく区分して、いろいろな対策をどうするかと。言ってみれば、危険区域、危険に準じる区域というような区分けをするという報道もあります。今の時点では、日高山脈を越えてこちらは、そういう病気の発生が確認されていませんが、北海道の南のほうクリアされて道央に来ると、それは広い範囲でありますので、こちらというか道東方向も安閑としていられない状況があると思います。ですから、それに対応するような対策も道から発表があり、地域にそういうことの要請も来るやに思いますので、ぜひ町有林の管理の中にそのことも一つは含めていただきたいと思います。

それから、広葉樹の管理につきましては、経済林としても長いスパンでないと収入源にならないということがありますので保育管理、森林管理の手が届かないのですが、この収益を利用して、例えば将来の財産形成のために有用広葉樹をどのように育てていくかということも含めて検討して、今後、例えば発行した以降に受けて、一つの検討素材として生かしていただきたいと思いますと思うのですが、町長いかがですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

経済林としての広葉樹の在り方ということだと思います。

ずっと植樹祭でも、カラマツ、トドマツを植えていたのですが、最近アオダモとかミズナラを植えるような場面も増えておりまして、そこはバランスなのかなと。あとは場所とかですね。ここは経済林で、カラマツでいきます、ここは将来的に保養地にもなるかもしれないから広葉樹でいきます、あるいは長い年月をかけて広葉樹の高級家具材にするとか、アオダモでしたらバットにするとかというのがありますので、そういったところのバランスを取りながら、少しスパンのかかるものでありますが、そういったことのバランスを取りながら考えていきたいなと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に町長にお願いですが、今、漁業が深刻な状況を迎えています。過去から、北海道の海岸線の自治体では、漁民の森の形成にかなり力を注いできました。大樹町でも何回か挑戦をしましたが、かなり失敗を繰り返してあまり成功した事例がないのであります。漁協婦人部や漁民の方々も植樹に参加してきたのですが、うまく成功しなくて、管理が行き届かない状況もあったりしますので、ぜひ、このことは地域産業の活性化というか発展に向けて、一つの課題として取り組んでいただけないか伺います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

近年の漁業の不振というのは大変深刻でありまして、これは原因がいろいろあるのかなと思います。

ますが、まずはできることをやっていくということしかないのかなと思っております。

その中の一つに、漁協も毎年協力していただいて、漁民の森の植樹を行っております。こういったことが、実際の効果もそうですが、マインドの問題もあると思うのですよね。林と山と漁業がつながっているのだというところの啓発にもなりますし、ぜひ、これは続けていきたいものだなと思っております。

地域の産業を守るには、やはり一次産業というのは自然相手の産業でありますので、この自然の中で、自然破壊が進まず良好な環境を保てるように、今後も引き続き取り組んでまいりたいなと思っております。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に、まだ確定していない段階の話で売却益の話もしましたが、これからの事務をスムーズに進めていただきまして、なるべく早い機会に効力を発生させて、地域の町有林の整備、そして漁業の振興等に役立てるようなお金の使い方ができるようなことを、ぜひ進めていただきたいということをお願いして、この項の質問については終わりたいと思います。

○議長 長

休憩します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11 番菅敏範君。

○菅敏範議員

昨日通告しました執行方針に対する質問をさせていただきたいと思います。

部活動の地域移行の具体的実施についてであります。

中学校部活動の地域移行に対する大樹町の取組は、説明会や検討準備委員会を経て、令和 5 年 5 月に「地域連携推進協議会」を立ち上げ、アンケート調査の実施、運営形態と指導者の確保、財政措置や小中高の連携について協議を進め、2 月 14 日の推進協議会で方向性が確認されたと伺いました。

報告では、4 月以降にモデル事業として、運動部については陸上競技、文化部については茶道で 4 月から参加者の募集をスタートさせるという内容でしたので、次の項目について教育長に考え方を伺います。

小中高連携とモデル事業の将来的な扱いについて。

既存の少年団活動、部活動に対する今後の対応について。

小中高生、保護者のアンケート調査による意向結果について。

指導者の確保と財政措置についてであります。

以上、よろしくお願いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員ご質問の「部活動の地域移行の具体的実施について」をお答えいたします。

1点目の「小中高連携とモデル事業の将来的な扱い」につきましては、本年5月から陸上競技、茶道を地域クラブのモデル事業として取り組む予定で、小学生から高校生までの児童生徒を募集することとしております。モデル事業の期間は、5月から10月までの半年間を目安に活動し、検証を進めてまいります。その検証結果を基に、今後の取組を協議してまいります。

2点目の「既存の少年団活動、部活動に対する今後の対応」につきましては、現在、一部の既存団体競技において、他町村と連合チームを編成し、練習や大会へ参加しておりますが、地域クラブ化に向けては、指導者をはじめ、活動場所、移動手段、他町村との連携などの課題があるため、直ちに地域移行するのは難しい状況であります。今回のモデル事業の検証結果を基に、各町村や各団体とも協議を進めてまいります。部活動と地域クラブを併用して行われることもあります。

3点目の「小中高生、保護者のアンケート調査による移行結果」につきましては、令和5年度に小中高生並びに保護者のほか、教職員へのアンケートを実施しております。その中で、「参加活動でどのような体験、経験したいか、させたいか」について、小中高生、保護者、教員とも「学校生活を楽しく豊かにしたい」、「スポーツや文化活動を楽しみたい」となっております。そのほかでは「競技等の専門技術の向上」や「勝つ喜びを味わいたい」などもありました。

また、バドミントンやミニバレー、写真や茶道など既存の部活動等以外にも興味があることが分かりましたので、多種多様化する子ども達の活動についても、今後検討を進めてまいります。

4点目の「指導者の確保と財政措置」につきましては、現在、大樹町部活動等地域連携推進協議会において、人材バンクの登録を進めております。引き続き、体育連盟、文化協会のほか、少年団への周知と企業への依頼を行いながら、指導者の確保に努めてまいります。

また、地域クラブ化に伴い、全ての子ども達が希望するスポーツ、文化活動に参加できるよう、保護者負担の軽減についても検討していかなければならない課題だと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

昨日の今日でありますので、若干飛び飛びになりますが、答弁に基づく再質問をさせていただきます。

1点目の関係ですが、4月から運動部は陸上競技、文化部は茶道をモデル事業として小中高で募集活動し、5月から10月まで半年間検証して、その検証結果を基に今後の取組を協議するということでありますが、お聞きします。

その結果、モデル事業の二つについては、検証結果でやめることになるか継続することになるかを決定し、続けるのであれば、小中高に陸上競技部、茶道部を配置するという事でよろしいのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

モデル事業の陸上競技、茶道についてでございますが、今年度のモデル事業を通して、最終的にはアンケート等を取って、この事業についてどうするかということを考えていかなければならないかと思っておりますが、参加する子ども達がいって、継続できる状況であれば、このまま地域のクラブとして継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

6か月間のモデル事業を実施し、検証結果によって判断するということですから、そこは聞きおきたいと思います。

個人的には、現在、大樹町の文化部でいいますと吹奏楽が町内に根づいているのですが、モデル事業、若しくは配置の関係で吹奏楽が除外になった理由というのはどういうことなのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

吹奏楽をモデル事業に取り上げなかった理由についてでございます。

連携協議会において、文化系活動として吹奏楽をやってはどうかという声は、実際に委員の中から出てございました。そこで、私どものほうで小中高の吹奏楽の先生方に聞き取りをさせていただきました。

その結果、小中高とも、メインの活動はそれぞれの学校種別によるコンテストへの参加であるということで、日常的に小中高が一堂に会して練習を積み重ねていくという環境は、今は難しいということで共通しておりました。確かにそういった状況はあろうかと考えております。

今、大樹中学校が2年連続全道コンテストに参加しているということで、非常に町内の吹奏楽熱が高まっている状況にあるという認識もございますので、今回のモデル事業の検証を通しながら、吹奏楽をやりたいというお子さんの数も多くいらっしゃいますので、吹奏楽をどう地域のクラブ化にできるかどうか。今の活動を通して、それをさらに高めるためにはどうしたらいいのかというのは、今後も協議会等で検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと僕、ここのところで理解できないのですよ。

地域移行については、冒頭から、大樹では勉強も含めて小中高が連携してやっていきたいというのが基本路線なので、その基本に当てはまるものは、ぜひやりたいという方向性だったと思うのですが、実際に吹奏楽については、コンサートをやったり、合同で演奏会をやったり、町民も

参加して感動したりしているわけですよ。

それが今、聞き取り調査をやったら、いやいや、自分達だけのことに集中するから、そんな小中高連携した活動は難しいということであれば、方針にそぐわなくなるわけですよ。そのことを教育委員会としてどう判断するか。個別に、俺は嫌だ、私嫌だということになったら、できなくなるのです。その基本路線が崩れるわけですよ。

できる限り小学校、中学校にあるものは高校でもできれば設置して、それが可能であれば地域移行したいと。せっかくあるものが、個別の指導者が、いや、それは駄目ですよと言って、はい、そうですかでは、基本目標を撤回せざるを得ないのではないですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまのご質問に関してございますが、吹奏楽を絶対にやらないということは全く思っておりません。子ども達の希望があり、そして環境を整えば、一つのクラブ活動として、ぜひ地域のクラブ活動として推進していきたいなと思っているところであります。

ただ、今現在としては、まだその環境が整っていないということで、その環境整備に何が必要なのか、どういった取組が大事なのか、人材も含めてそういったことを検討しながら、将来的なものをしっかりと見据えて検討し、取り組んでまいりたいなと思っているところであります。

吹奏楽だけではなく、ほかの運動系でも、小中高が重なっている活動はございますので、それも全く同様でございまして、今後そういった地域のクラブ活動として、小中高の子ども達が連携して一体となって取り組める活動がどういった形ならできるのかということは、継続して幅広に検討を重ねてまいりたいと思っているところであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

何となく詭弁に聞こえるのですよ。

環境が整っていないと言うけれども、やる人がいて、いろいろな行事にも参加している。例えば小学校の吹奏楽も柏林公園まつりに参加している。合同演奏会もやっている、発表会もやっている。中学校にも吹奏楽があるし、優秀な成績を収めている。高校にもあると。指導者もいると。これだけ環境が整っているものが、一緒になってやりたいと言っている基本方針に対してそぐわないというのだったら、これ以上の環境はどうするのか。そうしたら指導者の首を据え替えるしかないのではないですか。指導者が嫌だと言うのだったら。生徒たちは嫌だと言っているのですか。言っていないのだから。

僕は、これが環境が整っていないと言ったら、何が整っているのですかということになるのですよ。だから、そこは説得するなり、毎度毎度でなくても、常にどこかでもってそういう連携を取って、地域活動に行ける土台も基礎も建物も全部できているのだから、僕はすんなり移行するものだと思ったのですが、それが、これから環境を整えると言ったら、何を整えるのかと聞かざるを得ないのですよ。人材がいるかどうかといえば、人材はいるのですよ。それは、人材をいるかどうかと言われれば、人材を変えるしかない。その辺はどうなのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまのご質問に関してでございます。

環境ということについては、確かに考慮していかなければと思っているところなのですが、子ども達はやりたいと言っています。指導者も、連携してやることについては否定するものはないのです。ですから、今までやってきたように、コスモスコンサートを小中高で一緒の部分でやるとか、柏林公園まつりにタイアップしてやるとか、あるいは練習の合間を見て、小の先生が中の練習を見に行つて一言コメントをすとか、そういったことは引き続きやっていきたいということと考えているところであります。

そのうえで進めていくのですが、ただ、小と中と高でコンテストの内容でありますとか、それに向けて練習を積み重ねるときに、小中高が一堂に会してというところの取組としては、まだ難しいということで、こういった形であれば日常的に一緒にの団体としてやれるのかどうなのかということも含めて、今後やっていかなければならないかなと思っております。

したがいまして、先生方もやりたくないとか、子ども達もやりたくないという、そういった環境ではございません。一緒にやるとしたらどういうふうにやっていけばいいのか、こういった組織立てがいいのかとか、そういったことを今後詰めていかなければならないというのが聞き取りの中で、先生方から聞き取った内容として、そのように判断をしたところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

言っていることが何となく分かるようで分からないのですが、僕は、環境は整っているし、あとは踏ん切るだけだと思っているのですよ。多くの町民の人達も、例えば吹奏楽の位置づけはイベントやコンサートで認識しているし、部活動が少年団、部活動が一体になって地域移行をするというときに、吹奏楽がそこから外れたとなったら、みんな、どうしたのですかと疑問を持つと思うのですよ。そのときに、指導者もいる、何だかんだよくて、何か分からないところがうまくいかないから、これからというのだったら、それは町民に理解を得られるかどうかは、僕は疑問だと思っています。

ただ、これ以上言っても駄目だというからしょうがないのですが、そこは早期に行つて、今一番活動の中で町民に認識されて評価されているのは、吹奏楽だと思っているのですよ。ただ残念ながら、優秀な生徒が高校進学するときに町外に行っているということがあります、だから一番先に移行できるというのは、個人的には吹奏楽だと思っていました。それがここで難しいと言われたら、どうしてという疑問が解けないのです。ただ、早期に結論を出していただきたいというふうに思います。

そして次に、もう一つ教育長に伺います。

生徒数が減少している中で、多くの部活動なり少年団活動の地域移行に取り組むことは、難しさはないとは言えないと思いますが、種目的には、運動部、文化部に分けて、現時点で判断しているのは、大体どのくらいなのかという方向性が見えていれば教えてください。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

モデル事業を立ち上げて今後検証とは思っていますが、大きな方向性としては、地域クラブとしてまず取り組めるものは、運動部でいうと個人種目のものではないかということで考えているところであります。

さらに言うと、小中高で今現在取り組んでいるもの、あるいは過日取りましたアンケートで、子ども達が欲して望んでいるもので、人材等含めて施設等含めて可能なもの、そういったものを検討しまして、そしてモデル事業で今は文化系、運動系一つずつでありますが、これを令和8年度以降少しずつ広げていきたいなというところが、今のところの方向性として描いているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと残念なのですが、モデル事業の関係からいって、地域クラブとして移行できるのは個人種目が主体ということになると、そうすると、今活動している中では、吹奏楽も人数多いのですが、例えば野球少年団、中学校の野球、バレー少年団、バレー部、サッカー少年団、サッカー部、これは今さら言うまでもない、サッカー11人とか、野球9人とか、バレー6人とかが最低人数です。そうすると、この活動が地域スポーツでは認知されないことになる。

ただ、このクラブというのは、優秀選手の派遣もありますように、例えば今年の野球少年団においても、十勝の選抜でも、全道行ったり、全国行ったりする優秀な生徒もいますし、過去にも育っていています。中学校の野球部から管外に行くという話も聞いています。サッカー少年団上がりの生徒についても、各種学校に行って頑張っています。

ただ、その団体競技は、お聞きしますが、地域クラブに移行できないとなれば、今のまんまで、別の形でもって少年団活動とか部活動で頑張れというしかないという判断なのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

先ほどの答弁の中にもございましたが、当面は、地域クラブとして行うクラブと、現在の少年団、部活動という既存の活動が併存した形で進むということをやらざるを得ないと思っているところでございまして、ただ、少年団、部活動と既存のものではございますが、地域クラブとしての支援というのは可能な限りしてまいりたいなと思っているところでございます。

運営指導体制として一律にはなっていないかなと思っていますので、既存のものについて、同時並行でやっていきながら、そこについての支援もやってまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほどの答弁の中で、人数の減少や何かでほかの学校と合同チームを組まない大会にできないものについては、いろいろ連携が取れないので地域クラブにすることは難しいということで、

合同チームを組んで大会に出る競技とか部活は、何となく地域クラブから排除されるのですね。

でも、その競技、例えば野球少年団を、地域クラブではなくて小中高を含めて野球部ですね。それを少年団活動でやっている場合にはほかの学校と連携が取れて、地域クラブだったら、何で大人同士のやつは、こっちの大人同士は話がまとまって、こっちの大人同士は話がまとまらない。

例えば大樹の野球少年団といろいろな野球少年団が一緒になって、少年団だったら十勝大会に出れるけれども、地域クラブは背中合わせになるから一緒にできないから参加ができないという、これは大人の世界のエゴだというふうに思うのですか。そういう問題ではないのですか。連携取ればいいではないですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

団体種目の広域にわたる連携でございますが、中学校については、合同チームで参加もしております。また、少年団においても、管内、各地で、一つの地域では単独で持てないために、複数チームが合同でチームというのを進めているところであります。

したがいまして、今後、地域クラブの名の下に、大樹だけでは持てないクラブが広域のほかの近隣町村と、例えば野球だとかサッカーはチームを組んで、地域クラブとして練習をし、大会に参加していくということは、今後の姿としては、そういった姿になっていくのではないかと考えております。

また、現に私も、南十勝のレベルでございますが、社会教育の担当者が定期的に集まりまして情報交換をして、そういった取組が可能かどうかということで、それぞれの町村の実態と今後の方向性、また、そういった活動をしていくための課題は何かということを洗い出しながら、今協議を進めているところであります。

したがいまして、今すぐに、もう少ないからやろうやということで、すぐにできるかと言われると、そうはなっていないというのが実情でございます。そういった部分が大人のエゴかと言われると、決して大人の都合だけでは当然ないと思っているのですが、制度の問題であるとか、あるいは広域にわたるので、練習への足の問題だとかといったことがありますので、そういったものについては、やっぱり今後さらに詰めていかなければならないかなと考えているところであります。将来の方向性としては、そういった方向性はあろうかと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

全く理解しないと言わないのですが、今までも頑張っている子ども達もいるし、これからも頑張ろうという子ども達もいるのですよ。その活動する活躍の芽をそがない、摘まないというのが、それは大人の責任だと思うのですよ。だから、そのためにも大人が汗を流して、そういう場をつくってやる。それは指導者もいて、お金も含めて環境を整えるというのが原則だと思うのです。

ただ、さっきの答弁でいうと、どうも今後、地域クラブとしていくのは、個人競技が中心になりそうだとやったから、例えば教育長が言われたことでいうと、個人競技でバドミントンだったら、ダブルスに出るのなら2人でいいのですよ、個人戦は。そういうのが選ばれて、団体で、みんなでチームワークをつくって頑張ろうという競技が、どうもすぐに行けないし、将来も、地域

移行、移行と言いながら、移行できる可能性が少ないというのは、情けないし残念だと言わざるを得ないのですよ。

そこを協議会で議論をしていただきたいし、協議委員会も自治体、町も支援すると。そうしないと、執行方針に何ぼ、子どもの健全な体力、心身にともに健やかな健康をと言っても、自ら芽を摘んでいれば、それはもうしょうがない話になってしまうのですよ。

ですから、個人種目だけでなく、少なくとも団体競技も、そういうふうに町村またいどころも、その障害を取り除く形でもって頑張っていくという決意はいただきたいのですが。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員が一貫として言われていたことは、本当に理解しております。

先ほど言いました個人種目がというのは、個人種目しかやらないという意味ではなくて、取りあえず、すぐにできそうなものというのは個人種目からで、順番からいくとそっちから進めていきたいということで、先ほど社会教育課長レベルで今協議もしているということでお答えさせていただいたのですが、また協議会の皆さんも、団体種目も何とかやらせてやりたいというその思いは皆さん一致しておりますので、そのために、どうしていったらいいのかということは、今後とも継続して協議をしてまいりますし、子ども達がやりたいというスポーツ・文化活動になるべくできるようなそんな環境づくりに、私ももちろんでござりますが、協議会等の役員、委員の皆さんも全く同じでござりますので、その方向で今後も継続して協議を重ねて取組を進めてまいりたいと思っているところであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほど聞いたのは、子どもが減っていく中で、何でもかんでもやりたいといっても、人数的な問題もあるし、いろいろ指導者の問題もあり、場所の問題もあり、それは難しいのかなと思っているのです。だけれども、最初から移行できるのは、個人を先行したら、個人を先行している間に人があったら、今度は団体競技に回る人数だっていなくなるのですよ。だから、その辺はもっと真剣に考えていただきたいと思いますし、ただ、今後も議論をさせていただきたいと思います。

次の質問に移らせてください。

アンケート調査で、上位に選ばれたということなのですが、ただ、僕は中学校のアンケート調査だけ見させてもらいました。１２９人にアンケートを取って、１１７人が部活動に参加をしていて、陸上・バスケット１８人ずつとか、軟式テニス１６人とか、いろいろあったのですが、サッカー一部も１０人いるのですよ。吹奏楽は２０人もいますし、だから今言ったのは、これをベースにして、こういうところを大事にさせていただきたいということでありますので、ぜひ今後の議論に受け止めていただきたいと思います。

指導者の確保の関係なのですが、その中で「体育連盟、文化協会、企業などに依頼しながら、指導者確保に努めてまいります」という答弁でしたよね。ただ、この中に、以前は教職員も指導者になり得ると聞いているのですよ。だけれども、教職員の扱いについては答弁の中で全く触れられていない。それから、役場関係職員のことも全く触れられていないのですよ。体育連盟、文

化協会、企業などに依頼しながらと、言うけれども。

ここのところの考えは、なぜ一番、質的にも人数的にもあるというここが外れているのか、再度お聞かせください。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまの指導者の確保に関してでございますが、先ほどの答弁の中では、体育連盟、文化協会、少年団への周知、企業へということでございますが、この指導者、少年団、さらには体育連盟や文化協会といったところにも少年団や部活の指導者が加盟してございまして、学校のほうには既に校長を通して希望する方については、ぜひご協力いただきたいということでお願いをしているところであります。

また、役場につきましても、企業のところにくくらせていただいたところでございますが、過日、町長のところにもこの件につきましてはお話をさせていただきましたし、全体庁議の中で各課の課長方にもその旨説明をさせていただいたところでございます。

現実的に、陸上などは、役場の職員の皆さんにお手伝いをいただくということで、ぜひ指導のノウハウを持っていて関わりたいという方につきましては、今、議員が言われましたとおり、学校、先生方、それから役場、さらには過日お願いに行きました農協等につきましても、大口の職場になりますので、そういったところの方たちへの周知と情報をいただいたら、協力への依頼というのをかけて、人材の確保を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

お聞きしますと、役場職員は企業の中に入っていると言われますが、企業と書いてあって役場職員が入っているとは、僕は分からなかったです。だから、聞いて初めて分かったのですが。

それと、関わりたい人をお願いするのではなくて、町が、教育委員会が、積極的に中学校の部活動から発生した地域移行をやるわけですから、そういう人には、ぜひ関わってくださいと。こういう手だてをしますからということで要請するのが建前で、関わっていただけませんかと言って、嫌ですと言われたら、そうですかと。これでは全然前に進まないで、そこは性根を入れてやっていただきたいのですがよろしいですか。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまの部分ですが、全くそのとおりだと思っております。ただ、学校の先生方の兼職の要件、本人が望まないものには依頼してはならないという要件がございますので、学校の先生方につきましては、まずはお願いをして、事情をしっかりと丁寧に説明し、お願いをして賛同いただける方をお願いをしていくということになるかと思っております。

企業のほうは、それぞれの状況があらうかと思っておりますが、こちらの状況、それから地域の状況をしっかりと丁寧に説明させていただいて、可能な限り協力いただけるということを粘

り強く継続的に進めてまいりたいと思っております。

議員言われますとおり、何とか豊富な人材を確保したいと。そのことに全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

いろいろ、今までの協議会で議論した中、これからやりたいということについての内容がある程度お聞きしましたが、全てが納得できるわけではありませんが、また、今後の課題としては受け止めていただきたいと思います。

そこで、執行方針の中にありました、「健やかな体の育成」で教育長が述べられました「体育専科教員の配置を生かし」という項目があったのですが、そして、「もっとやりたいと感じる体育授業を実践する」というふうになっていました。

実際に体育教員が配置されているかどうかということと、配置を生かすということですから、配置されていて、体育専科教員というのはどういうふうな目的で、何を今やっているのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

議員おっしゃっている体育専科の先生でございますが、地域クラブとはちょっと別枠で、学校に配置されている加配の先生のことでございます。その方が地域クラブ云々かんぬんではなくて、通常の授業の先生という扱いでございます。

以上でございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

体育の先生なのですか。体育の先生が別にいて、それと別に体育専科教員がいるのか、そこをちょっともう一回教えてください。

○議長 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

体育の免許を持っている先生を加配で、体育専科という加配の名の下に配置するという方でございます。したがって、体育を教えるということになります。

以上でございます。

○議長 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

一般に体育の先生でいいのですね。

ほかに体育の先生は、そうしたら、いないということですか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

そうです。体育を教える先生はいますが、専門の先生というか、資格を持った方ではない方も教えることができています。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そこは分かったというふうに、本当は分かってないんですけども。

では続けて、その後に、「授業以外に継続的に楽しく運動できる環境を整え、運動能力の向上と運動習慣の定着に努める」というふうになっています。ということは、先ほど課長から地域移行とは関係ないと言われましたが、体育の授業の成果というのは、それは子ども達の体育の技術やルールの勉強とかいろいろあって、向上につながって、そして地域移行にも連動するというふうに思うのですが、その先生が行って、地域の活動に参加するということは、あるかないか分かりませんが、その成果を生かして、地域活動に生かせるというふうに理解してもいいのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

体育専科でございますが、中学校はもちろん体育の先生が担当してございまして、小学校のほうは体育専科という役割の先生を道教委から派遣していただいて、配置しているところでございます。

教育行政執行方針で述べました「子ども達のもっとやりたいという授業」ということについては、もちろん学校の体育の授業でございまして、授業以外の体育的な活動ということは、小学校でいいますと、朝マラソンをしたり、20分休みに子ども達が鬼ごっこを通して体を動かすとかという、学校生活の中での授業以外の体力づくりというのを想定したものでございまして、直接的にはそのところでございまして、ただ、その成果がさらに学校から帰宅後、少年団や地域のクラブ活動に生かされるということは当然あるかなと思いますが、あの部分については、学校生活の中での授業以外の体力づくりという観点の執行方針の内容でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

専科というと専門の先生という理解を一般的にはするので、そうすると、先ほどから議論してきた、みんなが希望する種目とか、例えば親も希望するとかになれば、そのことが自動的に地域のスポーツ活動のレベルアップに生かされるというふうに私は理解するのですよ。ですから、そのことでいうと体育専科という教職員の任務というのは結構重要ですし、そのことから意識を持った生徒たちが地域の部活動で活躍できるということは、これはそういう期待をしなければいけないと僕たちも思います。

最後に、今、教育長から、最初は地域移行については個人を主体にという話があって、団体競技についても行く行くはというか、除外しているわけではないということですが、個人的は、ス

スポーツ活動というのはどちらかといったら団体競技が重視されるという認識を今までしてきました。

やっぱり、みんなで汗をかいて、一つの目的に向かうというのは、それは美しいと思うし、個人というのは、成果はそこにしか生まれないので、駄目とは言いませんが、例えばラグビーにしろ何にしろ、ぶつかり合っても終わってノーサイドという感動があるわけです。だから、そのことからいうと、できるのであれば団体競技を取り入れていただきたいし、その検討を進めていただきたいというふうに思います。

最後に財政的な問題については、今後も検討ということですから、財政的な問題、指導者の対応の問題は、やりたい人ではなくて、強制はできませんが、ぜひあなたの力を貸してくださいということでもって、強く要請をして指導者体制を作ると。そのことが、部活動の地域移行に大きく役立つのではないかと思いますので、町職員であれば、時間の配慮や何かは町が考えればいいことですから、お金の話も、それは検討しながら対応すると、僕はやっていけるのではないかと。もしそこができなかったら、これはパンクしてしまうのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

最後に、吹奏楽については、ちょっと譲れないのですよ。というのは、これは町民の多くが認知している活動で、これが地域クラブから課題があって、そこに移行できないとなれば、何をやっているのだというのが出てきそうな感じがするのです。みんなそういうふうに期待していると思うので、そこは再度真剣に協議をしていただきたいし、実現に向けて努力をしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議 長

これにて、通告のあった一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事運営の都合により、明日3月7日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日3月7日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時42分

令和7年第1回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月14日（金曜日）午後1時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 予算審査特別委員会報告
- 第 3 議案第 33号 令和7年度大樹町一般会計予算について
- 第 4 議案第 34号 令和7年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
- 第 5 議案第 35号 令和7年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 6 議案第 36号 令和7年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 7 議案第 37号 令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 38号 令和7年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 39号 令和7年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第10 議案第 40号 令和7年度大樹町下水道事業会計予算について
- 第11 議案第 41号 令和6年度大樹町一般会計補正予算（第10号）について
- 第12 議案第 42号 令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について
- 第13 陳情第 1号 大樹町B&G海洋センタープールの利用期間延長とプールデッキ常設に関する陳情について（審査報告）
- 第14 議員派遣について
- 第15 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（11名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
8番 西田輝樹	9番 安田清之	10番 志民和義
11番 菅敏範	12番 齊藤徹	

○欠席議員（1名）

7番 杉森俊行

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副 町 長	松木 義行
総務課 長	吉田 隆広
総務課 参事	杉山 佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢 厳則

企画商工課参事
住 民 課 長
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立
尾田認定こども園長兼学童保育所長
保健福祉課参事
保健福祉課参事
農林水産課長兼町営牧場長
会計管理者兼出納課長
町立病院事務長
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

菅 浩 也
牧 田 護
水 津 孝 一
瀬 尾 さとみ
明日見 由 香
松 久 琢 磨
楠 本 正 樹
下 山 路 博
瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長兼学校給食センター所長

沼 田 拓 己
井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
係 長

佐 藤 弘 康
木 田 悟 史

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 志 民 和 義 君

11番 菅 敏 範 君

1番 播 間 章 浩 君

を指名いたします。

ここで、議長より諸般の報告をいたします。

理事者より追加議案の提出がありましたので、昨日3月13日に開催した議会運営委員会での審議に基づき、本日の日程第11、12に追加しておりますので、報告いたします。

◎日程第2 予算審査特別委員会報告

○議長

日程第2 予算審査特別委員会報告を行います。

去る3月4日の本会議において、予算審査特別委員会に付託した議案第33号令和7年度大樹町一般会計予算についてから議案第40号令和7年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、以上8件の議案の審査が終了していますので、審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、菅敏範君。

○菅予算審査特別委員長

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和7年第1回定例会において、本委員会に付託された事件、議案第33号令和7年度大樹町一般会計予算についてから議案第40号令和7年度大樹町下水道事業会計予算についてまでの8件については、令和7年3月10日から13日までの4日間審査を行い、8件全てを可決いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第33号

○議長 長

日程第3 議案第33号令和7年度大樹町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第34号

○議長 長

日程第4 議案第34号令和7年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号

○議長 長

日程第5 議案第35号令和7年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第36号

○議 長

日程第6 議案第36号令和7年度大樹町介護保険特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第37号

○議 長

日程第7 議案第37号令和7年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３７号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第３８号

○議 長

日程第８ 議案第３８号令和７年度大樹町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３８号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第３９号

○議 長

日程第９ 議案第３９号令和７年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３９号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 1 0 議案第 4 0 号

○議 長

日程第 1 0 議案第 4 0 号令和 7 年度大樹町下水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 4 0 号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 1 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 4 1 号令和 6 年度大樹町一般会計補正予算（第 1 0 号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 4 1 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 6 年度大樹町一般会計補正予算（第 1 0 号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 6 億 6, 2 7 5 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第41号についてご説明させていただきます。

最初に、歳出を資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

総務費、都市間交流推進事業200万円の増。財源は全て一般財源で、JAXAの研究施設を持つ自治体で構成される銀河連邦共和国に加盟している岩手県大船渡市へ、今回の山火事災害に対し、当町をはじめ、加盟する六つの自治体から見舞金100万円を送るものです。また、見舞金とは別に、当町として被災者に対する支援物資の費用として100万円を需用費で計上するものでございます。

以上、歳出、補正後額合計200万円の増。財源内訳は、一般財源が200万円の増となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

歳出合計、補正前の額86億6,075万3,000円。補正額、2款総務費で200万円の増。補正後の歳出合計86億6,275万3,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額86億6,075万3,000円。補正額、19款繰入金で200万円の増。補正後の歳入合計86億6,275万3,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回、大船渡市への山火事に対する義援金と物資の提供ということで、補正予算が上がってきております。報道等で見させていただいて、非常に大きな被害が出ておまして、大樹町も多くの森林を抱えておりますので、人ごとではないかなと思っております。

それで、物資の支援ということなのですが、物資の内容ですね。あと、それは、これから注文なのか、注文していつ頃現地へ納入されるのか。その辺りを確認させていただけますでしょうか。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

大船渡市が銀河連邦の加盟市であるということで、私のほうが窓口になって進めさせていただきました。

物資の支援につきましては、災害の関係上、比較的短期間で物資の提供が必要になると判断いたしまして、こちらから何か必要なものを集めて送るとなると時間を要しますので、緊急的に向こうで必要なものを大船渡市のほうで買っていていただいて、請求をいただいて、こちらで支払うという形の対応を取らせてもらっております。

物資の内容的には、避難所で不足しているものということで、100万円を計上しておりますけれども、今のところ、実績としては40万1,925円ということで、途中経過として報告をいただいているところでございます。

内容につきましては、数量の多いもので、電気ポットが27個購入されておまして22万7,

000円程度。あと、フットライトということで、避難所で全体が照らすものではなくて、個別に照らすようなライトになるかと思えますけれども、これが40個で4万7,000円ということ。あと、多いもので枕ということで、24個で2万6,320円と。主なものはこういったものになっております。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そうしますと、こちらで買って送るのではなくて、向こうで必要なものを買ってもらっているということで。

なぜお聞きしたかという、災害が起きた後というのは、1週間前、2週間前で必要なものが変わってくるのではないかなと思って、それで、ここから発注して、いつ届くのだろうなというところが気になったところではあるのですが。

そういったところで、必要なものを必要なだけ買ってもらおうというところで理解しましたので、分かりました。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連で伺いたいと思います。

今、見舞金と物資の関係をお聞きしましたがけれども、森林火災で3,000ヘクタールの消失面積の大部分が森林だというふうに聞いています。消失した森林の再生復興には、莫大なエネルギーが必要でありますので、これに対して、町として森林復興に対する人的派遣等を今後考えていくのか。それと、町民ぐるみのカンパ活動、現金活動等を考えていくのかについて、お伺いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

およそ2,900ヘクタールというふうに聞いておりますけれども、森林が焼けたということでございます。現在は、国において激甚災害の指定について前向きに検討していると。大船渡市の市長も要請に行かれたというような新聞報道を拝見しているところでございます。

人的派遣という部分では、まずは罹災証明とか、そういった事務が急務であろうかなと思っております。その辺について、職員の派遣要請があれば考えたいなと思っております。

また、森林の復興に関しても、あるいは随分住宅とか建物も焼けたわけではありますが、それらに関して、銀河連邦を通じて職員派遣の依頼があれば、町としても可能な限り対応していきたいなというふうに考えているところであります。

また、義援金につきましては、日本赤十字社で窓口を開設いたしました。それで、大樹町の役場にも募金箱が今設置されましたので、そちらのほうでのPRも必要かなと思っておりますので、PRしながら、町民の募金を募っていきたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第42号

○議 長

日程第12 議案第42号令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第42号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、北海道からの保険給付費等交付金が増額されたことから、歳入予算の補正を行うもので、総額は増減なしの6億6,858万5,000円であります。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

議案第42号についてご説明いたします。

今回の補正についてですが、本定例会の議案第26号で国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）をお認めいただいております。その後、事業費の確定により、北海道国民健康保険給付費等交付金（特別交付金）が想定よりも多く交付されることになりましたことか

ら、追加で予算の補正を行うものでございます。

内容は、事項別明細書で説明させていただきますので、5ページ、6ページをお開き願います。
歳入。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額99万9,000円の増。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金99万9,000円の減。保険給付費等交付金の増額により、同額を減額するものでございます。

なお、7ページ、8ページの歳出につきましては、補正額がなく、財源内訳の組替えのみを行うものでございます。

次に、1ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入をお開き願います。

歳入合計、補正前の額6億6,858万5,000円。補正額、3款道支出金99万9,000円の増。5款繰入金99万9,000円の減。補正後の歳入合計は、増減なしの6億6,858万5,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 陳情第1号

○議 長

日程第13 陳情第1号大樹町B&G海洋センタープールの利用期間延長とプールデッキ常設に関する陳情についての件を議題といたします。

委員会の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、吉岡信弘君。

○吉岡総務常任副委員長

今定例会において、当委員会に付託された陳情第1号大樹町B＆G海洋センタープールの利用期間延長とプールデッキ常設に関する陳情について、3月6日委員会を開催し、審査した結果、趣旨採択と決定したので、会議規則第94条の規定に基づき、報告いたします。

なお、趣旨採択の理由につきましては、大樹町水泳少年団後援会の要望のとおり、教育委員会では、来年度、令和7年度のプール利用期間を前後2週間延長するために、令和7年度予算において措置を行っていること。また、プールデッキの常設については、水質の悪化やほかの利用者が利用するにあたり、支障が出ることが予想されることから、教育委員会と後援会と継続して話し合いを進めていくことで了承を得ていることから、全員一致で趣旨採択とすべきものと決しましたので、委員会の報告といたします。

○議 長

審査結果の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、趣旨採択とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎日程第14 議員派遣について

○議 長

日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任とすることに決しました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

○議長 長

日程第15 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和7年第1回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時31分